

○総務省令第十三号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月五日

総務大臣 石田 真敏

第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令

（第一種指定電気通信設備接続料規則の一部改正）

第一条 第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に

掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

目次

「第一章 略」

第二章 法定機能の内容等（第四条・第五条）

「第三章・第四章 略」

第五章 接続料設定（第十四条―第十八条の三）

第六章 その他の接続料（第十八条の四）

第七章 通信量等の記録（第十九条）

第八章 再計算（第二十条・第二十一条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この省令は、第一種指定電気通信設備との接続に関し当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「事業者」という。）が取得すべき接続料に関して、法定機能の内容等、法定機能ごとの適正な原価及び適正な利潤の算定方法、通信量等の記録及び再計算に関する事項その他の必要な事項を定め、もって接続料が、適正かつ明確に定められ、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なものであることを確保することを目的とする。

（用語）

第二条 この省令において使用する用語は、電気通信事業法（以下「法」という。）及び電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）において使用する用語の例による。

2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

「一〇十三 略」

十四 法定機能 法第三十三条第四項第一号ロの総務省令で定める機能をいう。

十五 特別法定機能 第四条の表一の項の総合デジタル通信端末回線伝送機能及び同表十三の項の機能をいう。

十六 一般法定機能 特別法定機能以外の法定機能をいう。

（遵守義務）

第三条 事業者は、法定機能ごとの接続料に関してこの省令の定めるところによらなければならない。ただし、特別の理由がある場合には、総務大臣の許可を受けて、この省令の規定によらないことができる。

第二章 法定機能の内容等

（法定機能の区分、内容及び対象設備等）

第四条 法定機能は、次の表の上欄及び中欄に定める機能とし、それぞれの法定機能に対応した設備等を同表の下欄に掲げる対象設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設

目次

「第一章 同上」

第二章 機能（第四条・第五条）

「第三章・第四章 同上」

第五章 接続料設定（第十四条 第十八条）

第六章 通信量等の記録（第十九条）

第七章 再計算（第二十条・第二十一条）

附則

第一章 「同上」

（目的）

第一条 この省令は、第一種指定電気通信設備との接続に関し当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「事業者」という。）が取得すべき接続料に関して、電気通信事業法（以下「法」という。）第三十三条第四項第一号ロの機能（以下「機能」という。）、機能ごとの適正な原価及び適正な利潤の算定方法、通信量等の記録及び再計算に関する事項を定め、もって機能ごとの接続料が、適正かつ明確に定められ、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なものであることを確保することを目的とする。

（用語）

第二条 この省令において使用する用語は、法及び電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）において使用する用語の例による。

2 「同上」

「一〇十三 同上」

「新設」

「新設」

（新設）

（遵守義務）

第三条 事業者は、機能ごとの接続料に関してこの省令の定めるところによらなければならない。ただし、特別の理由がある場合には、総務大臣の許可を受けて、この省令の規定によらないことができる。

第二章 機能

（機能）

第四条 法第三十三条第四項第一号ロの総務省令で定める機能は、次の表の上欄及び中欄のとおりとし、それぞれの機能に対応した設備等を同表の下欄に掲げる対象設備及びこれの附属設備

設（以下「対象設備等」という。）とする。

〔略〕

備考

一 表一の項の光信号端末回線伝送機能並びに表六の項の一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能は、帯域が制限される場合におけるものと制限されない場合におけるものとで区分を行うものとする。

〔二・三 略〕

〔法第三十三条第五項機能〕

第五条 法第三十三条第五項の総務省令で定める機能（以下「法第三十三条第五項機能」という。）は、前条の表二の項の機能（加入者交換機能（同表備考二のイに掲げる機能を除く。）、加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能に限る。）、四の項の機能、五の項の機能（中継交換機能、中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能に限る。）、六の項の機能（中継伝送共用機能、中継伝送専用機能及び中継交換機接続伝送専用機能に限る。）及び八の項の機能とする。

第三章 資産及び費用

〔法第三十三条第五項機能に関する資産及び費用の整理の手順等の通知〕

第六条 事業者は、法第三十三条第五項機能に関し、第一種指定電気通信設備を通常用いることができる高度で新しい電気通信技術を利用した効率的なものとなるように新たに構成するものとした場合の当該第一種指定電気通信設備に係る資産及びこの場合に当該第一種指定電気通信設備との接続により当該第一種指定電気通信設備によって提供される電気通信業務に係る通信量又は回線数の増加に応じて増加することとなる当該第一種指定電気通信設備に係る費用を、総務大臣が通知する手順により当該通知において定められる当該手順の適用の日までに整理し、総務大臣に報告しなければならない。

2 前項の整理は、第一種指定電気通信設備を次に掲げる要件を満たすように新たに構成するものとして行うものでなければならない。

〔一〇五 略〕

〔3 略〕

4 第一項の整理は、資産にあつては別表第二の一に掲げる正味固定資産価額算定方法及び別表第二の二に掲げる正味固定資産価額算定に用いる数値を用いて別表第三様式第一による固定資産明細表及び別表第三様式第二による固定資産帰属明細表を作成して、費用にあつては別表第四の一に掲げる費用算定方式、別表第四の二に掲げる共通費等の配賦基準及び別表第四の三に掲げる費用算定に用いる数値を用いて別表第五による設備区分別費用明細表を作成して、行うものでなければならない。

第四章 原価及び利潤の算定

〔原価及び利潤の算定に用いる資産及び費用〕

第七条 事業者は、法第三十三条第五項機能に係る接続料にあつては前条の規定により整理され

並びにこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）とする。

〔同上〕

備考

一 表一の項の光信号端末回線伝送機能及び表六の項の一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能は、帯域が制限される場合におけるものと制限されない場合におけるものとで区分を行うものとする。

〔二・三 同上〕

〔法第三十三条第五項機能〕

第五条 法第三十三条第五項の総務省令で定める機能（以下「法第三十三条第五項機能」という。）は、前条の表二の項（端末系ルータ交換機能、一般収容ルータ優先パケット識別機能、加入者交換機能のうち同表備考二のイの機能、信号制御交換機能、優先接続機能及び番号ポータビリティ機能を除く。）、四の項、五の項（関門系ルータ交換機能を除く。）、六の項（一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能を除く。）及び八の項の機能とする。

第三章 〔同上〕

〔法第三十三条第五項機能に関する資産及び費用の整理の手順等の通知〕

第六条 事業者は、法第三十三条第五項機能に関し、第一種指定電気通信設備を通常用いることができる高度で新しい電気通信技術を利用した効率的なものとなるように新たに構成するものとした場合の当該第一種指定電気通信設備に係る資産及びこの場合に当該第一種指定電気通信設備との接続により当該第一種指定電気通信設備によって提供される電気通信業務に係る通信量又は回線数の増加に応じて増加することとなる当該第一種指定電気通信設備に係る費用を、総務大臣が通知する手順により、当該通知において定められる当該手順の適用の日までに整理し、これを総務大臣に報告しなければならない。

2 前項の整理は、第一種指定電気通信設備を次の各号を確保するように新たに構成するものとして行うものでなければならない。

〔一〇五 同上〕

〔3 同上〕

4 第一項の整理は、資産にあつては別表第二の一に掲げる正味固定資産価額算定方法及び別表第二の二に掲げる正味固定資産価額算定に用いる数値を用いて別表第三様式第一による固定資産明細表及び別表第三様式第二による固定資産帰属明細表を作成して、費用にあつては別表第四の一に掲げる費用算定方式、別表第四の二に掲げる共通費等の配賦基準及び別表第四の三に掲げる費用算定に用いる数値を用いて別表第五による設備区分別費用明細表を作成して、行うものでなければならない。

第四章 〔同上〕

〔原価及び利潤の算定に用いる資産及び費用〕

第七条 事業者は、法第三十三条第五項の機能に係る接続料にあつては前条の規定により整理さ

た第一種指定電気通信設備の資産及び費用に基づいて、それ以外の法定機能に係る接続料にあつては第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成九年郵政省令第九十一号。以下「接続会計規則」という。）に規定する第一種指定設備管理部門に整理された資産及び費用に基づいて、原価及び利潤を算定しなければならない。

（接続料の原価及び利潤）

第八条 一般法定機能に係る接続料の原価及び利潤は、一般法定機能ごとに、当該一般法定機能に係る第一種指定設備管理運営費に第十一条から第十三条までの規定に基づき計算される他人資本費用、自己資本費用、調整額及び利益対応税の合計額を加えて算定するものとする。

2 一般法定機能に係る接続料の原価及び利潤の算定期間は、一年とする。ただし、次に掲げる場合は、一般法定機能に係る接続料の原価及び利潤の算定期間を五年までの期間の範囲内とすることができる。

一 第一種指定電気通信設備にその電気通信設備を接続する電気通信事業者が一般法定機能（法第三十三条第五項機能を除く。）を利用して提供しようとする電気通信役務が新規であり、かつ、今後相当の需要の増加が見込まれるものである場合

〔二略〕

3 特別法定機能に係る接続料の原価及び利潤は、当該特別法定機能と同等の機能を用いて提供される電気通信役務に関する料金から、当該電気通信役務に関する料金の原価（営業費、減価償却費、諸税及び報酬に相当する費用に限る。以下この項において同じ。）に対して営業費から接続会計規則別表第二様式第四の設備区分別費用明細表に記載される費用に相当するものを差し引いたものが占める比率を当該電気通信役務に関する料金に乘じた額を差し引いて算定するものとする。ただし、他の電気通信事業者の選択により、事業者が、当該他の電気通信事業者との間における接続の申込受付及び故障対応に関する連絡調整の業務を行う場合にあっては、算定して得た額に、当該業務に係る費用の料金の原価に占める比率を当該電気通信役務に関する料金に乘じた額を合算して算定することができる。

（第一種指定設備管理運営費の算定）

第九条 一般法定機能に係る第一種指定設備管理運営費は、第四条の表の上欄に掲げる機能の区分ごとに、その対象設備等に係る費用の額を基礎として算定するものとする。

2 前項の費用は、法第三十三条第五項機能に係るものにあつては別表第五の設備区分別費用明細表に記載された費用とし、その他の一般法定機能に係るものにあつては接続会計規則別表第二様式第四の設備区分別費用明細表に記載された費用とする。ただし、前条第二項ただし書の規定に基づき接続料の原価及び利潤を算定する場合における一般法定機能に係る第一種指定設備管理運営費は、同表様式第四の設備区分別費用明細表に記載された費用の額及び通信量等の

れた第一種指定電気通信設備の資産及び費用に基づいて、それ以外の機能に係る接続料にあつては第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成九年郵政省令第九十一号。以下「接続会計規則」という。）に規定する第二種指定設備管理部門に整理された資産及び費用に基づいて、原価及び利潤を算定しなければならない。

（接続料の原価及び利潤）

第八条 接続料（第四条の表一の項のうち総合デジタル通信端末回線伝送機能及び同表十三の項の機能に係る接続料を除く。以下この項及び次項において同じ。）の原価及び利潤は、同条に規定する機能（同表一の項のうち総合デジタル通信端末回線伝送機能及び同表十三の項の機能を除く。以下同じ。）ごとに、当該機能に係る第一種指定設備管理運営費に第十一条から第十三条までの規定に基づき計算される他人資本費用、自己資本費用、調整額及び利益対応税の合計額を加えて算定するものとする。

2 接続料の原価及び利潤の算定期間は、一年とする。ただし、次に掲げる場合は、第四条に規定する機能に係る接続料の原価及び利潤の算定期間を五年までの期間の範囲内とすることができる。

一 第一種指定電気通信設備にその電気通信設備を接続する電気通信事業者が第四条に規定する機能（法第三十三条第五項の機能を除く。）を利用して提供しようとする電気通信役務が新規であり、かつ、今後相当の需要の増加が見込まれるものである場合

〔二同上〕

3 第四条の表一の項のうち総合デジタル通信端末回線伝送機能及び同表十三の項の機能に係る接続料の原価及び利潤は、当該機能と同等の機能を用いて提供される電気通信役務に関する料金から、当該電気通信役務に関する料金の原価（営業費、減価償却費、諸税及び報酬に相当する費用に限る。以下この項において同じ。）に対して営業費から接続会計規則別表第二様式第四の設備区分別費用明細表に記載される費用に相当するものを差し引いたものが占める比率を当該電気通信役務に関する料金に乘じた額を差し引いて算定するものとする。ただし、他の電気通信事業者の選択により、事業者が、当該他の電気通信事業者との間における接続の申込受付及び故障対応に関する連絡調整を行う業務を行う場合にあっては、算定して得た額に、当該業務に係る費用の料金の原価に占める比率を当該電気通信役務に関する料金に乘じた額を合算して算定することができる。

（第一種指定設備管理運営費の算定）

第九条 第四条に規定する機能に係る第一種指定設備管理運営費は、同条の表の上欄に掲げる機能の区分ごとに、その対象設備等に係る費用の額を基礎として算定するものとする。

2 前項の費用は、法第三十三条第五項の機能に係るものにあつては別表第五の設備区分別費用明細表に記載された費用とし、その他の機能に係るものにあつては接続会計規則別表第二様式第四の設備区分別費用明細表に記載された費用とする。ただし、前条第二項ただし書の規定する電気通信役務を提供するために利用される第四条に規定する機能に係る第一種指定設備管理運営費は、同表様式第四の設備区分別費用明細表に記載された費用の額及び通信量等の実績値

実績値を基礎として、合理的な将来の予測に基づき算定するものとする。

(第一種指定設備管理運営費の算定の特例)

第十条 前条の規定にかかわらず、対象設備等が法第三十三条第五項機能に係る設備以外の設備である場合であつて、当該対象設備等が帰属する設備区分が接続会計規則別表第二様式第四の設備区分別費用明細表において独立した設備区分として整理されていないときは、第一種指定設備管理運営費の額は、次に掲げる式により計算することができる。この場合において、対象設備等が法定耐用年数経過後において更改されていないときは、当該対象設備等の取得固定資産価額から残存価額を減じた差額を法定耐用年数で除して得た額を控除するものとする。

第九条の規定により算定される当該一般法定機能と類似の機能(以下「類似機能」という。)に係る

第一種指定設備管理運営費(以下「類似機能」という。)に係る第一種指定設備管理運営費(減価償却費相当額を除く。)

取得固定資産価額 - 対象設備等の残存価額  
+ 法定耐用年数

[2・3 略]

(他人資本費用)

第十一条 一般法定機能に係る他人資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。

他人資本費用 = 当該一般法定機能に係るローン・リース × 他人資本比率 × 他人資本利子率

2 一般法定機能に係るローン・リースの額は、次に掲げる式により計算する。

当該一般法定機能に係るローン・リース = (対象設備等の正味固定資産価額 × (1 + 繰延資産比率 + 投資等比率 + 貯蔵品比率) + 運転資本) × 原価及び利潤の算定期間

3 前項の対象設備等の正味固定資産価額は、法第三十三条第五項機能に係るものにあつては別表第三様式第二の固定資産帰属明細表の正味固定資産価額を基礎として、その他の一般法定機能に係るものにあつては接続会計規則別表第二様式第三の固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎として、算定された額とする。ただし、第八条第二項ただし書の規定に基づき接続料の原価及び利潤を算定する場合における一般法定機能の対象設備等の正味固定資産価額は、同表様式第三の固定資産帰属明細表の帳簿価額及び通信量等の実績値を基礎として合理的な予測に基づき算定された額とする。

4 第二項の繰延資産比率、投資等比率及び貯蔵品比率は、それぞれ、接続会計規則別表第二様式第二に記載された第一種指定設備管理部門の電気通信事業固定資産の額に対する繰延資産及び投資その他の資産(第一種指定電気通信設備の管理運営に不可欠であり、かつ、収益の見込まれないものに限る。)の額の占める比率並びに電気通信事業会計規則別表第二様式第一に記載

を基礎として、合理的な将来の予測に基づき算定するものとする。

(第一種指定設備管理運営費の算定の特例)

第十条 前条の規定にかかわらず、法第三十三条第五項の機能に係る設備以外の設備であつて、対象設備等が帰属する設備区分が接続会計規則別表第二様式第四の設備区分別費用明細表において独立した設備区分として整理されていない場合には、第一種指定設備管理運営費の額は、次に掲げる式により計算することができる。この場合において、対象設備等が法定耐用年数経過後において更改されていないときは、当該対象設備等の取得固定資産価額から残存価額を減じた差額を法定耐用年数で除して得た額を控除するものとする。

第九条の規定により算定される当該機能と類似の機能(以下「類似機能」という。)に係る

第一種指定設備管理運営費(以下「類似機能」という。)に係る第一種指定設備管理運営費(減価償却費相当額を除く。)

取得固定資産価額 - 対象設備等の残存価額  
+ 法定耐用年数

[2・3 同上]

(他人資本費用)

第十一条 第四条に規定する機能に係る他人資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。

他人資本費用 = 当該機能に係るローン・リース × 他人資本比率 × 他人資本利子率

2 第四条に規定する機能に係るローン・リースの額は、次に掲げる式により計算する。

当該機能に係るローン・リース = (対象設備等の正味固定資産価額 × (1 + 繰延資産比率 + 投資等比率 + 貯蔵品比率) + 運転資本) × 原価及び利潤の算定期間

3 前項の対象設備等の正味固定資産価額は、法第三十三条第五項の機能に係るものにあつては別表第三様式第二の固定資産帰属明細表の正味固定資産価額を基礎として、その他の機能に係るものにあつては接続会計規則別表第二様式第三の固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎として算定された額とする。ただし、第八条第二項ただし書の規定する機能の対象設備等の正味固定資産価額は、同表様式第三の固定資産帰属明細表の帳簿価額及び通信量等の実績値を基礎として合理的な予測に基づき算定された額とする。

4 第二項の繰延資産比率、投資等比率及び貯蔵品比率は、それぞれ、接続会計規則別表第二様式第二に記載された第一種指定設備管理部門の電気通信事業固定資産の額に対する繰延資産及び投資その他の資産(第一種指定電気通信設備の管理運営に不可欠であり、かつ、収益の見込まれないものに限る。)の額の占める比率並びに電気通信事業会計規則別表第二様式第一に記載

載された固定資産の額から同表様式第一に記載された投資その他の資産の額を除いた額に対する貯蔵品の額の占める比率の実績値を基礎として算定する。

5 第二項の運転資本の額は、次に掲げる式により計算する。ただし、法第三十三条第五項機能に係る同式の適用については、同式中「対象設備等の第一種指定設備管理運営費（減価償却費、固定資産除却損及び租税公課相当額を除く。）」とあるのは、「対象設備等の第一種指定設備管理運営費（減価償却費、通信設備使用料及び固定資産税相当額を除く。）」とする。

$$\begin{aligned} \text{対象設備等の第一種指定設備管理運} \\ \text{運転資本} &= \text{営業費（減価償却費、固定資産除却損} \\ &\quad \text{及び租税公課相当額を除く。）} \end{aligned}$$

一般法定機能の提供から当該一般法定機能に係る接続料の収納までの平均的な日数  
三百六十五日

[6～9 略]  
(自己資本費用)

第十二条 一般法定機能に係る自己資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。

$$\begin{aligned} \text{自己資本費用} &= \text{当該一般法定機能に係る} \\ &\quad \text{一} \times \text{自己資本比率} \times \text{自己資本利益率} \end{aligned}$$

[2～5 略]  
(調整額)

第十二条の二 一般法定機能に係る調整額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める式により計算する。

一 当期算定方式が第一号将来原価等方式である場合  
調整額 = 0

二 当期算定方式が第二号長期将来原価方式である場合  
次に掲げる場合の区分に応じ、当該イからニまでに定める式

イ 前期算定方式が第一号将来原価等方式である場合  
調整額 = 0

ロ 前期算定方式及び前々期算定方式が実績原価等方式である場合  
調整額 = 前期費用収入間引調整額 + 前々期費用収入間引調整額

ハ 前期算定方式及び前々期算定方式が第一号長期将来原価方式又は実績原価等方式である場合（ロに掲げる場合を除く。）

ニ イからハまでに掲げる場合以外の場合  
調整額 = 前期費用収入間引調整額 + 前々期差額実績引調整額

調整額 = 前期費用収入間引調整額

三 当期算定方式が実績原価等方式である場合 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める式

イ 前期算定方式が第一号将来原価等方式である場合

載された固定資産の額から同様式に記載された投資その他の資産の額を除いた額に対する貯蔵品の額の占める比率の実績値を基礎として算定する。

5 第二項の運転資本の額は、次に掲げる式により計算する。ただし、法第三十三条第五項の機能に係るものにあつては、「対象設備等の第一種指定設備管理運営費（減価償却費、固定資産除却損及び租税公課相当額を除く。）」とあるのは、「対象設備等の第一種指定設備管理運営費（減価償却費、通信設備使用料及び固定資産税相当額を除く。）」と読み替えるものとする。

$$\begin{aligned} \text{対象設備等の第一種指定設備管理運} \\ \text{運転資本} &= \text{営業費（減価償却費、固定資産除却損} \\ &\quad \text{及び租税公課相当額を除く。）} \end{aligned}$$

第四条に規定する機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数  
三百六十五日

[6～9 同上]  
(自己資本費用)

第十二条 第四条に規定する機能に係る自己資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。

$$\begin{aligned} \text{自己資本費用} &= \text{当該機能に係る} \\ &\quad \text{一} \times \text{自己資本比率} \times \text{自己資本利益率} \end{aligned}$$

[2～5 同上]  
(調整額)

第十二条の二 第四条に規定する機能に係る調整額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める式により計算する。

一 第八条第二項第一号に該当するものとして同項ただし書の規定に基づき接続料の原価及び利潤を算定する場合並びに当該原価及び利潤に基づき設定した接続料を変更する場合  
調整額 = 0

二 第八条第二項第二号に該当するものとして同項ただし書の規定に基づき接続料の原価及び利潤を算定する場合であつて前号に掲げる場合以外の場合（原価及び利潤の算定期間が一年を超える場合に限る。）並びに当該原価及び利潤に基づき設定した接続料を変更する場合  
当該機能に係る前算定期間（前算定期間及び前々算定期間が1年である場合は、前算定期間及び前々算定期間とする。以下この号において同じ。）における費用（前年度の費用については、合理的な予測に基づき算定するものとする。）

当該機能に係る前算定期間における調整額（当該調整額に係る費用及び需要は実績値に基づき算定するものとする。）  
当該機能に係る前算定期間における接続料に係る収入（前年度の需要については合理的な予測に基づき算定するものとする。）

調整額 = 前算定期間及び前々算定期間とする。以下この号において同じ。）における費用（前年度の費用については、合理的な予測に基づき算定するものとする。）

調整額 = 前算定期間及び前々算定期間とする。以下この号において同じ。）における費用（前年度の費用については、合理的な予測に基づき算定するものとする。）

調整額 = 前算定期間及び前々算定期間とする。以下この号において同じ。）における費用（前年度の費用については、合理的な予測に基づき算定するものとする。）

三 前々算定期間における接続料の原価及び利潤が、第八条第二項第一号に該当するものとして同項ただし書の規定に基づき算定されたものである場合（前号に該当する場合を除く。）

調整額 = 0

調整額＝0

ロ 前期算定方式が第二号長期将来原価方式である場合であつて、前々期算定方式が第一号将来原価等方式であるとき

調整額＝前々期費用収入間引調整額

ハ 前期算定方式が第二号長期将来原価方式である場合（ロに掲げる場合を除く。）

調整額＝前々期費用収入間引調整額＋前々期差額実績引調整額

ニ 前期算定方式が実績原価等方式である場合であつて、前々期算定方式が第一号将来原価等方式であるとき

調整額＝0

ホ 前期算定方式が実績原価等方式である場合であつて、前々期算定方式が第二号長期将来原価方式であるとき

調整額＝前々期差額実績引調整額

ヘ イからホまでに掲げる場合以外の場合

調整額＝前々期費用収入間引調整額

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 第一号将来原価等方式 第八条第二項第一号に該当するものとして同項ただし書の規定に基づき接続料の原価及び利潤を算定する方式又は第六条の規定により整理された第一種指定

電気通信設備の資産及び費用に基づき接続料の原価及び利潤を算定する方式をいう。

二 第二号長期将来原価方式 第八条第二項第二号に該当するものとして同項ただし書の規定に基づき接続料の原価及び利潤を算定する方式であつて、当該原価及び利潤の算定期間が一年を超えるものをいう。

三 実績原価等方式 接続料の原価及び利潤を算定する方式であつて、前二号に掲げる方式以

四 前々算定期間における接続料の原価及び利潤が、第八条第二項第二号に該当するものとして同項ただし書の規定に基づき算定されたもの（原価及び利潤の算定期間が一年を超える場合に限る。）である場合（第一号に該当する場合を除く。）

調整額＝当該機能に係る費用及び損失を実績値に基づき算定した前算定期間の調整額

一 当該機能に係る前算定期間の調整額

五 第六条の規定により整理された第一種指定電気通信設備の資産及び費用に基づき接続料の原価及び利潤を算定する場合

調整額＝0

六 前各号に掲げる場合以外の場合

調整額＝当該機能に係る前々算定期間における費用

＋当該機能に係る前々算定期間における調整額

－当該機能に係る前々算定期間における接続料に係る収入

2 前項の費用は、第一種指定設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額とする。



外のものをいう。

四 当期算定方式 前項の規定により計算しようとする調整額がその原価及び利潤に算入される接統料が設定される算定期間における当該接統料の算定方式の種類をいう。

五 前期算定方式 前期算定期間(前号に規定する算定期間の直前の算定期間をいう。以下この項において同じ。)において設定される接統料の算定方式の種類をいう。

六 前々期算定方式 前々期算定期間(前期算定期間の直前の算定期間をいう。第九号において同じ。)において設定される接統料の算定方式の種類をいう。

七 前期費用収入間予測差額 前期算定期間における費用の額(前年度の費用(第一種指定設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額であつて、前項の規定により調整額を算定する機能に係るものをいう。次号及び第九号において同じ。))は、合理的な予測に基づき計算するものとする。)と前期算定期間における接統料の原価及び利潤に算入された調整額との合計額から、前期算定期間における接統料収入の額(前年度の需要は、合理的な予測に基づき計算するものとする。)を減じた額をいう。

八 前々期差額実績予測間差分 前々期算定期間における費用(実績値に基づくものとする。次号において同じ。)の額から前々期算定期間における接統料収入(実績値に基づくものとする。次号において同じ。)の額を減じた額から、前々期算定期間における費用(前期算定期間において設定された接統料の原価及び利潤に算入された調整額の計算に用いられたものとする。)の額から前々期算定期間における接統料収入(前期算定期間において設定された接統料の原価及び利潤に算入された調整額の計算に用いられたものとする。)の額を減じた額を減じた額をいう。

九 前々期費用収入間差額 前々期算定期間における費用の額と前々期算定期間における接統料の原価及び利潤に算入された調整額との合計額から、前々期算定期間における接統料収入の額を減じた額をいう。

(利益対応税)

第十三条 一般法定機能に係る利益対応税の額は、次に掲げる式により計算する。

$$\text{利益対応税} = (\text{自己資本費用} + \text{一般法定機能に係るローン・リース・他入資本比率} \times \text{有利子負債以外の負債比率} \times \text{利子補当率}) \times \text{利益対応税率}$$

[2・3 略]

4 前項の利益対応税率は、法人税、事業税及びその他所得に課される税の税率の合計を基礎として算定された値とする。

第五章 接統料設定

(接統料設定の原則)

第十四条 接統料は、一般法定機能ごとに、当該接統料に係る収入が当該接統料の原価及び利潤の合計額に一致するように定めなければならない。

2 前項の接統料に係る収入は、当該接統料を算定する一般法定機能ごとの通信量等の直近の実績値に当該接統料を乗じて得た額とする。ただし、第八条第二項ただし書又は第十条の規定に

外のものをいう。

四 当期算定方式 前項の規定により計算しようとする調整額がその原価及び利潤に算入される接統料が設定される算定期間における当該接統料の算定方式の種類をいう。

五 前期算定方式 前期算定期間(前号に規定する算定期間の直前の算定期間をいう。以下この項において同じ。)において設定される接統料の算定方式の種類をいう。

六 前々期算定方式 前々期算定期間(前期算定期間の直前の算定期間をいう。第九号において同じ。)において設定される接統料の算定方式の種類をいう。

七 前期費用収入間予測差額 前期算定期間における費用の額(前年度の費用(第一種指定設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額であつて、前項の規定により調整額を算定する機能に係るものをいう。次号及び第九号において同じ。))は、合理的な予測に基づき計算するものとする。)と前期算定期間における接統料の原価及び利潤に算入された調整額との合計額から、前期算定期間における接統料収入の額(前年度の需要は、合理的な予測に基づき計算するものとする。)を減じた額をいう。

八 前々期差額実績予測間差分 前々期算定期間における費用(実績値に基づくものとする。次号において同じ。)の額から前々期算定期間における接統料収入(実績値に基づくものとする。次号において同じ。)の額を減じた額から、前々期算定期間における費用(前期算定期間において設定された接統料の原価及び利潤に算入された調整額の計算に用いられたものとする。)の額から前々期算定期間における接統料収入(前期算定期間において設定された接統料の原価及び利潤に算入された調整額の計算に用いられたものとする。)の額を減じた額を減じた額をいう。

九 前々期費用収入間差額 前々期算定期間における費用の額と前々期算定期間における接統料の原価及び利潤に算入された調整額との合計額から、前々期算定期間における接統料収入の額を減じた額をいう。

(利益対応税)

第十三条 第四条に規定する機能に係る利益対応税の額は、次に掲げる式により計算する。

$$\text{利益対応税} = (\text{自己資本費用} + \text{一般法定機能に係るローン・リース・他入資本比率} \times \text{有利子負債以外の負債比率} \times \text{利子補当率}) \times \text{利益対応税率}$$

[2・3 同上]

4 前項の利益対応税率は、法人税、事業税及びその他所得に課される税の税率の合計を基礎として算定された値とする。

第五章 「同上」

(接統料設定の原則)

第十四条 接統料は、第四条に規定する機能ごとに、当該接統料に係る収入が、当該接統料の原価に一致するように定めなければならない。

2 前項の接統料に係る収入は、当該接統料を算定する機能ごとの通信量等の直近の実績値に当該接統料を乗じて得た額とする。ただし、第八条第二項ただし書又は第十条の規定に基づき接

に基づき接続料の原価を算定した場合は、通信量等の直近の実績値に代えて将来の合理的な通信量等の予測値を用いるものとする。

〔3 略〕

(利用者料金との比較による接続料の水準の調整)

第十四条の二 接続料の水準は、当該接続料に係る特定接続がある場合には当該特定接続に関する事業者が取得すべき金額も考慮して、当該事業者が提供する電気通信役務（卸電気通信役務を除く。）に関する料金の水準との関係により、当該事業者の設置する第一種指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こさないものとする方法により設定するものとする。ただし、利用者料金の水準が不当な競争を引き起こすものである場合等、当該方法によつては接続料の水準を設定することが困難な場合（第三条ただし書の規定により総務大臣の許可を受ける場合を除く。）は、この省令の他の規定（第三条ただし書の規定を除く。）により接続料の水準を最も低いものとなるように設定すれば足りる。

(端末系交換機能等の接続料)

第十五条 第四条の表二の項の機能（加入者交換機能、信号制御交換機能及び優先接続機能に限る。）及び五の項の中継交換機能の接続料は、少なくとも、通信路を設定する機能及び通信路を保持する機能の別に、それぞれの機能に関連する部分の費用が対象設備等の費用に対して占める比率等を勘案して設定するものとする。ただし、合理的な理由がある場合には、この限りでない。

2 前項の場合において、通信路を設定する機能の接続料は通信回数を単位として、通信路を保持する機能の接続料は通信時間を単位として、それぞれ設定するものとする。この場合において、合理的な理由があるときは、通信ビット数その他の単位を組み合わせて定めることができる。

3 第四条の表二の項の一般収容ルータ優先パケット識別機能に係る接続料は、契約数を単位として設定するものとする。ただし、合理的な理由がある場合には、この限りでない。

(番号ポータビリティ機能の接続料)

第十五条の二 第四条の表二の項の番号ポータビリティ機能の接続料は、当該機能により通信路が変更された通信の回数を単位として設定するものとする。ただし、固定端末系伝送路設備を直接収容する交換等設備を設置する電気通信事業者が当該機能の接続料を負担すべき電気通信事業者から当該機能の接続料の額に相当する金額を取得し当該機能の接続料を事業者に支払うことに合理的な理由があり、その支払いが確保される場合には、当該回数に代えて、当該機能に係る第一種指定端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号の数を単位として設定することができる。

(市内伝送機能等の接続料)

接続料の原価を算定した場合は、通信量等の直近の実績値に代えて将来の合理的な通信量等の予測値を用いるものとする。

〔3 同上〕

(利用者料金との比較による接続料の水準の調整)

第十四条の二 接続料の水準は、当該接続料に係る特定接続がある場合には当該特定接続に関する事業者が取得すべき金額も考慮して、当該事業者が提供する電気通信役務（卸電気通信役務を除く。）に関する料金の水準との関係により、当該事業者の設置する第一種指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こさないものとする方法により設定するものとする。ただし、利用者料金の水準が不当な競争を引き起こすものである場合等、当該方法によつては接続料の水準を設定することが困難な場合（第三条ただし書の規定により総務大臣の許可を受ける場合を除く。）は、この省令の他の規定（第三条ただし書の規定を除く。）により接続料の水準を最も低いものとなるように設定すれば足りる。

(端末系交換機能等の接続料)

第十五条 第四条の表二の項（端末系ルータ交換機能、一般収容ルータ優先パケット識別機能、番号ポータビリティ機能、加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能を除く。）及び五の項（関門系ルータ交換機能、中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能を除く。）の機能の接続料は、少なくとも、通信路の設定を行う機能及び通信路を保持する機能の別に、それぞれの機能に関連する部分の費用が対象設備等の費用に対して占める比率等を勘案して設定するものとする。ただし、合理的な理由がある場合には、この限りでない。

2 前項の場合において、通信路の設定を行う機能の接続料は通信回数を単位として、通信路を保持する機能の接続料は通信時間を単位として、それぞれ設定するものとする。この場合において、合理的な理由があるときは、通信ビット数その他の単位を組み合わせて定めることができる。

3 第四条の表二の項（一般収容ルータ優先パケット識別機能に限る。）の機能に係る接続料は、契約数を単位として設定するものとする。ただし、合理的な理由がある場合には、この限りでない。

(番号ポータビリティ機能の接続料)

第十五条の二 第四条の表二の項（番号ポータビリティ機能に限る。）の機能の接続料は、当該機能により通信路が変更された通信の回数を単位として設定するものとする。ただし、固定端末系伝送路設備を直接収容する交換等設備を設置する電気通信事業者が当該機能の接続料を負担すべき電気通信事業者から当該機能の接続料の額に相当する金額を取得し当該機能の接続料を事業者に支払うことに合理的な理由があり、その支払いが確保される場合には、当該回数に代えて、当該機能に係る第一種指定端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号の数を単位として設定することができる。

(市内伝送機能等の接続料)

第十六条 第四条の表二の項の加入者交換機専用トランクポート機能、四の項の機能、五の項の中継交換機共用トランクポート機能及び六の項の中継伝送共用機能の接続料は、通信時間を単位として設定するものとする。この場合において、合理的な理由があるときは、距離その他の単位を組み合わせて定めることができる。

(加入者交換機専用トランクポート機能等の接続料)

第十六条の二 第四条の表二の項の機能(加入者交換機専用トランクポート機能に限る。次項において同じ。)、五の項の機能(中継交換機専用トランクポート機能に限る。次項において同じ。及び六の項の機能(中継交換機接続伝送専用機能に限る。次項において同じ。))の接続料は、回線容量を単位として設定するものとする。

2 前項の場合において、接続料の単位は、第四条の表二の項及び五の項の機能については少なくとも一、五三六キロビット毎秒相当以下に、同表六の項の機能については五二メガビット毎秒相当以下に、それぞれ細分化して設定するものとする。

(端末回線伝送機能等の接続料)

第十七条 第四条の表一の項の機能(帯域分割端末回線伝送機能、光信号端末回線伝送機能、総合デジタル通信端末回線伝送機能及びその他端末回線伝送機能に限る。)、三の項から三の三の項までの機能、六の項の機能(中継伝送専用機能、一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能に限る。)、六の二の項の特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能及び六の三の項から七の二の項までの機能の接続料は、回線容量又は回線数を単位として設定するものとする。この場合において、合理的な理由があるときは、距離その他の単位を組み合わせて定めることができる。

2 前項の場合において、接続料の単位は、第四条の表一の項、三の項から三の三の項まで、六の項及び七の項の機能については、回線容量にあつては少なくとも一、五三六キロビット毎秒相当以下に、光信号伝送用の回線数にあつては芯線数ごとに、それぞれ細分化して設定するものとする。

第十七条の二 第四条の表一の項の機能(一般帯域透過端末回線伝送機能及び特別帯域透過端末回線伝送機能に限る。))の接続料は、回線数を単位として設定するものとする。

2 第四条の表一の項の一般帯域透過端末回線伝送機能の接続料は、第七条及び第八条の規定に基づき算定した第一種指定端末系伝送路設備(アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものであつて、当該設備の一部に光信号伝送用の回線を設置していないものに限る。以下この条において同じ。))に係る原価及び利潤の総額(特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものを除く。))を、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数(特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものを除く。))で除して得た額をもって設定するものとする。

3 第四条の表一の項の特別帯域透過端末回線伝送機能の接続料は、第七条及び第八条の規定に基づき算定した第一種指定端末系伝送路設備に係る原価及び利潤の総額(特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものに限る。))を、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数(特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものに限る。))で除して得た額をもって設定するものとする。

第十六条 第四条の表二の項(加入者交換機専用トランクポート機能に限る。)、四の項、五の項(中継交換機共用トランクポート機能に限る。))及び六の項(中継伝送共用機能に限る。))の機能の接続料は、通信時間を単位として設定するものとする。この場合において、合理的な理由があるときは、距離その他の単位を組み合わせて定めることができる。

(加入者交換機専用トランクポート機能等の接続料)

第十六条の二 第四条の表二の項(加入者交換機専用トランクポート機能に限る。以下この条において同じ。)、五の項(中継交換機専用トランクポート機能に限る。以下この条において同じ。))及び六の項(中継交換機接続伝送専用機能に限る。以下この条において同じ。))の機能の接続料は、回線容量を単位として設定するものとする。

2 前項の場合において、接続料の単位は、第四条の表二の項及び五の項の機能については少なくとも一、五三六キロビット毎秒相当以下に、六の項については五二メガビット毎秒相当以下に、各々細分化して設定するものとする。

(端末回線伝送機能等の接続料)

第十七条 第四条の表一の項(一般帯域透過端末回線伝送機能及び特別帯域透過端末回線伝送機能を除く。)、三の項から三の三の項まで、六の項(中継伝送共用機能及び中継交換機接続伝送専用機能を除く。)、六の二の項(特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能に限る。)、六の三の項、七の項及び七の二の項の機能の接続料は、回線容量又は回線数を単位として設定するものとする。この場合において、合理的な理由があるときは、距離その他の単位を組み合わせて定めることができる。

2 前項の場合において、接続料の単位は、第四条の表一の項、三の項から三の三の項まで、六の項及び七の項の機能については、回線容量にあつては少なくとも一、五三六キロビット毎秒相当以下に、光信号伝送用の回線数にあつては芯線数ごとに、各々細分化して設定するものとする。

第十七条の二 第四条の表一の項(一般帯域透過端末回線伝送機能及び特別帯域透過端末回線伝送機能に限る。))の機能の接続料は、回線数を単位として設定するものとする。

2 前項の機能(一般帯域透過端末回線伝送機能に限る。))の接続料は、第七条及び第八条の規定に基づき算定した第一種指定端末系伝送路設備(アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものであつて、当該設備の一部に光信号伝送用の回線を設置していないものに限る。以下この条において同じ。))に係る原価及び利潤の総額(特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものを除く。))を、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数(特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものを除く。))で除して得た額をもって設定するものとする。

3 第一項の機能(特別帯域透過端末回線伝送機能に限る。))の接続料は、第七条及び第八条の規定に基づき算定した第一種指定端末系伝送路設備に係る原価及び利潤の総額(特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものに限る。))を、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数(特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものに限る。))で除して得た額をもって設定するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数（特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものに限る。）が零である場合にあつては、第四条の表一の項の特別帯域透過端末回線伝送機能の接続料は、第七条及び第八条の規定に基づき算定した第一種指定端末系伝送路設備に係る原価及び利潤の総額（き線点近傍の電柱等から第一種指定市内交換局までの間の設備に係るものを除く。）を、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数で除して得た額をもつて設定するものとする。

〔削る〕

〔削る〕

（一般中継系ルータ交換伝送機能に係る接続料）

第十八条の二 第四条の表六の二の項の一般中継系ルータ交換伝送機能に係る接続料は、通信量を単位として設定するものとする。ただし、合理的な理由がある場合には、この限りでない。

（SIPサーバ機能に係る接続料）

第十八条の三

第六章 その他の接続料

（その他の接続料に係る法第三十三条第四項第二号の総務省令で定める方法）

第十八条の四 法定機能に係る接続料以外の接続料に係る法第三十三条第四項第二号の総務省令で定める方法は、前三章の規定に準じて算定する方法とする。

第七章 通信量等の記録

（通信量等の記録）

第十九条 法第三十三条第十二項の規定による通信量又は回線数の記録は、法定機能ごとに、通信量にあつては別表第六様式第一により、回線数にあつては別表第六様式第二により行うほか、認可接続約款等において第十四条第三項の規定に基づき設定した単位（次項及び第三項において「設定単位」という。）の通信量又は回線数にあつては適宜の様式により行わなければならない。

2 法第三十三条第十二項の総務省令で定める事項は、別表第七に掲げるもの及びそれ以外の設定単位（通信量及び回線数以外のものに限る。次項において同じ。）とする。

3 法第三十三条第十二項の規定による前項の事項の記録は、別表第七に掲げるものにあつては別表第八により、それ以外の設定単位にあつては適宜の様式により、行わなければならない。

4 第一項及び前項の記録は、毎事業年度経過後六月内を期限として行い、その結果は三年間保存しておくなければならない。

5 第一項及び第三項の記録並びに前項の保存は、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他

する。

4 前項の規定にかかわらず、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数（特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものに限る。）が零である場合にあつては、第一項の機能（特別帯域透過端末回線伝送機能に限る。）の接続料は、第七条及び第八条の規定に基づき算定した第一種指定端末系伝送路設備に係る原価及び利潤の総額（き線点近傍の電柱等から第一種指定市内交換局までの間の設備に係るものを除く。）を、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数で除して得た額をもつて設定するものとする。

第十八条の二 削除

第十八条の三 削除

（一般中継系ルータ交換伝送機能に係る接続料）

第十八条の四 第四条の表六の二の項（一般中継系ルータ交換伝送機能に限る。）の機能に係る接続料は、通信量を単位として設定するものとする。ただし、合理的な理由がある場合には、この限りでない。

（SIPサーバ機能に係る接続料）

第十八条の五

〔新設〕

第六章 〔同上〕

（通信量等の記録）

第十九条 法第三十三条第十二項の規定による記録をしようとする者は第四条に規定する機能ごとに、通信量にあつては別表第六様式第一により、回線数にあつては別表第六様式第二により記録しておくなければならない。

2 法第三十三条第十二項の総務省令で定める事項は別表第七に掲げるものとする。

3 法第三十三条第十二項の規定による記録をしようとする者は、前項の事項を別表第八により記録しておくなければならない。

4 法第三十三条第十二項の規定による記録をしようとする者は、第一項及び前項の記録を毎事業年度経過後六月内を期限として行い、その結果を三年間保存しておくなければならない。この場合、第一項及び前項の記録は電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。）によりすることができる。

〔新設〕

の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。)により行うことができる。

#### 第八章 再計算

(接続料の再計算の期間)

第二十条 法第三十三条第十四項の総務省令で定める期間は、一年間とする。

(接続料の再計算)

第二十一条 事業者は、法第三十三条第十四項の規定により再計算した接続料を、法第三十三条第五項機能に係るもの並びに第八条第二項ただし書の規定に基づき接続料の原価及び利潤を算定した一般法定機能に係るものにあつては再計算後直ちに、その他の一般法定機能に係るものにあつては毎事業年度経過後七月以内に、その算出の根拠に関する説明を記載した書類を添えて総務大臣に報告しなければならない。

#### 第七章 「同上」

(接続料の再計算の期間)

第二十条 法第三十三条第十四項の総務省令で定める期間は、一年間とする。

(接続料の再計算)

第二十一条 事業者は、法第三十三条第十四項の規定により再計算した接続料を、法第三十三条第五項の機能に係るものにあつては再計算後直ちに、その他の機能(第四条の表一の項のうち総合デジタル通信端末回線伝送機能及び同表十三の項の機能を除く。)に係るものにあつては毎事業年度経過後七月以内にその算出の根拠に関する説明を記載した書類を添えて総務大臣に報告しなければならない。

別表第2の1（第6条関係） 正味固定資産価額算定方法

[略]

設備区分	算定方法
[略]	
電力設備（交流無停電電源装置）	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される交流200Vを要する設備（監視設備（総合監視））の交流200V所要電流の合計に3の平方根及び交流無停電電源装置出力電圧0.2kVを乗じたものを、当該局の交流200V所要容量とする。</p> <p>(3) [略]</p> <p>2 [略]</p>
[略]	
電力設備（小規模局用電源装置）	<p>1 RT-BOX以外の局に設置する場合の設備量の算定</p> <p>局ごとに、当該局に設置される設備の所要電流値の合計を、小規模局用電源装置1台当たりの最大電流で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を、当該局の小規模局用電源装置台数とする。</p> <p><u>2 RT-BOXに設置する場合の設備量の算定</u></p> <p>局ごとに、当該局に設置される設備（局設置簡易遠隔収容装置を除く。）の所要電流値の合計を、小規模局用電源装置（RT-BOX用最大規格）の1台当たりの最大電流で除したもの（1に満たない端数は、切り捨てるものとする。）を当該局の小規模局用電源装置台数とする。また、それによって生じた所要電流値の余りから選定される小規模局用電源装置（RT-BOX用直近上位規格）台数を小規模局用電源装置台数に加える。</p> <p><u>3 投資額の算定</u></p> <p>局ごとに次の算定式により、前二項の規定に基づき算定した台数を用い局ごと小規模局用電源装置投資額を求め、全ての局の局ごと小規模局用電源装置投資額を合算し、小規模局用電源装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと小規模局用電源装置投資額  <math display="block">= \text{小規模局用電源装置台数} \times \text{小規模局用電源装置単価}</math></p>
[略]	
機械室土地	<p>1 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>ア [略]</p>

別表第2の1（第6条関係） [同左]

[同左]

設備区分	算定方法
[同左]	
電力設備（交流無停電電源装置）	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) [同左]</p> <p>(2) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される交流200Vを要する設備（監視装置（総合監視））の交流200V所要電流の合計に3の平方根及び交流無停電電源装置出力電圧0.2kVを乗じたものを、当該局の交流200V所要容量とする。</p> <p>(3) [同左]</p> <p>2 [同左]</p>
[同左]	
電力設備（小規模局用電源装置）	<p>1 設備量の算定</p> <p>局設置遠隔収容装置設置局及び局設置簡易遠隔収容装置設置局ごとに、当該局に設置される設備（局設置簡易遠隔収容装置を除く。）の所要電流値の合計を、小規模局用電源装置1台当たりの最大電流で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を、当該局の小規模局用電源装置台数とする。</p> <p>[新設]</p> <p><u>2 投資額の算定</u></p> <p>局ごとに次の算定式により、前項の規定に基づき算定した台数を用い局ごと小規模局用電源装置投資額を求め、全ての局の局ごと小規模局用電源装置投資額を合算し、小規模局用電源装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと小規模局用電源装置投資額  <math display="block">= \text{小規模局用電源装置台数} \times \text{小規模局用電源装置単価}</math></p>
[同左]	
機械室土地	<p>1 [同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>(1) [同左]</p> <p>ア [同左]</p>

イ 当該局が平屋局の場合、機械室建物面積を平屋局容積率で除したものの、地上鉄塔土地面積及び駐車スペース等土地面積の合計から駐車スペース面積のうちデータ系に係るもの（回線数比により算定するものとする。）を控除したものを、当該局の機械室土地面積とする。

(2) 当該局がRT-BOXの場合、RT-BOX土地面積及び地上鉄塔土地面積の合計から駐車スペース面積のうちデータ系に係るもの（回線数比により算定するものとする。）を控除したものを、当該局の機械室土地面積とする。

3 [略]

[略]

別表第2の2（第6条関係） 正味固定資産価額算定に用いる数値

項目	数値	単位
[略]		
き線管路総延長	132,069	km
[略]		
電線共同溝総延長	1,483	km
情報ボックス総延長	8,122	km
[略]		
架当たりユニット数（分岐挿入伝送装置2.4G）	7.5	ユニット／架
架当たりユニット数（分岐挿入伝送装置10G）	4.5	ユニット／架
[略]		
架当たり156Mインタフェース数（分岐挿入伝送装置2.4G）	48	156M I F／架
[略]		
分岐挿入伝送装置2.4G基本部電流	0	A／台
分岐挿入伝送装置2.4Gユニット電流	3.2	A／ユニット
分岐挿入伝送装置2.4G架面積	2	m <sup>2</sup> ／架
[略]		
分岐挿入伝送装置10Gユニット電流	5.5	A／ユニット
[略]		

イ 当該局が平屋局の場合、機械室建物面積を平屋局容積率で除したものの及び駐車スペース等土地面積の合計を、当該局の機械室土地面積とする。

(2) 当該局がRT-BOXの場合、RT-BOX土地面積を、当該局の機械室土地面積とする。

3 [同左]

[同左]

別表第2の2（第6条関係） [同左]

項目	数値	単位
[同左]		
き線管路総延長	134,772	km
[同左]		
電線共同溝総延長	1,468	km
情報ボックス総延長	8,065	km
[同左]		
架当たりユニット数（分岐挿入伝送装置2.4G）	2	ユニット／架
架当たりユニット数（分岐挿入伝送装置10G）	3	ユニット／架
[同左]		
架当たり156Mインタフェース数（分岐挿入伝送装置2.4G）	4	156M I F／架
[同左]		
分岐挿入伝送装置2.4G基本部電流	6.2	A／台
分岐挿入伝送装置2.4Gユニット電流	4	A／ユニット
分岐挿入伝送装置2.4G架面積	1.08	m <sup>2</sup> ／架
[同左]		
分岐挿入伝送装置10Gユニット電流	8.3	A／ユニット
[同左]		





交流無停電電源装置所要面積(16)	30	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積(17)	20	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積(18)	30	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積(19)	50	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積(20)	40	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積(21)	50	m <sup>2</sup>

[略]		
蓄電池容量算出係数（遠隔収容装置設置局及びRT-BOX（局設置簡易遠隔収容装置設置局を除く。）（作業員の到着に1.5時間以上を要するもの及び災害対策の強化を目的とするものを除く。）、保持時間：10時間）	12.6	AH/A
蓄電池容量算出係数（遠隔収容装置設置局及びRT-BOX（局設置簡易遠隔収容装置設置局を除く。）（作業員の到着に1.5時間以上を要するものに限る。）、保持時間：18時間）	21.7	AH/A
蓄電池容量算出係数（遠隔収容装置設置局及びRT-BOX（局設置簡易遠隔収容装置設置局を除く。）（災害対策の強化を目的とするものに限る。）、保持時間：36時間）	39.7	AH/A
蓄電池容量算出係数（局設置簡易遠隔収容装置設置局（作業員の到着に1.5時間以上を要するもの及び災害対策の強化を目的とするものを除く。）、保持時間：2時間）	5.0	AH/A
蓄電池容量算出係数（局設置簡易遠隔収容装置設置局（作業員の到着に1.5時間以上を要するものに限る。）、保持時間：10時間）	15.3	AH/A
蓄電池容量算出係数（局設置簡易遠隔収容装置設置局（災害対策の強化を目的とするものに限る。）、保持時間：28時間）	33.3	AH/A

[略]		
整流装置用蓄電池所要面積(10)	23	m <sup>2</sup>

[略]		
小規模局用電源装置1台当たりの最大電流（RT-BOX）(1)	37.5	A
小規模局用電源装置1台当たりの最大電流（RT-BOX）(2)	50	A
小規模局用電源装置1台当たりの最大電流（RT-BOX）(3)	100	A

[略]		
小規模局用電源装置1台当たりの所要面積（RT-BOX）(1)	9	m <sup>2</sup>
小規模局用電源装置1台当たりの所要面積（RT-BOX）(2)	9	m <sup>2</sup>
小規模局用電源装置1台当たりの所要面積（RT-BOX）(3)	9	m <sup>2</sup>

[略]		
-----	--	--

交流無停電電源装置所要面積(14)	20	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積(15)	30	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積(16)	50	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積(17)	40	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積(18)	50	m <sup>2</sup>

[同左]		
蓄電池容量算出係数（遠隔収容装置設置局、保持時間：10時間）	12.6	AH/A
蓄電池容量算出係数（局設置簡易遠隔収容装置設置局、保持時間：2時間）	5.0	AH/A

[同左]		
整流装置用蓄電池取得面積(10)	23	m <sup>2</sup>

[同左]		
小規模局用電源装置1台当たりの最大電流（RT-BOX）	100	A

[同左]		
小規模局用電源装置1台当たりの所要面積（RT-BOX）	9	m <sup>2</sup>

[同左]		
------	--	--

RT-BOX土地面積	75	m <sup>2</sup>
駐車スペース面積	21	m <sup>2</sup>
[略]		
土地単価時点補正係数 (北海道)	<u>0.8009</u>	—
土地単価時点補正係数 (青森県)	<u>0.6907</u>	—
土地単価時点補正係数 (岩手県)	<u>0.7265</u>	—
土地単価時点補正係数 (宮城県)	<u>0.9647</u>	—
土地単価時点補正係数 (秋田県)	<u>0.6519</u>	—
土地単価時点補正係数 (山形県)	<u>0.7589</u>	—
土地単価時点補正係数 (福島県)	<u>0.8078</u>	—
土地単価時点補正係数 (茨城県)	<u>0.7287</u>	—
土地単価時点補正係数 (栃木県)	<u>0.7500</u>	—
土地単価時点補正係数 (群馬県)	<u>0.7542</u>	—
土地単価時点補正係数 (埼玉県)	<u>0.8701</u>	—
土地単価時点補正係数 (千葉県)	<u>0.8862</u>	—
土地単価時点補正係数 (東京都)	<u>0.9895</u>	—
土地単価時点補正係数 (神奈川県)	<u>0.9184</u>	—
土地単価時点補正係数 (新潟県)	<u>0.7829</u>	—
土地単価時点補正係数 (富山県)	<u>0.8353</u>	—
土地単価時点補正係数 (石川県)	<u>0.7852</u>	—
土地単価時点補正係数 (福井県)	<u>0.7356</u>	—
土地単価時点補正係数 (山梨県)	<u>0.7724</u>	—
土地単価時点補正係数 (長野県)	<u>0.7705</u>	—
土地単価時点補正係数 (岐阜県)	<u>0.8238</u>	—
土地単価時点補正係数 (静岡県)	<u>0.8509</u>	—
土地単価時点補正係数 (愛知県)	<u>0.9716</u>	—
土地単価時点補正係数 (三重県)	<u>0.8074</u>	—
土地単価時点補正係数 (滋賀県)	<u>0.8770</u>	—
土地単価時点補正係数 (京都府)	<u>0.9126</u>	—
土地単価時点補正係数 (大阪府)	<u>0.9035</u>	—
土地単価時点補正係数 (兵庫県)	<u>0.8828</u>	—
土地単価時点補正係数 (奈良県)	<u>0.8512</u>	—
土地単価時点補正係数 (和歌山県)	<u>0.7167</u>	—
土地単価時点補正係数 (鳥取県)	<u>0.6966</u>	—
土地単価時点補正係数 (島根県)	<u>0.7546</u>	—
土地単価時点補正係数 (岡山県)	<u>0.8305</u>	—

RT-BOX土地面積	75	m <sup>2</sup>
[同左]		
土地単価時点補正係数 (北海道)	<u>0.7960</u>	—
土地単価時点補正係数 (青森県)	<u>0.6957</u>	—
土地単価時点補正係数 (岩手県)	<u>0.7329</u>	—
土地単価時点補正係数 (宮城県)	<u>0.9343</u>	—
土地単価時点補正係数 (秋田県)	<u>0.6643</u>	—
土地単価時点補正係数 (山形県)	<u>0.7629</u>	—
土地単価時点補正係数 (福島県)	<u>0.7978</u>	—
土地単価時点補正係数 (茨城県)	<u>0.7335</u>	—
土地単価時点補正係数 (栃木県)	<u>0.7555</u>	—
土地単価時点補正係数 (群馬県)	<u>0.7582</u>	—
土地単価時点補正係数 (埼玉県)	<u>0.8641</u>	—
土地単価時点補正係数 (千葉県)	<u>0.8801</u>	—
土地単価時点補正係数 (東京都)	<u>0.9571</u>	—
土地単価時点補正係数 (神奈川県)	<u>0.9135</u>	—
土地単価時点補正係数 (新潟県)	<u>0.7926</u>	—
土地単価時点補正係数 (富山県)	<u>0.8381</u>	—
土地単価時点補正係数 (石川県)	<u>0.7842</u>	—
土地単価時点補正係数 (福井県)	<u>0.7438</u>	—
土地単価時点補正係数 (山梨県)	<u>0.7804</u>	—
土地単価時点補正係数 (長野県)	<u>0.7756</u>	—
土地単価時点補正係数 (岐阜県)	<u>0.8288</u>	—
土地単価時点補正係数 (静岡県)	<u>0.8562</u>	—
土地単価時点補正係数 (愛知県)	<u>0.9589</u>	—
土地単価時点補正係数 (三重県)	<u>0.8186</u>	—
土地単価時点補正係数 (滋賀県)	<u>0.8803</u>	—
土地単価時点補正係数 (京都府)	<u>0.8964</u>	—
土地単価時点補正係数 (大阪府)	<u>0.8932</u>	—
土地単価時点補正係数 (兵庫県)	<u>0.8824</u>	—
土地単価時点補正係数 (奈良県)	<u>0.8538</u>	—
土地単価時点補正係数 (和歌山県)	<u>0.7266</u>	—
土地単価時点補正係数 (鳥取県)	<u>0.7053</u>	—
土地単価時点補正係数 (島根県)	<u>0.7635</u>	—
土地単価時点補正係数 (岡山県)	<u>0.8324</u>	—

土地単価時点補正係数（広島県）	0.8273	—
土地単価時点補正係数（山口県）	0.7233	—
土地単価時点補正係数（徳島県）	0.6503	—
土地単価時点補正係数（香川県）	0.7078	—
土地単価時点補正係数（愛媛県）	0.7751	—
土地単価時点補正係数（高知県）	0.6240	—
土地単価時点補正係数（福岡県）	0.8948	—
土地単価時点補正係数（佐賀県）	0.7271	—
土地単価時点補正係数（長崎県）	0.7852	—
土地単価時点補正係数（熊本県）	0.8470	—
土地単価時点補正係数（大分県）	0.7870	—
土地単価時点補正係数（宮崎県）	0.8087	—
土地単価時点補正係数（鹿児島県）	0.7288	—
土地単価時点補正係数（沖縄県）	1.0047	—
監視設備（総合監視） 対投資額比率	0.001417	—
監視設備（加入者交換機） 対投資額比率	0.05425	—
監視設備（中継交換機） 対投資額比率	0.07380	—
監視設備（市外線路） 対投資額比率	0.03438	—
監視設備（市内線路） 対投資額比率	0.01151	—
監視設備（伝送無線機械） 対投資額比率	0.14530	—
共通建物 対投資額比率	0.008702	—
共通土地 対投資額比率	0.006861	—
[略]		
構築物 対投資額比率	0.06732	—
機械及び装置 対投資額比率	0.0006718	—
車両 対投資額比率	0.0001112	—
工具、器具及び備品 対投資額比率	0.004834	—
無形固定資産（交換機ソフトウェア） 対投資額比率	0.01525	—
無形固定資産（その他の無形固定資産） 対投資額比率	0.004397	—

別表第4の3（第6条関係） 費用算定に用いる数値

項目	数値	単位
加入者交換機施設保全費対投資額比率（二次係数）	-7.000 フェ ムト	—
加入者交換機施設保全費対投資額比率（一次係数）	0.04436	—

土地単価時点補正係数（広島県）	0.8194	—
土地単価時点補正係数（山口県）	0.7270	—
土地単価時点補正係数（徳島県）	0.6532	—
土地単価時点補正係数（香川県）	0.7105	—
土地単価時点補正係数（愛媛県）	0.7845	—
土地単価時点補正係数（高知県）	0.6295	—
土地単価時点補正係数（福岡県）	0.8741	—
土地単価時点補正係数（佐賀県）	0.7264	—
土地単価時点補正係数（長崎県）	0.7831	—
土地単価時点補正係数（熊本県）	0.8386	—
土地単価時点補正係数（大分県）	0.7862	—
土地単価時点補正係数（宮崎県）	0.8146	—
土地単価時点補正係数（鹿児島県）	0.7391	—
土地単価時点補正係数（沖縄県）	0.9503	—
監視設備（総合監視） 対投資額比率	0.001453	—
監視設備（加入者交換機） 対投資額比率	0.05706	—
監視設備（中継交換機） 対投資額比率	0.06996	—
監視設備（市外線路） 対投資額比率	0.03453	—
監視設備（市内線路） 対投資額比率	0.01165	—
監視設備（伝送無線機械） 対投資額比率	0.07763	—
共通建物 対投資額比率	0.007768	—
共通土地 対投資額比率	0.006526	—
[同左]		
構築物 対投資額比率	0.06934	—
機械及び装置 対投資額比率	0.0007076	—
車両 対投資額比率	0.0001196	—
工具、器具及び備品 対投資額比率	0.005202	—
無形固定資産（交換機ソフトウェア） 対投資額比率	0.01448	—
無形固定資産（その他の無形固定資産） 対投資額比率	0.004757	—

別表第4の3（第6条関係） [同左]

項目	数値	単位
加入者交換機施設保全費対投資額比率（二次係数）	-0.100 フェ ムト	—
加入者交換機施設保全費対投資額比率（一次係数）	0.04077	—

加入者交換機加入者回線当たり施設保全費	584	円/回線
加入者交換機都道府県別施設保全費（北海道）	259,130,555	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（青森県）	244,578,218	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（岩手県）	253,673,429	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（宮城県）	265,497,202	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（秋田県）	250,035,345	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（山形県）	257,311,513	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（福島県）	261,859,118	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（茨城県）	264,587,681	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（栃木県）	261,859,118	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（群馬県）	258,221,034	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（埼玉県）	276,411,454	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（千葉県）	278,230,496	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（東京都）	296,420,916	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（神奈川県）	279,140,017	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（新潟県）	259,130,555	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（富山県）	268,225,765	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（石川県）	269,135,286	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（福井県）	247,306,781	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（山梨県）	274,592,412	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（長野県）	262,768,639	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（岐阜県）	260,949,597	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（静岡県）	271,863,849	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（愛知県）	261,859,118	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（三重県）	262,768,639	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（滋賀県）	258,221,034	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（京都府）	253,673,429	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（大阪府）	260,949,597	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（兵庫県）	250,944,866	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（奈良県）	258,221,034	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（和歌山県）	259,130,555	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（鳥取県）	232,754,445	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（島根県）	231,844,924	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（岡山県）	242,759,176	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（広島県）	241,849,655	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（山口県）	240,940,134	円

加入者交換機加入者回線当たり施設保全費	611	円/回線
加入者交換機都道府県別施設保全費（北海道）	265,111,121	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（青森県）	250,612,375	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（岩手県）	259,311,623	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（宮城県）	271,877,203	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（秋田県）	255,445,290	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（山形県）	263,177,955	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（福島県）	268,010,870	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（茨城県）	274,776,952	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（栃木県）	271,877,203	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（群馬県）	268,010,870	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（埼玉県）	287,342,532	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（千葉県）	289,275,699	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（東京都）	308,607,361	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（神奈川県）	290,242,282	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（新潟県）	269,944,037	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（富山県）	279,609,868	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（石川県）	280,576,451	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（福井県）	258,345,039	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（山梨県）	285,409,366	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（長野県）	272,843,786	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（岐阜県）	276,710,118	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（静岡県）	288,309,115	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（愛知県）	277,676,701	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（三重県）	278,643,284	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（滋賀県）	271,877,203	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（京都府）	267,044,287	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（大阪府）	274,776,952	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（兵庫県）	264,144,538	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（奈良県）	271,877,203	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（和歌山県）	272,843,786	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（鳥取県）	242,879,710	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（島根県）	241,913,127	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（岡山県）	253,512,124	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（広島県）	252,545,541	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（山口県）	251,578,958	円

加入者交換機都道府県別施設保全費（徳島県）	247,306,781	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（香川県）	250,944,866	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（愛媛県）	242,759,176	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（高知県）	242,759,176	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（福岡県）	249,125,823	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（佐賀県）	245,487,739	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（長崎県）	238,211,571	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（熊本県）	235,483,008	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（大分県）	237,302,050	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（宮崎県）	233,663,966	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（鹿児島県）	238,211,571	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（沖縄県）	218,202,109	円
中継交換機施設保全費対投資額比率	0.04164	—
伝送装置施設保全費対投資額比率	0.02873	—
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（北海道）	151,648	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（青森県）	143,229	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（岩手県）	148,491	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（宮城県）	155,332	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（秋田県）	146,386	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（山形県）	150,596	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（福島県）	153,227	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（茨城県）	154,806	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（栃木県）	153,227	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（群馬県）	151,122	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（埼玉県）	161,647	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（千葉県）	162,699	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（東京都）	173,224	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（神奈川県）	163,225	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（新潟県）	151,648	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（富山県）	156,911	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（石川県）	157,437	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（福井県）	144,807	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（山梨県）	160,594	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（長野県）	153,753	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（岐阜県）	152,701	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（静岡県）	159,015	円/km

加入者交換機都道府県別施設保全費（徳島県）	262,211,372	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（香川県）	266,077,704	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（愛媛県）	257,378,456	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（高知県）	257,378,456	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（福岡県）	257,378,456	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（佐賀県）	253,512,124	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（長崎県）	245,779,459	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（熊本県）	242,879,710	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（大分県）	244,812,876	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（宮崎県）	240,946,544	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（鹿児島県）	245,779,459	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（沖縄県）	228,380,963	円
中継交換機施設保全費対投資額比率	0.04161	—
伝送装置施設保全費対投資額比率	0.02470	—
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（北海道）	150,152	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（青森県）	142,031	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（岩手県）	146,904	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（宮城県）	153,942	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（秋田県）	144,738	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（山形県）	149,070	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（福島県）	151,777	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（茨城県）	155,567	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（栃木県）	153,942	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（群馬県）	151,777	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（埼玉県）	162,605	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（千葉県）	163,688	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（東京都）	174,516	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（神奈川県）	164,229	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（新潟県）	152,860	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（富山県）	158,274	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（石川県）	158,815	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（福井県）	146,363	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（山梨県）	161,522	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（長野県）	154,484	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（岐阜県）	156,649	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（静岡県）	163,146	円/km

メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (愛知県)	<u>153,227</u>	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (三重県)	<u>153,753</u>	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (滋賀県)	<u>151,122</u>	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (京都府)	<u>148,491</u>	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (大阪府)	<u>152,701</u>	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (兵庫県)	<u>146,912</u>	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (奈良県)	<u>151,122</u>	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (和歌山県)	<u>151,648</u>	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (鳥取県)	<u>136,388</u>	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (島根県)	<u>135,861</u>	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (岡山県)	<u>142,176</u>	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (広島県)	<u>141,650</u>	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (山口県)	<u>141,124</u>	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (徳島県)	<u>144,807</u>	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (香川県)	<u>146,912</u>	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (愛媛県)	<u>142,176</u>	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (高知県)	<u>142,176</u>	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (福岡県)	<u>145,860</u>	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (佐賀県)	<u>143,755</u>	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (長崎県)	<u>139,545</u>	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (熊本県)	<u>137,966</u>	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (大分県)	<u>139,019</u>	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (宮崎県)	<u>136,914</u>	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (鹿児島県)	<u>139,545</u>	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (沖縄県)	<u>127,968</u>	円/km
メタルケーブル加入者回線当たり施設保全費	210	円/回線
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (北海道)	<u>29,345</u>	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (青森県)	<u>27,716</u>	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (岩手県)	<u>28,734</u>	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (宮城県)	<u>30,058</u>	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (秋田県)	<u>28,327</u>	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (山形県)	<u>29,142</u>	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (福島県)	<u>29,651</u>	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (茨城県)	<u>29,956</u>	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (栃木県)	<u>29,651</u>	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (群馬県)	<u>29,243</u>	円/km

メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (愛知県)	<u>157,191</u>	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (三重県)	<u>157,732</u>	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (滋賀県)	<u>153,942</u>	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (京都府)	<u>151,235</u>	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (大阪府)	<u>155,567</u>	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (兵庫県)	<u>149,611</u>	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (奈良県)	<u>153,942</u>	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (和歌山県)	<u>154,484</u>	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (鳥取県)	<u>137,700</u>	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (島根県)	<u>137,159</u>	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (岡山県)	<u>143,656</u>	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (広島県)	<u>143,114</u>	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (山口県)	<u>142,573</u>	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (徳島県)	<u>148,528</u>	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (香川県)	<u>150,694</u>	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (愛媛県)	<u>145,821</u>	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (高知県)	<u>145,821</u>	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (福岡県)	<u>145,821</u>	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (佐賀県)	<u>143,656</u>	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (長崎県)	<u>139,324</u>	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (熊本県)	<u>137,700</u>	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (大分県)	<u>138,783</u>	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (宮崎県)	<u>136,617</u>	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (鹿児島県)	<u>139,324</u>	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (沖縄県)	<u>129,579</u>	円/km
メタルケーブル加入者回線当たり施設保全費	218	円/回線
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (北海道)	<u>28,891</u>	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (青森県)	<u>27,328</u>	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (岩手県)	<u>28,266</u>	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (宮城県)	<u>29,620</u>	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (秋田県)	<u>27,849</u>	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (山形県)	<u>28,682</u>	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (福島県)	<u>29,203</u>	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (茨城県)	<u>29,932</u>	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (栃木県)	<u>29,620</u>	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (群馬県)	<u>29,203</u>	円/km

加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (埼玉県)	31,280	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (千葉県)	31,484	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (東京都)	33,520	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (神奈川県)	31,586	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (新潟県)	29,345	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (富山県)	30,364	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (石川県)	30,465	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (福井県)	28,021	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (山梨県)	31,076	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (長野県)	29,753	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (岐阜県)	29,549	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (静岡県)	30,771	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (愛知県)	29,651	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (三重県)	29,753	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (滋賀県)	29,243	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (京都府)	28,734	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (大阪府)	29,549	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (兵庫県)	28,429	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (奈良県)	29,243	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (和歌山県)	29,345	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (鳥取県)	26,392	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (島根県)	26,290	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (岡山県)	27,512	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (広島県)	27,410	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (山口県)	27,309	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (徳島県)	28,021	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (香川県)	28,429	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (愛媛県)	27,512	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (高知県)	27,512	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (福岡県)	28,225	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (佐賀県)	27,818	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (長崎県)	27,003	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (熊本県)	26,698	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (大分県)	26,901	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (宮崎県)	26,494	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (鹿児島県)	27,003	円/km

加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (埼玉県)	31,287	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (千葉県)	31,495	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (東京都)	33,578	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (神奈川県)	31,599	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (新潟県)	29,411	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (富山県)	30,453	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (石川県)	30,557	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (福井県)	28,161	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (山梨県)	31,078	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (長野県)	29,724	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (岐阜県)	30,141	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (静岡県)	31,391	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (愛知県)	30,245	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (三重県)	30,349	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (滋賀県)	29,620	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (京都府)	29,099	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (大阪府)	29,932	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (兵庫県)	28,786	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (奈良県)	29,620	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (和歌山県)	29,724	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (鳥取県)	26,495	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (島根県)	26,390	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (岡山県)	27,640	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (広島県)	27,536	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (山口県)	27,432	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (徳島県)	28,578	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (香川県)	28,995	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (愛媛県)	28,057	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (高知県)	28,057	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (福岡県)	28,057	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (佐賀県)	27,640	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (長崎県)	26,807	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (熊本県)	26,495	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (大分県)	26,703	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (宮崎県)	26,286	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (鹿児島県)	26,807	円/km

加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(沖縄県)	24,763	円/km
加入系光ケーブル加入者回線当たり施設保全費	210	円/回線
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(北海道)	109,696	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(青森県)	103,561	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(岩手県)	107,395	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(宮城県)	112,380	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(秋田県)	105,861	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(山形県)	108,929	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(福島県)	110,846	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(茨城県)	111,996	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(栃木県)	110,846	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(群馬県)	109,312	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(埼玉県)	116,981	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(千葉県)	117,748	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(東京都)	125,416	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(神奈川県)	118,131	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(新潟県)	109,696	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(富山県)	113,530	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(石川県)	113,913	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(福井県)	104,711	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(山梨県)	116,214	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(長野県)	111,229	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(岐阜県)	110,463	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(静岡県)	115,064	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(愛知県)	110,846	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(三重県)	111,229	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(滋賀県)	109,312	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(京都府)	107,395	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(大阪府)	110,463	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(兵庫県)	106,245	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(奈良県)	109,312	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(和歌山県)	109,696	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(鳥取県)	98,576	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(島根県)	98,193	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(岡山県)	102,794	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(広島県)	102,411	円/km

加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(沖縄県)	24,932	円/km
加入系光ケーブル加入者回線当たり施設保全費	218	円/回線
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(北海道)	124,172	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(青森県)	117,405	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(岩手県)	121,465	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(宮城県)	127,330	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(秋田県)	119,661	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(山形県)	123,270	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(福島県)	125,525	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(茨城県)	128,683	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(栃木県)	127,330	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(群馬県)	125,525	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(埼玉県)	134,548	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(千葉県)	135,450	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(東京都)	144,473	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(神奈川県)	135,901	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(新潟県)	126,428	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(富山県)	130,939	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(石川県)	131,390	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(福井県)	121,014	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(山梨県)	133,646	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(長野県)	127,781	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(岐阜県)	129,586	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(静岡県)	134,999	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(愛知県)	130,037	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(三重県)	130,488	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(滋賀県)	127,330	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(京都府)	125,074	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(大阪府)	128,683	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(兵庫県)	123,721	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(奈良県)	127,330	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(和歌山県)	127,781	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(鳥取県)	113,796	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(島根県)	113,345	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(岡山県)	118,758	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(広島県)	118,307	円/km



中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(山口県)	<u>102,027</u>	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(徳島県)	<u>104,711</u>	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(香川県)	<u>106,245</u>	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(愛媛県)	<u>102,794</u>	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(高知県)	<u>102,794</u>	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(福岡県)	<u>105,478</u>	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(佐賀県)	<u>103,944</u>	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(長崎県)	<u>100,877</u>	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(熊本県)	<u>99,727</u>	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(大分県)	<u>100,494</u>	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(宮崎県)	<u>98,960</u>	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(鹿児島県)	<u>100,877</u>	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(沖縄県)	<u>92,442</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(北海道)	<u>297,895</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(青森県)	<u>280,803</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(岩手県)	<u>291,485</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(宮城県)	<u>305,372</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(秋田県)	<u>287,212</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(山形県)	<u>295,758</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(福島県)	<u>301,099</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(茨城県)	<u>304,304</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(栃木県)	<u>301,099</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(群馬県)	<u>296,826</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(埼玉県)	<u>318,190</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(千葉県)	<u>320,327</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(東京都)	<u>341,691</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(神奈川県)	<u>321,395</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(新潟県)	<u>297,895</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(富山県)	<u>308,577</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(石川県)	<u>309,645</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(福井県)	<u>284,008</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(山梨県)	<u>316,054</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(長野県)	<u>302,167</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(岐阜県)	<u>300,031</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(静岡県)	<u>312,849</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(愛知県)	<u>301,099</u>	円/km

中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(山口県)	<u>117,856</u>	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(徳島県)	<u>122,819</u>	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(香川県)	<u>124,623</u>	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(愛媛県)	<u>120,563</u>	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(高知県)	<u>120,563</u>	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(福岡県)	<u>120,563</u>	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(佐賀県)	<u>118,758</u>	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(長崎県)	<u>115,149</u>	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(熊本県)	<u>113,796</u>	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(大分県)	<u>114,698</u>	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(宮崎県)	<u>112,894</u>	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(鹿児島県)	<u>115,149</u>	円/km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(沖縄県)	<u>107,029</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(北海道)	<u>302,704</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(青森県)	<u>285,755</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(岩手県)	<u>295,925</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(宮城県)	<u>310,614</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(秋田県)	<u>291,405</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(山形県)	<u>300,444</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(福島県)	<u>306,094</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(茨城県)	<u>314,004</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(栃木県)	<u>310,614</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(群馬県)	<u>306,094</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(埼玉県)	<u>328,693</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(千葉県)	<u>330,952</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(東京都)	<u>353,551</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(神奈川県)	<u>332,082</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(新潟県)	<u>308,354</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(富山県)	<u>319,653</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(石川県)	<u>320,783</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(福井県)	<u>294,795</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(山梨県)	<u>326,433</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(長野県)	<u>311,744</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(岐阜県)	<u>316,263</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(静岡県)	<u>329,823</u>	円/km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(愛知県)	<u>317,393</u>	円/km

海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (三重県)	302,167	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (滋賀県)	296,826	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (京都府)	291,485	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (大阪府)	300,031	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (兵庫県)	288,281	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (奈良県)	296,826	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (和歌山県)	297,895	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (鳥取県)	266,917	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (島根県)	265,848	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (岡山県)	278,667	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (広島県)	277,599	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (山口県)	276,530	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (徳島県)	284,008	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (香川県)	288,281	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (愛媛県)	278,667	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (高知県)	278,667	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (福岡県)	286,144	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (佐賀県)	281,871	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (長崎県)	273,326	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (熊本県)	270,121	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (大分県)	272,258	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (宮崎県)	267,985	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (鹿児島県)	273,326	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (沖縄県)	249,825	円/km
管路延長 1 km 当たり施設保全費	58,231	円/km
中口径管路亘長 1 km 当たり施設保全費	58,231	円/km
とう道亘長 1 km 当たり施設保全費	58,231	円/km
共同溝亘長 1 km 当たり施設保全費	58,231	円/km
自治体管路延長 1 km 当たり施設保全費	58,231	円/km
電線共同溝延長 1 km 当たり施設保全費	58,231	円/km
電力設備施設保全費対投資額比率	0.04565	—
可搬型発動発電機施設保全費対投資額比率	0.04565	—
機械室建物施設保全費対投資額比率	0.01898	—
監視設備 (総合監視) 施設保全費対投資額比率	0.1674	—
監視設備 (加入者交換機) 施設保全費対投資額比率 (二次係数)	-7.000 フェ ムト	—

海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (三重県)	318,523	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (滋賀県)	310,614	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (京都府)	304,964	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (大阪府)	314,004	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (兵庫県)	301,574	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (奈良県)	310,614	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (和歌山県)	311,744	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (鳥取県)	276,716	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (島根県)	275,586	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (岡山県)	289,145	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (広島県)	288,015	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (山口県)	286,885	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (徳島県)	299,314	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (香川県)	303,834	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (愛媛県)	293,665	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (高知県)	293,665	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (福岡県)	293,665	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (佐賀県)	289,145	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (長崎県)	280,106	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (熊本県)	276,716	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (大分県)	278,976	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (宮崎県)	274,456	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (鹿児島県)	280,106	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (沖縄県)	259,767	円/km
管路延長 km 当たり施設保全費	64,474	円/km
中口径管路亘長 km 当たり施設保全費	64,474	円/km
とう道亘長 km 当たり施設保全費	64,474	円/km
共同溝亘長 km 当たり施設保全費	64,474	円/km
自治体管路延長 km 当たり施設保全費	64,474	円/km
電線共同溝延長 km 当たり施設保全費	64,474	円/km
電力設備施設保全費対投資額比率	0.04633	—
可搬型発動発電機施設保全費対投資額比率	0.04633	—
機械室建物施設保全費対投資額比率	0.01803	—
監視設備 (総合監視) 施設保全費対投資額比率	0.1637	—
監視設備 (加入者交換機) 施設保全費対投資額比率 (二次係数)	-0.100 フェ ムト	—

監視設備（加入者交換機）施設保全費対投資額比率（一次係数）	0.04436	—
監視設備（中継交換機）施設保全費対投資額比率	0.04164	—
監視設備（市外線路）市外線路延長 1 km 当たり施設保全費	4,176	円/km
監視設備（市内線路）市内線路延長 1 km 当たり施設保全費	1,248	円/km
監視設備（伝送無線機械）施設保全費対投資額比率	0.02873	—
共通用建物施設保全費対投資額比率	0.01898	—
[略]		
車両施設保全費対投資額比率	0.03451	—
工具、器具及び備品施設保全費対投資額比率	0.002161	—
[略]		
電柱 1 本当たり道路占用料	290	円/本
管路 1 km 当たり道路占用料	33,744	円/km
中口径管路 1 km 当たり道路占用料	337,418	円/km
とう道 1 km 当たり道路占用料	725,935	円/km
情報ボックス 1 km 当たり道路占用料	3,821	円/km
自治体管路 1 km 当たり道路占用料	3,821	円/km
電線共同溝 1 km 当たり道路占用料	3,821	円/km
[略]		
機械設備撤去費用対投資額比率	0.003421	—
市外線路撤去費用対投資額比率	0.003766	—
[略]		
土木設備撤去費用対投資額比率	0.001239	—
可搬型発動発電機撤去費用対投資額比率	0.003421	—
建物撤去費用対投資額比率	0.002532	—
構築物撤去費用対投資額比率	0.002488	—
機械及び装置撤去費用対投資額比率	0.0006553	—
車両撤去費用対投資額比率	0	—
工具、器具及び備品撤去費用対投資額比率	0.0009559	—
試験研究費対直接費比率	0.02488	—
[略]		
1 回線当たり専用回線管理運営費	5,002	円/回線
管理共通費比率	0.1506	—
専用型速度換算係数	233	—
[略]		
端末系交換回数比例比率	0.1506	—
中継系交換回数比例比率	0.3088	—

監視設備（加入者交換機）施設保全費対投資額比率（一次係数）	0.04077	—
監視設備（中継交換機）施設保全費対投資額比率	0.04161	—
監視設備（市外線路）市外線路延長 km 当たり施設保全費	4,778	円/km
監視設備（市内線路）市内線路延長 km 当たり施設保全費	1,275	円/km
監視設備（伝送無線機械）施設保全費対投資額比率	0.02470	—
共通用建物施設保全費対投資額比率	0.01803	—
[同左]		
車両施設保全費対投資額比率	0.03507	—
工具、器具及び備品施設保全費対投資額比率	0.002110	—
[同左]		
電柱 1 本当たり道路占用料	304	円/本
管路 1 km 当たり道路占用料	35,282	円/km
中口径管路 1 km 当たり道路占用料	351,432	円/km
とう道 1 km 当たり道路占用料	742,866	円/km
情報ボックス 1 km 当たり道路占用料	3,910	円/km
自治体管路 1 km 当たり道路占用料	3,910	円/km
電線共同溝 1 km 当たり道路占用料	3,910	円/km
[同左]		
機械設備撤去費用対投資額比率	0.005295	—
市外線路撤去費用対投資額比率	0.005159	—
[同左]		
土木設備撤去費用対投資額比率	0.0009104	—
可搬型発動発電機撤去費用対投資額比率	0.005295	—
建物撤去費用対投資額比率	0.001781	—
構築物撤去費用対投資額比率	0.001772	—
機械及び装置撤去費用対投資額比率	0.0008326	—
車両撤去費用対投資額比率	0.00001682	—
工具、器具及び備品撤去費用対投資額比率	0.001084	—
試験研究費対直接費比率	0.02760	—
[同左]		
1 回線当たり専用回線管理運営費	4,799	円/回線
管理共通費比率	0.1502	—
専用型速度換算係数	239	—
[同左]		
端末系交換回数比例比率	0.1491	—
中継系交換回数比例比率	0.3084	—

経済的耐用年数		
交換機	30.9	年
局設置遠隔収容装置	28.2	年
[略]		
伝送装置	25.5	年
[略]		
架空メタルケーブル	31.2	年
地下メタルケーブル	40.6	年
[略]		
管路	62.7	年
中口径管路	62.7	年
[略]		
電線共同溝	62.7	年
[略]		
空調設備	22.8	年
電力設備（整流装置）	15.7	年
電力設備（整流装置用蓄電池）	9.9	年
電力設備（直流変換電源装置）	20.4	年
電力設備（交流無停電電源装置）	12.9	年
電力設備（交流無停電電源装置用蓄電池）	9.4	年
電力設備（小規模局用電源装置）	17.6	年
電力設備（小規模局用電源装置用蓄電池）	9.9	年
電力設備（発電装置）	18.2	年
電力設備（受電装置）	20.9	年
電力設備（可搬型発動発電機）	22.5	年
[略]		
無形固定資産（交換機ソフトウェア）	18.5	年
[略]		

経済的耐用年数		
交換機	29.9	年
局設置遠隔収容装置	27.3	年
[同左]		
伝送装置	24.6	年
[同左]		
架空メタルケーブル	30.5	年
地下メタルケーブル	39.8	年
[同左]		
管路	61.8	年
中口径管路	61.8	年
[同左]		
電線共同溝	61.8	年
[同左]		
空調設備	9	年
電力設備（電源装置）	6	年
電力設備（発電装置）	15	年
電力設備（受電装置）	9	年
可搬型発動発電機	15	年
[同左]		
無形固定資産（交換機ソフトウェア）	17.5	年
[同左]		

備考 表中の [ ] の記載及び対象規定の11号傍線を付した懸記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(接続料規則の一部を改正する省令の一部改正)

第二条 接続料規則の一部を改正する省令(平成十七年総務省令第十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

附則

〔155 略〕

6 事業者は、第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号。以下「規則」という。）第四条の表二の項の加入者交換機能の接続料を変更する場合には、その原価及び利潤は規則別表第一の一に掲げる第一種指定加入者交換機に係る設備のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価及び利潤を控除して算定するものとする。

7 前項の規定にかかわらず、事業者は、平成三十四年三月三十一日までの間、その提供する電気通信業務に関する料金に及ぼす影響を緩和するため、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価及び利潤の一部を加入者交換機能の接続料の原価及び利潤に加算することができる。

8 前項の加算は、次の要件を確保するものでなければならない。

〔157 略〕

八 平成二十五年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであつて、き線点遠隔收容装置から加入者交換機間のうち、局設置簡易遠隔收容装置設置局又は局設置遠隔收容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するもの及び局設置簡易遠隔收容装置から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価及び利潤を超えない額を加算するものであること。

9 事業者は、規則第四条の表十二の項の機能に係る接続料を変更する場合には、その原価及び利潤は、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価及び利潤（公衆電話機から発信される通信に係るものに限る。次項において同じ。）の全部又は一部を加算して算定することができる。

10 前項の加算は、平成三十四年三月三十一日までの間、次の要件を確保するものでなければならない。

〔155 略〕

六 平成二十五年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであつて、き線点遠隔收容装置から加入者交換機間のうち、局設置簡易遠隔收容装置設置局又は局設置遠隔收容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するもの及び局設置簡易遠隔收容装置から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価及び利潤については、加算しないものであること。

11 附則第八項第四号から第七号まで及び前項第二号から第五号までのき線点遠隔收容装置から加入者交換機間のうち、遠隔收容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するもの並びに附則第八項第八号及び前項第六号のき線点遠隔收容装置から加入者交換機間のうち、局設置簡易遠隔收容装置設置局又は局設置遠隔收容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するもの

附則

〔155 同上〕

6 事業者は、第四条の表二の項（加入者交換機能に限る。）の機能の接続料を変更する場合には、その原価及び利潤は別表第一の一に掲げる第一種指定加入者交換機に係る設備のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価及び利潤を控除して算定するものとする。

7 前項の規定にかかわらず、事業者は、平成三十一年三月三十一日までの間、その提供する電気通信業務に関する料金に及ぼす影響を緩和するため、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価及び利潤の一部を加入者交換機能の接続料の原価及び利潤に加算することができる。

8 前項の加算は、次の要件を確保するものでなければならない。

〔157 同上〕

八 平成二十五年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであつて、き線点遠隔收容装置から加入者交換機間のうち、局設置簡易遠隔收容装置設置局又は局設置遠隔收容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するもの及び局設置簡易遠隔收容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価及び利潤を超えない額を加算するものであること。

9 事業者は、第四条の表十二の項の機能に係る接続料を変更する場合には、その原価及び利潤は、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価及び利潤（公衆電話機から発信される通信に係るものに限る。次項において同じ。）の全部又は一部を加算して算定することができる。

10 前項の加算は、平成三十一年三月三十一日までの間、次の要件を確保するものでなければならない。

〔155 同上〕

六 平成二十五年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものであつて、き線点遠隔收容装置から加入者交換機間のうち、局設置簡易遠隔收容装置設置局又は局設置遠隔收容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するもの及び局設置簡易遠隔收容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものとの接続に関する接続料の原価及び利潤については、加算しないものであること。

11 附則第八項第四号から第七号まで及び前項第二号から第五号までのき線点遠隔收容装置から加入者交換機間のうち、遠隔收容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するもの並びに附則第八項第八号及び前項第六号のき線点遠隔收容装置から加入者交換機間のうち、局設置簡易遠隔收容装置設置局又は局設置遠隔收容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するもの

もの及び局設置簡易遠隔収容装置から加入者交換機設置局間に設置するものについては、現に事業者が設置する局設置遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置されているものに限る。

12 事業者は、法第三十三条第五項の総務省令で定める機能に係る接続料の変更に際し、当該機能に係る通信量等については、平成三十四年三月三十一日までの間、規則第十九条の規定により記録された通信量等に代えて、当該変更が適用される年度の前半期と当該変更が適用される年度の後半期の通信量等の合算値を用いることができる。

13 事業者は、前項の合算値を用いる場合において、規則第十九条の規定により記録された通信量等が存在しない場合には、これに代えて将来の合理的な通信量等の予測値を用いるものとする。

14 前項の予測値を用いる場合には、事業者は、当該予測値を得るために必要な各月の通信量等を記録しておかなければならない。ただし、この項で定めるところにより通信量等を記録することができるまでの間は、これらに代えて、事業者が現に記録している通信量等を用いることとする。

15 平成三十四年三月三十一日までの間、事業者は、その第一種指定電気通信設備を設置する単位指定区域（電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十三条の二第二項に規定する単位指定区域をいう。以下この項において同じ。）以外の単位指定区域において第一種指定電気通信設備を設置する他の事業者が存在する場合は、規則第四条の表二の項の機能（加入者交換機能、信号制御交換機能、優先接続機能、番号ポータビリティ機能、加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機専用トランクポート機能に限る。）、四の項の機能、五の項の機能（中継交換機能、中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機専用トランクポート機能に限る。）、六の項の機能（中継伝送共用機能、中継伝送専用機能及び中継交換機接続伝送専用機能に限る。）及び八の項の機能に係る接続料が、当該機能と同等の機能について当該他の事業者が取得すべき接続料と同額となるよう、当該機能に係る接続料の原価及び利潤並びに通信量等を当該他の事業者のものと同額として算定するものとする。

備考 表中「」の記載は注記である。

〔16・17 略〕

もの及び局設置簡易遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するものについては、現に事業者が設置する局設置遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置されているものに限る。

12 事業者は、法第三十三条第五項の機能に係る接続料の変更に際し、同項の機能（新規則第四条の表二の項（端末系ルータ交換機能、一般収容ルータ優先パケット識別機能、加入者交換機能のうち同表備考二のイ及びロの機能、信号制御交換機能並びに優先接続機能を除く。）、四の項、五の項（関門系ルータ交換機能を除く。）、六の項（一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能を除く。）及び八の項に限る。）に係る通信量等については、平成三十一年三月三十一日までの間、新規則第十九条の規定により記録された通信量等に代えて、当該変更が適用される年度の前半期と当該変更が適用される年度の後半期の通信量等の合算値を用いることができる。

13 事業者は、前項の合算値を用いる場合において、新規則第十九条の規定により記録された通信量等が存在しない場合には、これに代えて将来の合理的な通信量等の予測値を用いるものとする。

14 前項の予測値を用いる場合には、事業者は、前項の予測値を得るために必要な各月の通信量等を記録しておかなければならない。ただし、この項で定めるところにより通信量等を記録することができるまでの間は、これらに代えて、事業者が現に記録している通信量等を用いることとする。

15 平成三十一年三月三十一日までの間、事業者は、その第一種指定電気通信設備を設置する単位指定区域以外の単位指定区域において第一種指定電気通信設備を設置する他の事業者が存在する場合は、第四条の表二の項（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能を除く。）、四の項、五の項（関門系ルータ交換機能を除く。）、六の項（一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能を除く。）及び八の項の機能に係る接続料が、当該機能と同等の機能について当該他の事業者が取得すべき接続料と同額となるよう、当該機能に係る接続料の原価及び利潤並びに通信量等を当該他の事業者のものと同額として算定するものとする。

〔16・17 同上〕

## 附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

第二条 総務大臣は、この省令の施行の日前においても、第一条の規定による改正後の第一種指定電気通信設備接続料規則（以下「新規則」という。）第六条第一項に規定する手順を定める通知及び附則第四条第一項第一号に規定する条件を定める通知を行うことができる。

2 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、この省令の施行の際現に認可を受けている接続約款について、新規則等規定（新規則の規定、第二条の規定による改正後の接続料規則の一部を改正する省令（平成十七年総務省令第十四号。以下「新平成十七年改正省令」という。）附則第六項から第八項まで及び第十二項から第十五項までの規定並びに附則第四条から第六条までの規定をいう。次項及び次条において同じ。）に適合させるため、この省令の施行の日前においても電気通信事業法（以下「法」という。）第三十三条第二項の規定に基づく変更の申請をすることができる。

3 総務大臣は、前項の申請が新規則等規定に適合していると認めるときは、この省令の施行の日前



においても、当該申請を認可することができる。

(経過措置)

第三条 前条第二項の申請があつた場合において、当該申請に対する処分の日がこの省令の施行の日後となるときは、この省令の施行の際現に認可を受けている接続約款は、当該処分の日までの間は、新規則等規定に適合しているものとみなす。

(接続料算定の特例)

第四条 次に掲げる場合における法第三十三条第四項第一号ロの総務省令で定める機能（以下この項において「法定機能」という。）については、新規則第四条の規定（同条の表二の項（加入者交換機能（同表備考二のイに掲げる機能を除く。））、加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能に係る部分に限る。））、四の項、五の項（中継交換機能、中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能に係る部分に限る。））、六の項（中継伝送共用機能、中継伝送専用機能及び中継交換機接続伝送専用機能に係る部分に限る。）及び八の項に係る部分に限る。）は、適用しない。この場合において、法定機能は、同条に定める機能（同条の表一の項の機能、二の項の機能（端末系ルータ交換機能、一般収容ルータ優先パケット識別機能、加入者交換機能のうち同表備考二のイに掲げる機能、信号制御交換機能、優先接続機能及び番号ポータビリティ機能に限る。））、三の項から三の三の項までの機能、五の項の閉門系ルータ

タ交換機能、五の二の項の機能、六の項の機能（一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能に限る。）並びに六の二の項から七の二の項まで及び九の項から十四の項までの機能に限る。

）のほか、附則別表第一の機能の区分の欄及び内容の欄に定める機能とする。

一 新規則の規定（新平成十七年改正省令附則第六項から第八項まで及び第十二項から第十五項までの規定並びに接続料規則及び接続料規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（平成二十五年総務省令第一号。以下「平成二十五年改正省令」という。）附則第六項及び第七項を含む。）を適用することとしたならば算定されることとなる法第三十三条第五項機能（法第三十三条第五項の総務省令で定める機能をいう。以下同じ。）に係る接続料の水準が、電気通信役務（卸電気通信役務を除く。）に関する料金の水準との関係を勘案し、より高度で新しい電気通信技術を利用して設備を構成するものとして接続料を算定することが必要であるものとして総務大臣が通知する条件に該当する場合（次号に掲げる場合を除く。）

二 算定しようとする接続料の原価及び利潤の算定期間（以下この号において「算定期間」という。）の直前の算定期間（次条第二項第三号において「前算定期間」という。）において同条第一項に規定する方法（同条第二項第一号において「特例算定方法」という。）により法第三十三条第五項機能に係る接続料を算定した場合

三 平成三十四年三月三十一日までの間において、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事



換機との間の中継伝送に係る回線数（加入者交換機専用トランクポート中継伝送専用機能に係るものを除く。）とする。

3 第一項各号に掲げる場合における法第三十三条第五項機能に関する資産及び費用の整理、原価及び利潤の算定並びに接続料の設定については、新規則第三章から第五章までの規定（第十四条の二の規定を除く。）は、適用しない。

第五条 前条第一項各号に掲げる場合における法第三十三条第五項機能に係る接続料は、附則別表第一の機能の区分の欄及び内容の欄に定める機能ごとに、単位費用（附則別表第一の二又は附則別表第一の三の部分機能の区分の欄及び内容の欄に定める部分機能（附則別表第一の機能の区分の欄に定める機能の接続料の原価及び利潤を算定するための要素となる機能をいう。以下同じ。）について附則別表第一の二又は附則別表第一の三の対象設備の欄に定める対象設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）に係る費用の額を用いて算定された当該部分機能の原価及び利潤の総額を当該部分機能に係る需要で除したものをいう。以下同じ。）の総額（以下「単位費用総額」という。）であって附則別表第一の単位費用総額の算定方法（一）の欄に定める方法により算定したものに一から特定比率を減じた比率を乗じることにより算定した額に、単位費用総額であって附則別表第一の単位費用総額の算定方法（二）の欄に定める方法により算定したものに特定比率を乗じることにより算定した額を加えることにより算定するもの

とする。

2 前項において、特定比率は、五分の一、五分の二、五分の三、五分の四又は五分の五のいずれかの比率であつて、次に掲げる要件を満たすものとする。

一 その比率を用いて特例算定方法によることとしたならば算定されることとなる法第三十三条第五項機能に係る接続料の水準が前条第一項第一号の条件に該当しないこと。

二 全ての法第三十三条第五項機能（平成三十四年三月三十一日までの間においては、前条第一項第三号に該当する場合における他地域設備機能を含む。）について同一であること。

三 前条第一項第二号に掲げる場合にあつては、前算定期間に用いた比率よりも低くないものであること。

第六条 新規則第三章から第五章までの規定（第六条、第七条、第八条（第一項及び第二項本文に限る。）、第九条（第一項及び第二項本文に限る。）、第十一条（第三項ただし書を除く。）、第十二条（第五項を除く。）、第十二条の二第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第十三条、第十四条（第二項ただし書を除く。）、第十五条（第三項を除く。）並びに第十六条から第十七条までの規定に限る。）及び別表第一の一から別表第五までの規定並びに新平成十七年改正省令附則第六項から第八項まで及び第十二項から第十五項までの規定並びに平成二十五年改正省令附則第六項及び第七項の規定は、附則別表第一の二の部分機

能の区分の欄及び内容の欄に定める部分機能に係る単位費用の算定について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>新規則第六条第一項</p>	<p>場合の当該第一種指定電気通信設備</p>	<p>場合の当該第一種指定電気通信設備（新たに構成するものとした場合に用いることとなる電気通信設備を含む。以下この項及び次項、次条、第十二条の二第二項第一号並びに別表第一の一において同じ。）</p> <p>法第三十三条第二項の規定による接続約款の認可の申請の日</p>
<p>新規則第六条第二項 第五号</p>	<p>適用の日</p>	<p>申請の日</p>
<p>新規則第六条第三項</p>	<p>第四条の対象設備等</p>	<p>第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（平成三十一年総務省令第十三号。以下「平成</p>

		<p>三十一年改正省令」という。）附則      第五条第一項の対象設備等（平成三      十一年改正省令附則別表第一の二の      対象設備の欄に定めるものに限る。）</p>
<p>新規則第八条第一項</p>	<p>第一種指定設備管理運営費</p>	<p>第一種指定設備管理運営費（第六条      第一項に規定する新たに構成するも      のとした場合に用いることとなる電      気通信設備の管理運営に必要な費用      を含む。次条第一項及び第十四条第      三項において同じ。）</p>
<p>新規則第九条第一項</p>	<p>第四条の表の上欄</p>	<p>平成三十一年改正省令附則別表第一      の二の部分機能の区分の欄</p>
<p>新規則第九条第二項</p>	<p>費用とし、その他の一般法定機能に      係るものにあつては接続会計規則別      表第二様式第四の設備区分別費用明</p>	<p>費用</p>

	細表に記載された費用	
新規則第十一条第三項	別表第三様式第二基礎として、その他の一般法定機能に係るものにあつては接続会計規則別表第二様式第三の固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎として、	、別表第三様式第二基礎として
新規則第十一条第五項	減価償却費	第六条第一項に規定する新たに構成するものとした場合に用いることとなる電気通信設備の管理運営に必要な費用を含み、減価償却費
新規則第十二条の二第一項	次の各号 当該各号	第一号 同号
新規則第十五条第一項	第四条の表二の項 加入者交換機能、信号制御交換機能及び優先接続機能	平成三十一年改正省令附則別表第一の二の一の項 加入者交換部



	<p>新規則第十六条</p>	<p>五の項の中継交換機能</p>	<p>二の項の部分機能（中継交換部に限る。）</p>
<p>新規則第十六条の二 第一項</p>	<p>第四条の表二の項</p>	<p>平成三十一年改正省令附則別表第一の二の一の項</p>	
<p>加入者交換機専用トランクポート機能</p>	<p>加入者交換機専用トランクポート部</p>		
<p>五の項</p>	<p>二の項</p>		
<p>中継交換機専用トランクポート機能</p>	<p>中継交換機専用トランクポート部</p>		
<p>六の項</p>	<p>三の項</p>		

	中継交換機接続伝送専用機能	中継交換機接続伝送専用部
新規則第十六条の二 第二項	第四条の表二の項及び五の項 六の項	平成三十一年改正省令附則別表第一の二の一の項及び二の項 三の項
新規則第十七条第一 項	第四条の表一の項 帯域分割端末回線伝送機能、光信号 端末回線伝送機能、総合デジタル通 信端末回線伝送機能及びその他端末 回線伝送機能 、三の項から三の三の項までの機能 、六の項の機能（中継伝送専用機能 、一般光信号中継伝送機能及び特別 光信号中継伝送機能に限る。） 、六の二の項の特別収容ルータ接続ルー ティング伝送機能及び六の三の項か	平成三十一年改正省令附則別表第一の二の三の項 中継伝送専用部

	<p>新規則第十七条第二項</p>	<p>ら七の二の項までの機能の</p>
<p>新平成十七年改正省令附則第七項</p>	<p>第四条の表一の項、三の項から三の三の項まで、六の項及び七の項の機能については、回線容量</p> <p>加入者交換機能</p>	<p>回線容量</p> <p>加入者交換部</p>
<p>新平成十七年改正省令附則第十二項</p>	<p>当該機能</p>	<p>部分機能（第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（平成三十一年総務省令第十三号）附則別表第一の二の部分機能の区分の欄及び内容の欄に定めるものに限る。）</p>

2 新規則第三章から第五章までの規定（第六条、第七条、第八条（第一項及び第二項本文に限る。）

）、第九条（第一項及び第二項本文に限る。）、第十一条（第三項ただし書を除く。）、第十二条（第五項を除く。）、第十二条の二第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第十三条、第十四条（第二項ただし書を除く。）、第十五条（第三

項を除く。）、第十六条並びに第十六条の二の規定に限る。）並びに新平成十七年改正省令附則第六項及び第十二項から第十五項までの規定は、附則別表第一の三の部分機能の区分の欄及び内容の欄に定める部分機能に係る単位費用の算定について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>新規則第六条第一項</p>	<p>新規則第六条第二項</p>	<p>第五号</p>	<p>新規則第六条第三項</p>	<p>第四条の対象設備等を別表第一の一</p>	<p>第一種指定電気通信設備接続料規則</p>	<p>申請の日</p>	<p>続約款の認可の申請の日</p>	<p>場合の当該第一種指定電気通信設備</p>	<p>場合の当該第一種指定電気通信設備（新たに構成するものとした場合に用いることとなる電気通信設備を含む。以下この項及び次項、第七条並びに第十二条の二第二項第一号において同じ。）</p>
<p>新規則第六条第二項</p>	<p>適用の日</p>	<p>順の適用の日</p>	<p>当該通知において定められる当該手</p>	<p>法の第三十三条第二項の規定による接</p>	<p>続約款の認可の申請の日</p>	<p>申請の日</p>	<p>続約款の認可の申請の日</p>	<p>場合の当該第一種指定電気通信設備</p>	<p>（新たに構成するものとした場合に用いることとなる電気通信設備を含む。以下この項及び次項、第七条並びに第十二条の二第二項第一号において同じ。）</p>

		新規則第六条第四項			
		及び別表第一の二			
別表第三様式第二	別表第三様式第一	別表第二の二	別表第二の一	等の一部を改正する省令（平成三十一年総務省令第十三号。以下「平成三十一年改正省令」という。）附則第五条第一項の対象設備等（平成三十一年改正省令附則別表第一の三の対象設備の欄に定めるものに限る。）を平成三十一年改正省令附則別表第二の一及び附則別表第二の二	平成三十一年改正省令附則別表第三の一
別表第三様式第二	別表第三様式第一	別表第二の二	別表第二の一	平成三十一年改正省令附則別表第三の二	平成三十一年改正省令附則別表第三の二
別表第三様式第二	別表第三様式第一	別表第二の二	別表第二の一	平成三十一年改正省令附則別表第四様式第一	平成三十一年改正省令附則別表第四様式第二

新規則第九条第二項	新規則第九条第一項	新規則第八条第一項				
別表第五	第四条の表の上欄	第一種指定設備管理運営費	別表第五	別表第四の三	別表第四の二	別表第四の一
平成三十一年改正省令附則別表第六	平成三十一年改正省令附則別表第一の三の部分機能の区分の欄	平成三十一年改正省令附則別表第一の三項において同じ。） 平成三十一年改正省令附則別表第一の三の部分機能の区分の欄	平成三十一年改正省令附則別表第六	平成三十一年改正省令附則別表第五の三	平成三十一年改正省令附則別表第五の二	平成三十一年改正省令附則別表第五の一

<p>第一項</p>	<p>新規則第十二条の二</p>	<p>項</p> <p>新規則第十一条第五</p>	<p>項</p> <p>新規則第十一条第三</p>	<p>項</p> <p>新規則第十一条第三</p>	<p>費用とし、その他の一般法定機能に係るものにあつては接続会計規則別表第二様式第四の設備区分別費用明細表に記載された費用</p>
<p>当該各号</p>	<p>次の各号</p>	<p>減価償却費</p>	<p>基礎として、その他の一般法定機能に係るものにあつては接続会計規則別表第二様式第三の固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎として、</p>	<p>別表第三様式第二</p>	<p>費用とし、その他の一般法定機能に係るものにあつては接続会計規則別表第二様式第四の設備区分別費用明細表に記載された費用</p>
<p>同号</p>	<p>第一号</p>	<p>第六条第一項に規定する新たに構成するものとした場合に用いることとなる電気通信設備の管理運営に必要な費用を含み、減価償却費</p>	<p>基礎として</p>	<p>、平成三十一年改正省令附則別表第四様式第二</p>	<p>費用</p>

<p>新規則第十五条第一項</p>	<p>第四条の表二の項</p> <p>(加入者交換機能、信号制御交換機能及び優先接続機能に限る。)及び五の項の中継交換機能</p>	<p>平成三十一年改正省令附則別表第一の三の一の項</p> <p>及び二の項の部分機能(中継系ルータ交換部及び中継系ルータ変換部に限る。)</p>
<p>新規則第十六条</p>	<p>第四条の表二の項の加入者交換機共用トランクポート機能、四の項の機能、五の項の中継交換機共用トランクポート機能及び六の項の中継伝送共用機能</p>	<p>平成三十一年改正省令附則別表第一の三の三の項の部分機能(中継伝送共用部に限る。)</p>
<p>新規則第十六条の二 第一項</p>	<p>第四条の表二の項</p> <p>加入者交換機専用トランクポート機能</p> <p>、五の項</p> <p>中継交換機専用トランクポート機能</p>	<p>平成三十一年改正省令附則別表第一の三の二の項</p> <p>中継系ルータ専用トランクポート部</p> <p>及び三の項</p> <p>中継系ルータ接続伝送専用部</p>



	及び六の項の機能（中継交換機接続 伝送専用機能に限る。次項において 同じ。）の	の
新規則第十六条の二 第二項	第四条の表二の項及び五の項 六の項	平成三十一年改正省令附則別表第一 の三の二の項 三の項
新平成十七年改正省 令附則第六項	規則別表第一の一に掲げる第一種指 定加入者交換機	第一種指定電気通信設備接続料規則 等の一部を改正する省令（平成三十 一年総務省令第十三号。以下「平成 三十一年改正省令」という。）附則 別表第二の一に定める収容ルータ
新平成十七年改正省 令附則第十二項	当該機能	部分機能（平成三十一年改正省令附 則別表第一の三の部分機能の区分の 欄及び内容の欄に定めるものに限る 。）

附則別表第1（附則第4条関係） 機能

機能の区分	内容	単位費用総額の算定方法（一）	単位費用総額の算定方法（二）
1 加入者交換機内折返し通信機能	第一種指定電気通信設備を用いて行う通信のうち、同一の第一種指定加入者交換機内で折り返す通信の交換及び伝送を行う機能	加入者交換部（交換等設備）に係る単位費用 ＋加入者交換部（伝送路設備）に係る単位費用×2	端末系ルータ交換部に係る単位費用×2 ＋中継系ルータ交換部に係る単位費用 ＋中継伝送共用部に係る単位費用×2
2 加入者交換機設置局内折返し通信機能	第一種指定電気通信設備を用いて行う通信のうち、第一種指定加入者交換機間で行う通信であって、同一の第一種指定加入者交換機設置局内で折り返す通信の交換及び伝送を行う機能	加入者交換部（交換等設備）に係る単位費用×2 ＋加入者交換部（伝送路設備）に係る単位費用×2	端末系ルータ交換部に係る単位費用×2 ＋中継系ルータ交換部に係る単位費用 ＋中継伝送共用部に係る単位費用×2
3 単位料金区域内折返し通信機能	第一種指定電気通信設備を用いて行う通信のうち、第一種指定加入者交換機設置局間で行う通信であって、同一の単位料金区域内で折り返す通信の交換及び伝送を行う機能	加入者交換部（交換等設備）に係る単位費用×2 ＋加入者交換部（伝送路設備）に係る単位費用×2 ＋加入者交換機共用トランクポート部に係る単位費用×2 ＋中継交換部に係る単位費用 ＋中継交換機共用トランクポート部に係る単位費用×2 ＋中継伝送共用部に係る単位費用×2	端末系ルータ交換部に係る単位費用×2 ＋中継系ルータ交換部に係る単位費用 ＋中継伝送共用部に係る単位費用×2
4 中継区域内折返し通信機能	第一種指定電気通信設備を用いて行う通信のうち、単位料金区域間で行う通信であって、同一中継区域内で折り返す通信の交換及び伝送を行う機能	加入者交換部（交換等設備）に係る単位費用 ＋加入者交換部（伝送路設備）に係る単位費用 ＋加入者交換機共用トランクポート部に係る単位費用 ＋中継交換部に係る単位費用×0.5 ＋中継交換機共用トランクポート部に係る単位費用 ＋中継伝送共用部に係る単位費用	端末系ルータ交換部に係る単位費用 ＋中継系ルータ交換部に係る単位費用×0.5 ＋中継伝送共用部に係る単位費用
5 加入者交換機接続機能	第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成9年郵政省令第91号）第2	加入者交換部（交換等設備）に係る単位費用 ＋加入者交換部（伝送路設備）に係る単位費用	端末系ルータ交換部に係る単位費用 ＋中継系ルータ交換部に係る単位費用

	<p>条第2項第6号の特別第一種指定設備（第一種指定電気通信設備接続料規則第2条第2項第6号の2に規定する関門系ルータを除く。）以外の電気通信設備（次項及び7の項において「他の電気通信設備」という。）を第一種指定加入者交換機で接続する場合における第一種指定電気通信設備により通信の交換及び伝送を行う機能であって、第一種指定中継交換機を経由せずに通信の交換及び伝送を行うもの（12の項において総務大臣が告示する機能を除く。）</p>	用	<p>+中継系ルータ変換部に係る単位費用 +中継伝送共用部に係る単位費用</p>
6 中継交換機接続機能	<p>他の電気通信設備を第一種指定中継交換機で接続する場合における第一種指定電気通信設備により通信の交換及び伝送を行う機能であって、第一種指定加入者交換機を経由して通信の交換及び伝送を行うもの（12の項において総務大臣が告示する機能を除く。）</p>	<p>加入者交換部（交換等設備）に係る単位費用 +加入者交換部（伝送路設備）に係る単位費用 +加入者交換機共用トランクポート部に係る単位費用 +中継交換部に係る単位費用 +中継交換機共用トランクポート部に係る単位費用 +中継伝送共用部に係る単位費用</p>	<p>端末系ルータ交換部に係る単位費用 +中継系ルータ交換部に係る単位費用 +中継系ルータ変換部に係る単位費用 +中継伝送共用部に係る単位費用</p>
7 中継交換機経由機能	<p>他の電気通信設備を第一種指定中継交換機で接続する場合における第一種指定電気通信設備により通信の交換及び伝送を行う機能であって、第一種指定加入者交換機を経由せずに通信の交換及び伝送を行うもの（12の項において総務大臣が告示する機能を除く。）</p>	<p>中継交換部に係る単位費用</p>	<p>中継系ルータ交換部に係る単位費用 +中継系ルータ変換部に係る単位費用</p>
8 加入者交換機専用トランクポート機能	<p>特定の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送する第一種指定中継系伝送路設備等を第一種指定加入者交換機に収容する装置において、当該第一</p>	<p>加入者交換機専用トランクポート部に係る単位費用</p>	<p>中継系ルータ専用トランクポート部に係る単位費用 +中継系ルータ接続伝送専用部に係る単位費用</p>

	種指定中継系伝送路設備等を介して伝送される信号を編集する機能（次項の加入者交換機専用トランクポート中継伝送専用機能を除く。）		
9 加入者交換機専用トランクポート中継伝送専用機能	第一種指定加入者交換機と第一種指定中継交換機との間に設置される第一種指定中継系伝送路設備等（第一種指定中継系伝送路設備等の両端に対向して設置される伝送装置等を含む。）により通信を伝送する機能と同等のものであって、特定の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送し、信号を編集する機能	加入者交換機専用トランクポート部に係る単位費用 ＋中継伝送専用部に係る単位費用	中継系ルータ専用トランクポート部に係る単位費用 ＋中継系ルータ接続伝送専用部に係る単位費用
10 中継交換機専用トランクポート伝送専用機能	第一種指定中継交換機と他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置される中継系伝送路設備（第一種指定中継交換機と他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置される伝送装置等を含む。）により当該他の電気通信事業者に係る通信を伝送し、信号を編集する機能	中継交換機専用トランクポート部に係る単位費用 ＋中継交換機接続伝送専用部に係る単位費用	中継系ルータ専用トランクポート部に係る単位費用 ＋中継系ルータ接続伝送専用部に係る単位費用
11 信号伝送機能	信号用伝送路設備及び信号用中継交換機により信号を伝送交換する機能	信号伝送部に係る単位費用	信号伝送部に係る単位費用
12 その他の機能	総務大臣が告示する機能	内容の欄の総務大臣が告示する機能ごとに総務大臣が告示する単位費用	内容の欄の総務大臣が告示する機能ごとに総務大臣が告示する単位費用

附則別表第1の2（附則第5条関係） 部分機能

部分機能の区分		内容	対象設備
1 端末系交換部	加入者交換部	加入者交換機により通信の交換を行う部分機能（この項の加入者交換機専用トランクポート部及び加入者交換機共用トランクポート部を除く。）	加入者交換機（端末系伝送路設備、中継系伝送路設備等及び信号用伝送装置とのそれぞれの間に設置される伝送装置等を含む。）
	加入者交換機専用トランクポート部	特定の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送する中継系伝送路設備等を加入者交換機に収容する装置において、当該中継系伝送路設備等を介して伝送される信号を編集する部分機能	
	加入者交換機共用トランクポート部	加入者交換機と中継交換機との間に設置される中継系伝送路設備等（特定の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送するものを除く。）を加入者交換機に収容する装置において、当該中継系伝送路設備等を介して伝送される信号を編集する部分機能	
2 中継系交換部	中継交換部	中継交換機により通信の交換を行う部分機能（この項の中継交換機専用トランクポート部及び中継交換機共用トランクポート部を除く。）	中継交換機（中継系伝送路設備等及び信号用伝送装置とのそれぞれの間に設置される伝送装置等を含む。）
	中継交換機専用トランクポート部	特定の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送する中継系伝送路設備等を中継交換機に収容する装置において、当該中継系伝送路設備等を介して伝送される信号を編集する部分機能	
	中継交換機共用トランクポート部	加入者交換機と中継交換機との間に設置される中継系伝送路設備等（特定の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送するものを除く。）を中継交換機に収容する装置において、当該中継系伝送路設備等を介して伝送される信号を編集する部分機能	
3 中継伝送部	中継伝送共用部	加入者交換機と中継交換機との間に設置される中継系伝送路設備等（中継系伝送路設備等の両端に対向して設置される伝送装置等を含む。）により通信を伝送する部分機能（特定の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送するものを除く。）	中継系伝送路設備等であって、加入者交換機と中継交換機との間に設置されるもの（中継系伝送路設備等の両端に対向して設置される伝送装置等を含む。）及び加入者交換機又は中継交換機と他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置されるもの（加入者交換機又は中継交換機と他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置される伝送装置等を含む。）
	中継伝送専用部	加入者交換機と中継交換機との間に設置される中継系伝送路設備等（中継系伝送路設備等の両端に対向して設置される伝送装置等を含む。）により通信を伝送する部分機能と同等のものであって、特定の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送する部分機能	
	中継交換機接続伝送専用部	中継交換機と他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置される中継系伝送路設備（中継交換機と他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置される伝送装置等を含む。）により当該他の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送する部分機能（この項の中継伝送専用部を除く。）	
4 信号伝送部		信号用伝送路設備及び信号用中継交換機により信号を伝送交換する部分機能	信号用伝送路設備及び信号用中継交換機

附則別表第1の3（附則第5条関係） 部分機能

部分機能の区分		内容	対象設備
1 端末系交換部	端末系ルータ交換部	収容ルータにより音声信号とパケットの相互間の変換及び通信の交換を行う部分機能	収容ルータ（端末系伝送路設備との間に設置される伝送装置等を含む。）
2 中継系交換部	中継系ルータ交換部	共用コアルータにより通信の交換を行う部分機能（この項の中継系ルータ変換部及び中継系ルータ専用トランクポート部を除く。）	共用コアルータ
	中継系ルータ変換部	他の電気通信事業者の電気通信設備を共用コアルータで接続する場合における音声信号とパケットの相互間の変換を行う部分機能（この項の中継系ルータ専用トランクポート部を除く。）	
	中継系ルータ専用トランクポート部	他の電気通信事業者の電気通信設備を共用コアルータで接続する場合における音声信号とパケットの相互間の変換を行う部分機能（対象設備の設備量が回線容量に依存するものに限る。）	
3 中継伝送部	中継伝送共用部	収容ルータと共用コアルータとの間に設置される中継系伝送路設備等（中継系伝送路設備等の両端に対向して設置される伝送装置等を含む。）により通信を伝送する部分機能	中継系伝送路設備等であって、収容ルータと共用コアルータとの間に設置されるもの（中継系伝送路設備等の両端に対向して設置される伝送装置等を含む。）及び共用コアルータと他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置されるもの（共用コアルータと他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置される伝送装置等を含む。）
	中継系ルータ接続伝送専用部	共用コアルータと他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置される中継系伝送路設備（共用コアルータと他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置される伝送装置等を含む。）により通信を伝送する部分機能	
4 信号伝送部		他の電気通信事業者に係る通信に当たり、信号用伝送路設備及び信号用中継交換機により信号を伝送交換する部分機能	信号用伝送路設備及び信号用中継交換機

附則別表第2の1（附則第6条関係） 対象設備に係る設備区分

対象設備	設備区分	
端末系伝送路設備（加入者側終端装置及び端末系交換等設備との間に設置される伝送装置等を除く。）	主配線盤	端末系伝送路設備に属する部分に限る。
	光ケーブル成端架	端末系伝送路設備に属する部分に限る。
	メタルケーブル	加入者側終端装置～き線点遠隔収容装置間に設置するもの
		加入者側終端装置～収容ルータ間（き線点遠隔収容装置を經由しない場合に限る。）に設置するもの
	加入系光ケーブル	き線点遠隔収容装置～収容ルータ間に設置するもの
	加入系電柱	加入者側終端装置～収容ルータ間に設置するもの
	加入系管路	加入者側終端装置～収容ルータ間に設置するもの
	加入系中口径管路	加入者側終端装置～収容ルータ間に設置するもの
	加入系共同溝	加入者側終端装置～収容ルータ間に設置するもの
	加入系とう道	加入者側終端装置～収容ルータ間に設置するもの
	電線共同溝	加入者側終端装置～収容ルータ間に設置するもの
	自治体管路	加入者側終端装置～収容ルータ間に設置するもの
	情報ボックス	加入者側終端装置～収容ルータ間に設置するもの
	総合デジタル通信局内回線終端装置	加入者側終端装置～き線点遠隔収容装置間に設置するもの
		き線点遠隔収容装置～収容ルータ間に設置するもの
加入者側終端装置～収容ルータ間（き線点遠隔収容装置を經由しない場合に限る。）に設置するもの		
収容ルータ（端末系伝送路設備との間に設置される伝送装置等を含む。）	音声収容ルータ	収容局に設置するもの
	共用収容ルータ	収容局に設置するもの
	音声収容装置	収容局に設置するもの（アナログ局内回線収容部を除く。）
	音声収容装置用レイヤ2スイッチ（以下「音声収容装置用L2SW」という。）	収容局に設置するもの
	コールサーバ（以下「CS」という。）	コア局に設置するもの
	総合デジタル通信回線収容交換機	収容局に設置するもの（総合デジタル通信局内回線終端装置を除く。）
	総合デジタル通信回線収容交換機用データベース（以下「総合デジタル通信回線収容交換機用DB」という。）	収容局に設置するもの

<p>收容ルータに係る設備区分のうち、回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもの</p>	消防警察トランク	收容局に設置するもの
	警察消防用回線集約装置	
	き線点遠隔收容装置	アナログ局内回線收容部、総合デジタル通信局内回線終端装置及びアナログ・デジタル回線共通部を除く。
	アナログ局内回線收容部	加入者側終端装置～き線点遠隔收容装置間に設置するもの
		き線点遠隔收容装置～收容ルータ間に設置するもの
	加入者側終端装置～收容ルータ間（き線点遠隔收容装置を経由しない場合に限る。）に設置するもの	
	アナログ・デジタル回線共通部	加入者側終端装置～き線点遠隔收容装置間に設置するもの
主配線盤	收容ルータに属する部分に限る。	
光ケーブル成端架	收容ルータに属する部分に限る。	
<p>共用コアルータ</p>	共用コアルータ	コア局に設置するもの
	コア局用レイヤ2スイッチ（以下「コア局用L2SW」という。）	コア局に設置するもの
	メディアゲートウェイ（以下「MGW」という。）	コア局に設置するもの
	メディアゲートウェイコントローラ（MGWを制御する装置。以下「MGC」という。）	コア局に設置するもの
<p>中継系伝送路設備等であって、收容ルータと共用コアルータとの間に設置されるもの（中継系伝送路設備等の両端に対向して設置される伝送装置等を含む。）及び共用コアルータと他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置されるもの（共用コアルータと他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置される伝送装置等を含む。）</p>	光ケーブル成端架	收容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの
	伝送装置	收容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの
		共用コアルータ間に設置するもの
	中間中継伝送装置	收容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの
		共用コアルータ間に設置するもの
	中継系光ケーブル	收容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの
		共用コアルータ間に設置するもの
	海底光ケーブル	收容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの
		共用コアルータ間に設置するもの
	海底中間中継伝送装置	收容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの
		共用コアルータ間に設置するもの
	無線伝送装置	收容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの
共用コアルータ間に設置するもの		
インタフェース変換装置	收容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの	



		共用コアルータ間に設置するもの
無線アンテナ		収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの
		共用コアルータ間に設置するもの
無線鉄塔		収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの
		共用コアルータ間に設置するもの
衛星通信設備		収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの
		共用コアルータ間に設置するもの
中継系電柱		収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの
		共用コアルータ間に設置するもの
中継系管路		収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの
		共用コアルータ間に設置するもの
中継系中口径管路		収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの
		共用コアルータ間に設置するもの
中継系共同溝		収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの
		共用コアルータ間に設置するもの
中継系とう道		収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの
		共用コアルータ間に設置するもの
信号用伝送路設備及び信号用中継交換機	シグナリングゲートウェイ（以下「SGW」という。）	
	信号用中継交換機	

附則別表第2の2（附則第6条関係） 附属設備等に係る設備等区分

附属設備等	設備等区分
空調設備	空調設備
電力設備	整流装置 直流変換電源装置 交流無停電電源装置 蓄電池 受電装置 発電装置 小規模局用電源装置 可搬型発動発電機
機械室建物	機械室建物
機械室土地	機械室土地
監視設備	総合監視 収容局設備 コア局設備 伝送無線機械 市外線路 市内線路
共通用建物	共通用建物
共通用土地	共通用土地
構築物	構築物
機械及び装置	機械及び装置
車両	車両
工具、器具及び備品	工具、器具及び備品
無形固定資産（ソフトウェアを除く。）	無形固定資産

### 附則別表第3の1（附則第6条関係） 正味固定資産価額算定方法

定額法正味固定資産価額 =  $\sum_{n=1}^{\sim \text{経済的耐用年数}}$  (定額法正味固定資産価額 (n))  $\div$  経済的耐用年数

定額法正味固定資産価額 (n) = (期首定額法正味固定資産価額 (n) + 期末定額法正味固定資産価額 (n))  $\div$  2

期首定額法正味固定資産価額 (n) = MAX {投資額 - ((投資額 - 最低残存価額)  $\div$  法定耐用年数)  $\times$  (n - 1)、最低残存価額}

期末定額法正味固定資産価額 (n) = MAX {投資額 - ((投資額 - 最低残存価額)  $\div$  法定耐用年数)  $\times$  n、最低残存価額}

定率法正味固定資産価額 =  $\sum_{n=1}^{\sim \text{経済的耐用年数}}$  (定率法正味固定資産価額 (n))  $\div$  経済的耐用年数

定率法正味固定資産価額 (n) = (期首定率法正味固定資産価額 (n) + 期末定率法正味固定資産価額 (n))  $\div$  2

期首定率法正味固定資産価額 (n) = MAX {投資額  $\times$  (1 - 償却率)<sup>n-1</sup>、投資額  $\times$  最低残存率}

期末定率法正味固定資産価額 (n) = MAX {投資額  $\times$  (1 - 償却率)<sup>n</sup>、投資額  $\times$  最低残存率}

償却率 = 1 - (残存率)<sup>1  $\div$  法定耐用年数</sup>

残存率 = 0.1とする。

なお、投資額は、次の設備区分ごとに定める算定方法により算出する。

設備区分	算定方法
音声收容ルータ	<p>1 音声收容ルータの設置基準                      收容局であって、收容回線に光地域IP回線が含まれないもの又はコア局との間の伝送（離島設備の適用区間に限る。）を無線伝送装置又は衛星通信設備により行うものには、音声收容ルータを設置する。</p> <p>2 設備量の算定</p> <p>(1) 音声收容ルータ設置局ごとに、次のアからウまでにより求めたユニット数のうち最大のものを当該局の音声收容ルータユニット数とする。</p> <p>ア 音声1Gポート数、ADSL地域IP1Gポート数及び音声收容ルータPTN（パケット伝送装置をいう。以下同じ。）対向1Gポート数の合計を音声收容ルータ收容率で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を音声收容ルータインタフェース数とし、これを音声收容ルータ1ユニット当たり最大インタフェース数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）</p> <p>イ アナログ電話及び総合デジタル通信サービスの最繁忙呼量帯域（最繁忙呼量に1接続当たり音声帯域及び音声パケット優先係数を乗じたものをいう。以下同じ。）並びにADSL地域IPサービスの最繁忙呼量帯域の合計を音声收容ルータの最繁忙呼量帯域とし、これを音声收容ルータ收容率及び音声收容ルータ1ユニット当たり最大処理最繁忙呼量帯域で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）</p> <p>ウ アナログ電話及び総合デジタル通信サービスの最繁忙呼量パケット数（最繁忙呼量に1接続1秒当たり音声パケット数及び音声パケット優先係数を乗じたものをいう。以下同じ。）並びにADSL地域IPサービスの最繁忙呼量パケット数の合計を音声收容ルータの最繁忙呼量パケット数とし、これを音声收容ルータ收容率及び音声收容ルータ1ユニット当たり最大処理最繁忙呼量パケット数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）</p> <p>(2) (1)の音声收容ルータユニット数に音声收容ルータ冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後音声收容ルータユニット数とし、ADSL地域IPサービスに係るもの（最繁忙呼量帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該</p>

	<p>局の音声系冗長化後音声收容ルータユニット数とする。</p> <p>(3) (1)アの音声收容ルータインタフェース数に音声收容ルータ冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後音声收容ルータインタフェース数とし、ADSL地域IPサービスに係るもの（ポート数比及び最繁忙呼量帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系冗長化後音声收容ルータインタフェース数とする。</p> <p>3 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと音声收容ルータ投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、音声收容ルータ投資額を算定する。</p> <p>局ごと音声收容ルータ投資額</p> $= \text{音声系冗長化後音声收容ルータユニット数} \times \text{音声收容ルータユニット単価}$ $+ \text{音声系冗長化後音声收容ルータインタフェース数} \times \text{音声收容ルータインタフェース単価}$ $+ \text{音声系冗長化後音声收容ルータユニット数} \times \text{音声收容ルータソフトウェア単価}$
<p>共用收容ルータ</p>	<p>1 共用收容ルータの設置基準</p> <p>音声收容ルータを設置しない收容局には、共用收容ルータを設置する。</p> <p>2 設備量の算定</p> <p>(1) 共用收容ルータ設置局ごとに、次のアからエまでにより求めた共用收容ルータのユニット数のうち最大のものを当該局の共用收容ルータユニット数とする。</p> <p>ア 共用收容ルータ1Gインタフェース数（音声1Gポート数及びADSL地域IP1Gポート数の合計）を共用收容ルータ1Gボード当たり最大收容インタフェース数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を共用收容ルータ1Gボード数とし、これを共用收容ルータ1ユニット当たり最大1Gボード数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）</p> <p>イ 共用收容ルータ10Gインタフェース数（光地域IP10Gポート数、共用收容ルータCWDM（波長分割多重装置をいう。以下同じ。）対向10Gポート数（当該局が收容局兼コア局以外の場合に限る。）、共用收容ルータ共用コアルータ対向10Gポート数（当該局が收容局兼コア局の場合に限る。）及び共用收容ルータ間渡り10Gポート数の合計）を共用收容ルータ10Gボード当たり最大收容インタフェース数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を共用收容ルータ10Gボード数とし、これを共用收容ルータ1ユニット当たり最大10Gボード数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）</p> <p>ウ アナログ電話及び総合デジタル通信サービスの最繁忙呼量帯域並びにADSL地域IPサービス及び光地域IPサービス（共用收容ルータに收容するものに限る。）の最繁忙呼量帯域の合計を共用收容ルータの最繁忙呼量帯域とし、これを共用收容ルータ收容率及び共用收容ルータ1ユニット当たり最大処理最繁忙呼量帯域で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）</p> <p>エ アナログ電話及び総合デジタル通信サービスの最繁忙呼量パケット数並びにADSL地域IPサービス及び光地域IPサービス（共用收容ルータに收容するものに限る。）の最繁忙呼量パケット数の合計を共用收容ルータの最繁忙呼量パケット数とし、これを共用收容ルータ收容率及び共用收容ルータ1ユニット当たり最大処理最繁忙呼量パケット数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）</p>

- (2) (1)アの音声1Gポート数を冗長化考慮したものを音声系冗長化後共用収容ルータ1Gインタフェース数とする。
- (3) (1)アの共用収容ルータ1Gボード数を冗長化考慮したものを当該局の冗長化後共用収容ルータ1Gボード数とし、ADSL地域IPサービスに係るもの（ポート数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系冗長化後共用収容ルータ1Gボード数とする。
- (4) (1)イの共用収容ルータ10Gインタフェース数を冗長化考慮したものを当該局の冗長化後共用収容ルータ10Gインタフェース数とし、これから光地域IP10Gポート数相当分を減じ、ADSL地域IPサービス及び光地域IPサービス（共用収容ルータに収容するものに限る。）に係るもの（最繁忙呼量帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系冗長化後共用収容ルータ10Gインタフェース数とする。
- (5) (1)イの共用収容ルータ10Gボード数を冗長化考慮したものを当該局の冗長化後共用収容ルータ10Gボード数とし、ADSL地域IPサービス及び光地域IPサービス（共用収容ルータに収容するものに限る。）に係るもの（インタフェース数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系冗長化後共用収容ルータ10Gボード数とする。
- (6) (1)の共用収容ルータユニット数を冗長化考慮したものを当該局の冗長化後共用収容ルータユニット数とし、ADSL地域IPサービス及び光地域IPサービス（共用収容ルータに収容するものに限る。）に係るもの（最繁忙呼量帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系冗長化後共用収容ルータユニット数とする。

3 投資額の算定

次の算定式により局ごと共用収容ルータ投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、共用収容ルータ投資額を算定する。

局ごと共用収容ルータ投資額

$$\begin{aligned}
 &= \text{音声系冗長化後共用収容ルータユニット数} \times \text{共用収容ルータユニット単価} \\
 &+ \text{音声系冗長化後共用収容ルータ10Gボード数} \times \text{共用収容ルータ10Gボード単価} \\
 &+ \text{音声系冗長化後共用収容ルータ10Gインタフェース数} \times \text{共用収容ルータ10Gインタフェース単価} \\
 &+ \text{音声系冗長化後共用収容ルータ1Gボード数} \times \text{共用収容ルータ1Gボード単価} \\
 &+ \text{音声系冗長化後共用収容ルータ1Gインタフェース数} \times \text{共用収容ルータ1Gインタフェース単価}
 \end{aligned}$$

音声収容装置

1 設備量の算定

- (1) 収容局ごとに、アナログ電話回線数を音声収容装置回線収容率及び音声収容装置ラインカード当たり最大収容回線数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を音声収容装置ラインカード数とする。
- (2) (1)の音声収容装置ラインカード数を音声収容装置シェルフ当たり最大収容ラインカード数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を音声収容装置シェルフ数とする。
- (3) (2)の音声収容装置シェルフ数を音声収容装置架当たり最大収容シェルフ数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を音声収容装置架数とする。

2 投資額の算定

次の算定式により局ごと音声収容装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、音声収容装置投資額を算定する。

- (1) 音声収容装置（回線収容部）投資額

	<p style="text-align: center;">＝音声收容装置ラインカード数×音声收容装置ラインカード単価</p> <p>(2) 音声收容装置（ユニット部）投資額 ＝音声收容装置シェルフ数×音声收容装置シェルフ単価＋音声收容装置架数×音声收容装置架単価</p> <p>(3) 音声收容装置（ソフトウェアユニット部相当）投資額 ＝（音声收容装置シェルフ数×音声收容装置ソフトウェア単価）×音声收容装置（ユニット部）投資額÷（音声收容装置（回線收容部）投資額＋音声收容装置（ユニット部）投資額）</p> <p>(4) 局ごと音声收容装置投資額 ＝音声收容装置（ユニット部）投資額＋音声收容装置（ソフトウェアユニット部相当）投資額</p>
音声收容装置用L2SW	<p>1 音声收容装置用L2SWの設置基準 收容局に設置する音声收容装置シェルフ数が3以上の場合には、当該局には音声收容装置用L2SWを設置する。</p> <p>2 設備量の算定</p> <p>(1) 音声收容装置用L2SW設置局ごとに、次のア及びイにより求めたユニット数のうちいずれか大きいものを当該局の音声收容装置用L2SWユニット数とする。 ア 音声收容装置シェルフ数及び收容ルータユニット数の合計を音声收容装置用L2SWポート收容率及び音声收容装置用L2SW1ユニット当たり最大インタフェース数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。） イ アナログ電話の最繁時呼量に1接続当たり音声パケット数を乗じ、音声收容装置用L2SWポート收容率及び音声收容装置用L2SW最大処理最繁時呼量パケット数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）</p> <p>(2) (1)の音声收容装置用L2SWユニット数に音声收容装置用L2SW冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後音声收容装置用L2SWユニット数とする。</p> <p>3 投資額の算定 次の算定式により局ごと音声收容装置用L2SW投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、音声收容装置用L2SW投資額を算定する。 局ごと音声收容装置用L2SW投資額 ＝冗長化後音声收容装置用L2SWユニット数×音声收容装置用L2SWユニット単価</p>
CS	<p>1 CSの設備量の算定</p> <p>(1) 中継区域ごとに、アナログ電話回線数を当該中継区域に属するコア局数で除したものを当該区域に属する局ごとCS收容アナログ電話回線数とし、これをCS收容率及びCS1ユニット当たり最大処理回線数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該区域に属する局ごとCSユニット数とする。</p> <p>(2) (1)のCSユニット数に冗長化係数を乗じたものを当該区域に属する局ごと冗長化後CSユニット数とする。</p> <p>2 CS用データベース（以下「CS用DB」という。）の設備量の算定</p> <p>(1) 中継区域ごとに、アナログ電話の最繁時呼数を当該中継区域に属するコア局数で除したものを当該区域に属する局ごとCSアナログ電話最繁時呼数とし、これをCS用DB收容率及びCS用DB1ユニット当たり最大処理最繁時呼数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該区域に属する局ごとCS用DBユニット数とする。</p> <p>(2) (1)のCS用DBユニット数に冗長化係数を乗じたものを当該区域に属する局ごと冗長化後CS用DBユニット数とする</p>

	<p>3 投資額の算定  次の算定式により局ごとCS投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、CS投資額を算定する。  局ごとCS投資額  ＝冗長化後CSユニット数×CSユニット単価  ＋CS収容アナログ電話回線数×CS1回線当たり単価  ＋CSソフトウェア投資額  ＋冗長化後CS用DBユニット数×CS用DBユニット単価</p>
総合デジタル通信回線収容交換機	<p>1 設備量の算定  (1) 収容局ごと及びサービスごとに、総合デジタル通信サービス回線数を総合デジタル通信回線収容交換機回線収容率及び総合デジタル通信用ボード1枚当たり最大収容回線数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局のサービスごと総合デジタル通信用ボード数とする。  (2) (1)のサービスごと総合デジタル通信用ボード数に総合デジタル通信用ボード当たり占用スロット数を乗じ、全てのサービスについて合計したものを当該局の総合デジタル通信回線収容交換機スロット数とし、これを総合デジタル通信回線収容交換機1ユニット当たりスロット数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の総合デジタル通信回線収容交換機ユニット数とする。</p> <p>2 投資額の算定  次の算定式により局ごと総合デジタル通信回線収容交換機投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、総合デジタル通信回線収容交換機投資額を算定する。  (1) サービスごと総合デジタル通信回線収容交換機（回線収容部）投資額  ＝当該サービス総合デジタル通信用ボード数×当該サービス総合デジタル通信用ボード単価  (2) 総合デジタル通信回線収容交換機（ユニット部）投資額  ＝総合デジタル通信回線収容交換機ユニット数×総合デジタル通信回線収容交換機ユニット単価  (3) 総合デジタル通信回線収容交換機（ソフトウェアユニット部相当）投資額  ＝（総合デジタル通信回線収容交換機ユニット数×総合デジタル通信回線収容交換機ソフトウェア単価）  ×総合デジタル通信回線収容交換機（ユニット部）投資額  ÷（総合デジタル通信回線収容交換機（回線収容部）投資額＋総合デジタル通信回線収容交換機（ユニット部）投資額）  (4) 局ごと総合デジタル通信回線収容交換機投資額  ＝総合デジタル通信回線収容交換機（ユニット部）投資額  ＋総合デジタル通信回線収容交換機（ソフトウェアユニット部相当）投資額</p>
総合デジタル通信回線収容交換機用DB	<p>1 設備量の算定  収容局ごとに、総合デジタル通信サービスの最繁忙時呼数を総合デジタル通信回線収容交換機用DBの収容率及び1ユニット当たり最大処理最繁忙時呼数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の総合デジタル通信</p>

	<p>回線収容交換機用DBユニット数とし、これに冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後総合デジタル通信回線収容交換機用DBユニット数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと総合デジタル通信回線収容交換機用DB投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、総合デジタル通信回線収容交換機用DB投資額を算定する。</p> <p>局ごと総合デジタル通信回線収容交換機用DB投資額  =冗長化後総合デジタル通信回線収容交換機用DBユニット数  ×総合デジタル通信回線収容交換機用DBユニット単価</p>
消防警察トランク	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 消防警察トランク設置収容局ごとの消防警察トランク数は、局別収容回線数が2万回線未満の場合は2とし、局別収容回線数が2万回線以上の場合は、当該回線数から2万を減じた後、1万で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）に2を加えた値とする。当該局の収容回線に他の単位料金区域における消防警察トランク設置収容局の収容回線が含まれる場合は、当該他の単位料金区域における消防警察トランク設置収容局1局につき消防警察トランク数を1加算する。さらに、当該局の収容回線に異行政収容回線が含まれる場合は、消防警察トランク数を1加算する。</p> <p>(2) 消防警察トランク設置収容局ごとに、(1)の消防警察トランク数を消防警察トランク搭載架最大搭載数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の消防警察トランク架数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと消防警察トランク投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、消防警察トランク投資額を算定する。</p> <p>局ごと消防警察トランク投資額  =消防警察トランク数×消防警察トランク単価  +消防警察トランク架数×消防警察トランク搭載架単価</p>
警察消防用回線集約装置	<p>1 設備量の算定</p> <p>警察消防用回線集約装置の割付対象として指定された収容局ごとに、以下の手順で警察消防用回線集約装置の台数を算定する。</p> <p>(1) 受付台収容局に設定された専用線回線数を、当該受付台収容局に対する割付対象として指定された消防警察トランク設置収容局ごとに、必要となる専用線回線数を算定して割付処理を行い、割り付けられた専用線回線数を当該割付対象局の総割付回線数とする。</p> <p>(2) 割付対象局の警察消防用回線集約装置数は、当該割付対象局の消防警察トランク数が総割付回線数以下の場合には0とし、総割付回線数を超える場合には、当該割付対象局の総割付回線数を警察消防用回線集約装置最大収容回線数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）とする。</p> <p>(3) (2)の割付対象局の警察消防用回線集約装置数を警察消防用回線集約装置搭載架最大搭載数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該割付対象局の警察消防用回線集約装置架数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p>



	<p>次の算定式により割付対象局ごと警察消防用回線集約装置投資額を求め、全ての対象局について当該投資額を合算し、警察消防用回線集約装置投資額を算定する。</p> <p>割付対象局ごと警察消防用回線集約装置投資額        =警察消防用回線集約装置数×警察消防用回線集約装置単価        +警察消防用回線集約装置架数×警察消防用回線集約装置搭載架単価</p>
<p>き線点遠隔収容装置</p>	<p>1 回線数の算定</p> <p>国勢調査の調査区ごとの各サービスの回線数を次により算定する。なお、各（県、調査区）につき、世帯自県案分率、就業者自県案分率を算定する。県境の調査区以外では、自県案分率は1となる。</p> <p>世帯自県案分率（県、調査区）＝世帯数（県、調査区）÷総世帯数（調査区）        就業者自県案分率（県、調査区）＝就業者数（県、調査区）÷総就業者数（調査区）</p> <p>(1) 住宅用加入電話回線数        =局ごと住宅用加入電話契約回線数÷調査区ごと世帯数の局ごと合計        ×調査区ごとの世帯数×世帯自県案分率</p> <p>(2) 事務用加入電話回線数        =局ごと事務用加入電話契約回線数÷調査区ごと就業者数の局ごと合計        ×調査区ごとの就業者数×就業者自県案分率</p> <p>(3) 住宅用第一種総合デジタル通信サービス回線数        =単位料金区域別住宅用第一種総合デジタル通信サービス契約回線数        ÷調査区ごと世帯数の単位料金区域別合計×調査区ごとの世帯数×世帯自県案分率</p> <p>(4) 事務用第一種総合デジタル通信サービス回線数        =単位料金区域別事務用第一種総合デジタル通信サービス契約回線数        ÷調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計×調査区ごとの就業者数×就業者自県案分率</p> <p>(5) 第二種総合デジタル通信サービス回線数        =単位料金区域別第二種総合デジタル通信サービス契約回線数        ÷調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計×調査区ごとの就業者数×就業者自県案分率</p> <p>(6) 第一種公衆電話回線数        =単位料金区域別第一種公衆電話実績回線数÷単位料金区域内調査区数×世帯自県案分率</p> <p>(7) 第一種デジタル公衆電話回線数        =単位料金区域別第一種デジタル公衆電話実績回線数        ÷単位料金区域内調査区数×世帯自県案分率</p> <p>(8) 第二種公衆電話回線数        =単位料金区域別第二種公衆電話実績回線数÷調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計        ×調査区ごと就業者数×就業者自県案分率</p> <p>(9) 第二種デジタル公衆電話回線数</p>

- ＝単位料金区域別第二種デジタル公衆電話実績回線数÷調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計  
×調査区ごと就業者数×就業者自県案分率
- (10) 低速専用線二線式回線数  
＝単位料金区域別低速専用線実績回線数  
×（県別低速専用線二線式実績回線数÷（県別低速専用線二線式実績回線数＋県別低速専用線四線式実績回線数））  
÷調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計×調査区ごと就業者数×就業者自県案分率
- (11) 低速専用線四線式回線数  
＝単位料金区域別低速専用線実績回線数  
×（県別低速専用線四線式実績回線数÷（県別低速専用線二線式実績回線数＋県別低速専用線四線式実績回線数））  
÷調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計×調査区ごと就業者数×就業者自県案分率
- (12) 高速メタル専用線回線数  
＝単位料金区域別高速専用線実績回線数  
×（県別高速メタル専用線実績回線数÷（県別高速メタル専用線実績回線数＋県別高速光専用線実績回線数））  
÷調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計×調査区ごと就業者数×就業者自県案分率
- (13) 高速光専用線回線数  
＝単位料金区域別高速専用線実績回線数  
×（県別高速光専用線実績回線数÷（県別高速メタル専用線実績回線数＋県別高速光専用線実績回線数））  
÷調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計×調査区ごと就業者数×就業者自県案分率

## 2 き線点～収容局間伝送路経路の選択

収容局ごとに、当該局の収容区域内の需要の存在する調査区ごとにか線点を設定するものとし、き線点～局間伝送路経路は、次の基準により決定する。

- (1) 局を起点とし、東西南北の四方に向けて敷設する。
- (2) 局を起点とし、±45°の傾きの範囲ごとに収容する。
- (3) ±45°の線上に存在する調査区については、局を中心に反時計回りに境界線を設定する。
- (4) 局を中心に東西南北に敷設する伝送路と、これと直交して調査区の中を通るように敷設する伝送路を設置する。
- (5) 伝送路経路選択においては、道路密度・道路延長データを考慮し、道路沿いの経路を選択する。
- (6) 調査区ごとの回線数を考慮し、伝送路経路は適宜集約化する。

## 3 設備構成選択

き線点～収容局間伝送路ごとに、次の組合せの中から設備管理運営費（減価償却費及び施設保全費の合計をいう。以下この項において同じ。）が最も低くなるものを選択する。ただし、ケーブルの荷重制限及び伝送距離制限により選択不可能なものを除く。

- (1) 架空メタルケーブル及び架空光ケーブルを設置する。

- (2) 架空光ケーブル及びき線点遠隔收容装置を設置する。
- (3) 地下メタルケーブル及び地下光ケーブルを設置する。
- (4) 地下光ケーブル及びき線点遠隔收容装置を設置する。

4 設備量の算定

- (1) き線点遠隔收容装置を設置するき線点ごとに、アからウまでにより求めたユニット数のうち最大のものを当該き線点のき線点遠隔收容装置ユニット数とする。
  - ア メタル電話回線数をき線点遠隔收容装置最大收容電話回線数で除したもの
  - イ 低速専用線回線数をき線点遠隔收容装置最大收容低速専用回線数で除したもの
  - ウ 高速メタル専用線回線数をき線点遠隔收容装置最大收容高速メタル専用回線数で除したもの
- (2) 收容局ごとに、当該局に收容されるき線点ごとに(1)で算定したき線点遠隔收容装置ユニット数の合計を当該局のき線点遠隔收容装置ユニット数とし、当該き線点ごとのき線点遠隔收容装置收容回線数の合計を当該局のき線点遠隔收容装置收容回線数とする。

5 投資額の算定

次の算定式(1)及び(2)により求めた局ごとき線点遠隔收容装置投資額のうちいずれか小さいものを当該局のき線点遠隔收容装置投資額とし、全ての局について当該投資額を合算し、き線点遠隔收容装置投資額を算定する。

- (1) 局ごとき線点遠隔收容装置投資額
 
$$= (\text{き線点遠隔收容装置ユニット数} \times \text{き線点遠隔收容装置ユニット単価} + \text{専用線收容装置ユニット数} \times \text{専用線ユニット単価}) \times \text{き線点遠隔收容装置收容回線数} \div (\text{き線点遠隔收容装置收容回線数} + \text{専用線遠隔收容装置收容回線数})$$
- (2) 局ごとき線点遠隔收容装置投資額
 
$$= \text{き線点遠隔收容装置ユニット数} \times \text{き線点遠隔收容装置ユニット単価}$$

総合デジタル通信局内回線終端装置

1 設備量の算定

- (1) 総合デジタル通信回線收容交換機の設備量の算定において求めた総合デジタル通信回線收容交換機ユニット数を局ごとの総合デジタル通信回線收容交換機ユニット数とする。
- (2) 收容局ごとに、当該局が收容するき線点ごとの第一種総合デジタル通信サービス回線数の合計を当該局のき線点遠隔收容装置收容総合デジタル通信サービス回線数とする。

2 投資額の算定

次の算定式により局ごと総合デジタル通信局内回線終端装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、総合デジタル通信局内回線終端装置投資額を算定する。

- (1) 総合デジタル通信回線收容交換機（ソフトウェア回線收容部相当）投資額
 
$$= (\text{総合デジタル通信回線收容交換機ユニット数} \times \text{総合デジタル通信回線收容交換機ソフトウェア単価}) \times \text{総合デジタル通信回線收容交換機（回線收容部）投資額} \div (\text{総合デジタル通信回線收容交換機（回線收容部）投資額} + \text{総合デジタル通信回線收容交換機（ユニット部）投資額})$$

	<p>(2) 局ごと総合デジタル通信局内回線終端装置投資額  = き線点遠隔收容装置收容総合デジタル通信サービス回線数  × き線点遠隔收容装置総合デジタル通信サービス回線単価  + 総合デジタル通信回線收容交換機（回線收容部）投資額  + 総合デジタル通信回線收容交換機（ソフトウェア回線收容部相当）投資額</p>
アナログ局内回線收容部	<p>1 設備量の算定  (1) 音声收容装置の設備量の算定において求めた音声收容装置シェルフ数を局ごとの音声收容装置シェルフ数とする。  (2) 收容局ごとに、当該局が收容するき線点ごとのアナログ電話回線数の合計を当該局のき線点遠隔收容装置收容アナログ電話回線数とする。</p> <p>2 投資額の算定  次の算定式により局ごとアナログ局内回線收容部投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、アナログ局内回線收容部投資額を算定する。</p> <p>(1) 音声收容装置（ソフトウェア回線收容部相当）投資額  =（音声收容装置シェルフ数×音声收容装置ソフトウェア単価）  × 音声收容装置（回線收容部）投資額  ÷（音声收容装置（回線收容部）投資額+音声收容装置（ユニット部）投資額）</p> <p>(2) 局ごとアナログ局内回線收容部投資額  = き線点遠隔收容装置收容アナログ電話回線数  × き線点遠隔收容装置アナログ電話回線単価  + 音声收容装置（回線收容部）投資額  + 音声收容装置（ソフトウェア回線收容部相当）投資額</p>
アナログ・デジタル回線共通部	<p>1 設備量の算定  收容局ごとに、当該局が收容するき線点ごとの第一種総合デジタル通信サービス回線数及びアナログ電話回線数の合計を当該局のき線点遠隔收容装置收容回線数とする。</p> <p>2 投資額の算定  次の算定式により局ごとアナログ・デジタル回線共通部投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、アナログ・デジタル回線共通部投資額を算定する。  局ごとアナログ・デジタル回線共通部投資額  = き線点遠隔收容装置收容回線数×き線点遠隔收容装置回線単価</p>
主配線盤	<p>1 設備量の算定  (1) 局ごとに、当該局に直接メタル回線で收容される回線数及びき線回線予備率分の回線数の合計を主配線盤回線收容率で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の主配線盤端子数とし、専用線サービスに係るもの（回線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系主配線盤端子数とする。  (2) (1)の主配線盤端子数を主配線盤架当たり回線数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該</p>

	<p>局の主配線盤架数とし、専用線サービスに係るもの（回線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系主配線盤架数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと主配線盤投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、主配線盤投資額を算定する。</p> <p>局ごと主配線盤投資額</p> $= \text{音声系主配線盤端子数} \times \text{主配線盤端子当たり単価} \\ + \text{音声系主配線盤架数} \times \text{主配線盤架当たり単価}$
光ケーブル成端架	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 局ごとに、次のア及びイにより求めた心線数の合計を当該局の光ケーブル成端架心線数とする。</p> <p>ア 当該局に直接光回線で収容される回線数に1回線当たり心線数を乗じたものにき線回線予備率分の心線数を加えたもの及び当該局に帰属するき線点遠隔収容装置数にき線点遠隔収容装置1ユニット当たり心線数を乗じたものに光予備心線数を加えたものの合計を光ケーブル成端架収容率で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）</p> <p>イ 当該局が収容する中継伝送用光回線の心線数の合計を光ケーブル成端架収容率で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）</p> <p>(2) (1)の光ケーブル成端架心線数を光ケーブル成端架（大型）架当たり心線数で除したもの（1に満たない端数は、切り捨てるものとする。）を当該局の光ケーブル成端架（大型）架数とし、これに光ケーブル成端架（大型）架当たり心線数を乗じたものを当該局の光ケーブル成端架（大型）心線数とする。</p> <p>(3) (1)の光ケーブル成端架心線数から(2)の光ケーブル成端架（大型）心線数を減じたものを光ケーブル成端架残り心線数とし、この心線数が光ケーブル成端架（中型）架当たり心線数を超える場合は光ケーブル成端架（大型）に収容する。また、この心線数が光ケーブル成端架（小型2）架当たり心線数を超え光ケーブル成端架（中型）架当たり心線数以下ならば光ケーブル成端架（中型）に収容し、光ケーブル成端架（小型1）架当たり心線数を超え光ケーブル成端架（小型2）架当たり心線数以下ならば光ケーブル成端架（小型2）に収容し、光ケーブル成端架（小型1）架当たり心線数以下ならば光ケーブル成端架（小型1）に収容する。</p> <p>(4) (3)の結果、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架（大型）に収容する場合には、光ケーブル成端架（大型）架数に1を加え、光ケーブル成端架（大型）心線数に光ケーブル成端架残り心線数を加えるものとする。</p> <p>(5) (3)の結果、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架（中型）に収容する場合には、光ケーブル成端架（中型）架数を1とし、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架（中型）心線数とする。</p> <p>(6) (3)の結果、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架（小型2）に収容する場合には、光ケーブル成端架（小型2）架数を1とし、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架（小型2）心線数とする。</p> <p>(7) (3)の結果、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架（小型1）に収容する場合には、光ケーブル成端架（小型1）架数を1とし、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架（小型1）心線数とする。</p> <p>(8) (1)から(7)までにより求めた架数及び心線数から、階梯ごとにデータ系サービスに係るもの（心線数比により算定するものとする。）を控除したものをそれぞれ当該局の階梯ごと及び種別ごと音声系光ケーブル成端架架数及び音声系光ケーブル成端架心線数とする。</p>

	<p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごとに階梯ごと光ケーブル成端架投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、光ケーブル成端架投資額を算定する。</p> <p>階梯ごと光ケーブル成端架投資額</p> <p>= 当該階梯音声系光ケーブル成端架（大型）架数×光ケーブル成端架（大型）架当たり単価  + 当該階梯音声系光ケーブル成端架（中型）架数×光ケーブル成端架（中型）架当たり単価  + 当該階梯音声系光ケーブル成端架（小型2）架数×光ケーブル成端架（小型2）架当たり単価  + 当該階梯音声系光ケーブル成端架（小型1）架数×光ケーブル成端架（小型1）架当たり単価  + 当該階梯音声系光ケーブル成端架（大型）心線数×光ケーブル成端架（大型）心線当たり単価  + 当該階梯音声系光ケーブル成端架（中型）心線数×光ケーブル成端架（中型）心線当たり単価  + 当該階梯音声系光ケーブル成端架（小型2）心線数×光ケーブル成端架（小型2）心線当たり単価  + 当該階梯音声系光ケーブル成端架（小型1）心線数×光ケーブル成端架（小型1）心線当たり単価</p>
<p>共用コアルータ</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) コア局ごとに、CWDM10Gインタフェース数、共用収容ルータ対向10Gインタフェース数（当該局が収容局兼コア局の場合に限る。）、コア局用L2SW対向10Gインタフェース数及びデータ系IP装置対向10Gインタフェース数の合計を共用コアルータ10Gインタフェース数とする。また、接続する伝送装置（CWDM）、共用収容ルータ、コア局用L2SW及びデータ系IP装置の最繁忙呼量帯域及び最繁忙呼量パケット数から、共用コアルータ最繁忙呼量帯域及び共用コアルータ最繁忙呼量パケット数を算定する。</p> <p>(2) (1)の共用コアルータ10Gインタフェース数を共用コアルータ10Gボード当たり最大収容インタフェース数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を共用コアルータ10Gボード数とし、次のアからウまでにより求めたユニット数のうち最大のものを当該局の共用コアルータユニット数とする。</p> <p>ア 共用コアルータ10Gボード数を共用コアルータ1ユニット当たり最大10Gボード数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）</p> <p>イ 共用コアルータ最繁忙呼量帯域を共用コアルータ収容率及び共用コアルータ1ユニット当たり最大処理最繁忙呼量帯域で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）</p> <p>ウ 共用収容ルータ最繁忙呼量パケット数を共用コアルータ収容率及び共用コアルータ1ユニット当たり最大処理最繁忙呼量パケット数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）</p> <p>(3) (2)の共用コアルータユニット数から1を減じたものを共用コアルータ渡り10Gインタフェース数とし、これを共用コアルータ10Gインタフェース数に加える。</p> <p>(4) (1)から(3)までにより求めた共用コアルータ10Gインタフェース数、共用コアルータ10Gボード数及び共用コアルータユニット数のそれぞれについて冗長化考慮した後、データ系に係るもの（最繁忙呼量帯域比により算定するものとする。）を控除したものをそれぞれ当該局の音声系冗長化後共用コアルータ10Gインタフェース数、音声系冗長化後共用コアルータ10Gボード数及び音声系冗長化後共用コアルータユニット数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p>

	<p>次の算定式により、局ごと共用コアルータ投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、共用コアルータ投資額を算定する。</p> <p>局ごと共用コアルータ投資額</p> $= \text{音声系冗長化後共用コアルータユニット数} \times \text{共用コアルータユニット単価} \\ + \text{音声系冗長化後共用コアルータ10Gボード数} \times \text{共用コアルータ10Gボード単価} \\ + \text{音声系冗長化後共用コアルータ10Gインタフェース数} \times \text{共用コアルータ10Gインタフェース単価} \\ + \text{音声系冗長化後共用コアルータユニット数} \times \text{共用コアルータソフトウェア単価}$
コア局用L2SW	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) コア局ごとに、PTN1Gポート数、CS1Gポート数、MGW1Gポート数、SGW1Gポート数及びMGC1Gポート数の合計をコア局用L2SW1Gインタフェース数とし、共用コアルータにおけるコア局用L2SW対向10Gインタフェース数をコア局用L2SW10Gインタフェース数とする。</p> <p>(2) (1)のコア局用L2SW1Gインタフェース数及びコア局用L2SW10Gインタフェース数の合計をコア局用L2SW1ユニット当たり最大収容インタフェース数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）をコア局用L2SWユニット数とする。</p> <p>(3) (1)及び(2)で算定したコア局用L2SW1Gインタフェース数、コア局用L2SW10Gインタフェース数及びコア局用L2SWユニット数のそれぞれについて冗長化係数を乗じ、PTN経由のADSL地域IPサービスに係るもの（最繁忙時呼量帯域比により算定するものとする。）を控除したものをそれぞれ当該局の音声系冗長化後コア局用L2SW1Gインタフェース数、音声系冗長化後コア局用L2SW10Gインタフェース数及び音声系冗長化後コア局用L2SWユニット数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごとコア局用L2SW投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、コア局用L2SW投資額を算定する。</p> <p>局ごとコア局用L2SW投資額</p> $= \text{音声系冗長化後コア局用L2SWユニット数} \times \text{コア局用L2SWユニット単価} \\ + \text{音声系冗長化後コア局用L2SW10Gインタフェース数} \times \text{コア局用L2SW10Gインタフェース単価} \\ + \text{音声系冗長化後コア局用L2SW1Gインタフェース数} \times \text{コア局用L2SW1Gインタフェース単価}$
MGW	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) コア局ごとに、コア局ごとIC接続回線数から定まるMGWSTM-1ポート数について冗長化考慮したものを冗長化後MGWSTM-1ポート数とする。</p> <p>(2) (1)の冗長化後MGWSTM-1ポート数をMGW収容率及びMGW1ユニット当たり最大STM-1ポート数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を冗長化後MGWユニット数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごとMGW投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、MGW投資額を算定する。</p> <p>局ごとMGW投資額</p>

	$= (\text{MGWユニット部投資額} + \text{MGWユニット部ソフトウェア投資額})$ $+ (\text{MGW回線依存部投資額} + \text{MGW回線依存部ソフトウェア投資額})$ $= (\text{冗長化後MGWユニット数} \times \text{MGWユニット単価} + \text{冗長化後MGWユニット数} \times \text{MGWユニットソフトウェア単価})$ $+ (\text{冗長化後MGWS TM-1ポート数} \times \text{MGWS TM-1ポート単価} + \text{冗長化後MGWS TM-1ポート数} \times \text{MGWS TM-1ポートソフトウェア単価})$
MG C	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) コア局が属する中継区域内の接続呼の最繁時呼数を当該区域内のコア局数で除したものをコア局当たり接続呼最繁時呼数とし、これをMG C收容率及びMG C 1ユニット当たり最大処理最繁時呼数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）をMG Cユニット数とする。</p> <p>(2) (1)のMG Cユニット数を冗長化考慮したものを冗長化後MG Cユニット数とする。</p> <p>(3) (1)のコア局当たり接続呼最繁時呼数をMG C用データベース（以下「MG C用DB」という。）收容率及びMG C用DB 1ユニット当たり最大処理最繁時呼数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）をMG C用DBユニット数とし、これに冗長化係数を乗じたものを冗長化後MG C用DBユニット数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごとMG C投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、MG C投資額を算定する。</p> <p>局ごとMG C投資額</p> $= \text{冗長化後MG Cユニット数} \times \text{MG Cユニット単価}$ $+ \text{冗長化後MG Cユニット数} \times \text{MG Cソフトウェア単価}$ $+ \text{冗長化後MG C用DBユニット数} \times \text{MG C用DBユニット単価}$
SGW	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) コア局が属する中継区域内の接続呼の最繁時信号数を当該区域内のコア局数で除したものをコア局当たり接続呼最繁時信号数とし、これをSGW 1リンク当たり信号数で除し（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）、信号区域間リンク分散数を乗じたものをコア局当たり信号リンク数とする。</p> <p>(2) コア局ごとに、次のア及びイにより算定したユニット数のうちいずれか大きいものを当該局のSGWユニット数とし、これに冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後SGWユニット数とする。</p> <p>ア (1)のコア局当たり信号リンク数をSGW收容率及びSGW 1ユニット当たり最大リンク数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）</p> <p>イ 冗長化後MGWユニット数をコア局当たりポイントコード数とし、これをSGW收容率及びSGW 1ユニット当たり最大処理ポイントコード数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごとSGW投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、SGW投資額を算定する。</p> <p>局ごとSGW投資額</p> $= \text{冗長化後SGWユニット数} \times \text{SGWユニット単価}$



	＋冗長化後SGWユニット数×SGWソフトウェア単価
信号用中継交換機	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 局ごとに、アナログ電話及び総合デジタル通信サービスの最繁時呼数にそれぞれ1呼当たり信号数を乗じたものの合計を最繁時信号数とし、これに接続呼比率を乗じたものをIC接続呼最繁時信号数とする。</p> <p>(2) (1)のIC接続呼最繁時信号数にICトランジット呼最繁時信号数を加え、東西別に全ての局について合計し、信号区域数で除したものをSTP（信号用中継交換機をいう。以下同じ。）最繁時信号数とする。</p> <p>(3) コア局当たり接続呼最繁時信号数から算定したコア局当たり信号リンク数を東西別に全てのコア局について合計し、信号区域数で除したものをSTP渡り以外リンク数とする。</p> <p>(4) STP設置局ごとに、次のア及びイにより求めたユニット数のうちいずれか大きいものを当該局のSTPユニット数とする。</p> <p>ア 当該局が属する信号区域のSTP渡り以外リンク数をSTP収容率及びSTP1ユニット当たり最大リンク数（STP対当たり渡りリンク数を減じたもの。）で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）</p> <p>イ 当該局が属する信号区域のSTP最繁時信号数をSTP1ユニット当たり処理信号数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）</p> <p>(5) STP設置局ごとに、STPユニット数にSTP対当たり渡りリンク数を乗じたものを当該局のSTP渡りリンク数とする。</p> <p>(6) STP設置局がコア局以外の場合は、当該局が属する信号区域のSTP渡り以外リンク数及びSTP渡りリンク数の合計を当該局のSTPリンク数とする。STP設置局がコア局の場合は、当該局が属する信号区域のSTP渡り以外リンク数及びSTP渡りリンク数の合計から当該コア局のコア局当たり信号リンク数を減じたものをSTPリンク数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごとSTP投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、STP投資額を算定する。</p> <p>局ごとSTP投資額</p> $= \text{STPユニット数} \times \text{STPユニット単価} \\ + \text{STPリンク数} \times \text{STPリンク単価}$
伝送装置	<p>1 PTN及びCWDMの設置基準</p> <p>収容局とコア局間の伝送は、PTN又はCWDMにより行う。共用収容ルータを設置する収容局にはCWDMを設置し、それ以外の収容局にはPTNを設置する。コア局には対向する収容局と同じ伝送装置を設置する。</p> <p>2 PTNの設備量算定</p> <p>(1) PTN設置局ごとに、当該局に収容されるアナログ電話、総合デジタル通信サービス、ADSL地域IPサービス及び専用線サービスの最繁時呼量帯域から算定されるPTN低速インタフェース混在ボード数に冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後PTN低速インタフェース混在ボード数とし、データ系に係るもの（ポート容量比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系冗長化後PTN低速インタフェース混在ボード数とする。</p> <p>(2) PTN設置局ごとに、次のア及びイにより求めたユニット数のうちいずれか大きいものをPTNユニット数とする。</p> <p>ア 当該局が属するループのPTNリング数を合計し、これから1を減じたもの（1に満たない場合は、1とする。）</p>

イ P T N低速インタフェース混在ボード数をP T N 1ユニット当たり最大低速インタフェースボード数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）

- (3) (2)のP T Nユニット数に冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後P T Nユニット数とし、A D S L地域 I Pサービス及び専用線サービスに係るもの（最繁時呼量帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系冗長化後P T Nユニット数とする。
- (4) (2)のP T Nリング数及びP T Nユニット数から算定した当該局のP T N高速インタフェース数のうちP T N10G高速インタフェース数を当該局の10G P T Nリング数により算定し、残りをP T N2.4G高速インタフェース数とする。
- (5) (4)のP T N10G高速インタフェース数及びP T N2.4G高速インタフェース数のそれぞれに冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後P T N10G高速インタフェース数及び冗長化後P T N2.4G高速インタフェース数とし、これらからそれぞれA D S L地域 I Pサービス及び専用線サービスに係るもの（最繁時呼量帯域比により算定するものとする。）を控除したものをそれぞれ当該局の音声系冗長化後P T N10G高速インタフェース数及び音声系冗長化後P T N2.4G高速インタフェース数とする。

### 3 収容局設置C W D Mの設備量算定

- (1) C W D M設置収容局ごとに、C W D Mが接続する共用収容ルータ及び光地域 I P装置の設備量からC W D M10Gインタフェース数及びC W D M低速10Gカード数を算定する。また、当該C W D Mが接続する専用線装置の設備量からC W D M S T M-1インタフェース数及びC W D M低速S T M-1カード数を算定する。C W D M低速10Gカード数及びC W D M低速S T M-1カード数の合計に2を乗じたものを当該局のC W D M高速インタフェース波長数とする。
- (2) (1)のC W D M高速インタフェース波長数をC W D M高速インタフェース最大波長数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局のC W D Mユニット数とする。
- (3) (2)のC W D Mユニット数を冗長化考慮したものを当該局の冗長化後C W D Mユニット数とし、これから光地域 I P装置（音声非共用分に限る。）及び専用線装置に係るもの（波長数比により算定するものとする。）を控除し、さらにA D S L装置及び光地域 I P装置（音声共用分に限る。）に係るもの（最繁時呼量帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系冗長化後C W D Mユニット数とする。
- (4) (1)のC W D M低速10Gカード数及びC W D M10Gインタフェース数についてそれぞれ冗長化考慮したものを当該局の冗長化後C W D M低速10Gカード数及び冗長化後C W D M10Gインタフェース数とし、これらからそれぞれ光地域 I P装置（音声非共用分に限る。）に係るもの（インタフェース数比により算定するものとする。）を控除し、さらにA D S L装置及び光地域 I P装置（音声共用分に限る。）に係るもの（最繁時呼量帯域比により算定するものとする。）を控除したものをそれぞれ当該局の音声系冗長化後C W D M低速10Gカード数及び音声系冗長化後C W D M10Gインタフェース数とする。

### 4 コア局設置C W D Mの設備量算定

- (1) C W D M設置収容局は2つのコア局に帰属するものとし、コア局間で伝送を行う冗長構成とする。コア局ごとに、当該局に属するC W D M設置収容局のC W D M10Gインタフェース数、C W D M低速10Gカード数及びC W D Mユニット数についてそれぞれデータ系控除後に合計したものを音声系収容局対向C W D M10Gインタフェース数、音声系収容局対向C W D M低速10Gカード数及び音声系収容局対向C W D Mユニット数とする。

- (2) コア局渡り区間ごとに、コア局間で伝送されるアナログ電話、総合デジタル通信サービス、ADSL地域IPサービス及び光地域IPサービスの最繁時呼量帯域から定まるコア局渡りCWDM10Gインタフェース数をCWDM低速10Gカード当たり最大収容インタフェース数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）をコア局渡りCWDM低速10Gカード数とする。
- (3) コア局間で伝送される専用線サービスの最繁時呼量帯域から定まるコア局渡りCWDMSTM-1インタフェース数をCWDM低速STM-1カード当たり最大収容STM-1インタフェース数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）をコア局渡りCWDM低速STM-1カード数とする。
- (4) (2)及び(3)で算定したコア局渡りCWDM低速10Gカード数及びコア局渡りCWDM低速STM-1カード数の合計に2を乗じたものをコア局渡りCWDM高速インタフェース波長数とし、これをCWDM高速インタフェース最大波長数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）をコア局渡りCWDMユニット数とする。
- (5) (2)及び(4)で算定したコア局渡りCWDM10Gインタフェース数、コア局渡りCWDM低速10Gカード数及びコア局渡りCWDMユニット数からそれぞれデータ系に係るもの（インタフェース数比及び最繁時呼量帯域比により算定するものとする。）を控除したものを音声系コア局渡りCWDM10Gインタフェース数、音声系コア局渡りCWDM低速10Gカード数及び音声系コア局渡りCWDMユニット数とする。
- (6) 局ごとに、(1)及び(5)で算定した音声系CWDM10Gインタフェース数、音声系CWDM低速10Gカード数及び音声系CWDMユニット数についてそれぞれ合計したものを当該局の音声系冗長化後CWDM10Gインタフェース数、音声系冗長化後CWDM低速10Gカード数及び音声系冗長化後CWDMユニット数とする。
- 5 XCM（クロスコネクタ装置をいう。以下同じ。）の設備量算定
- (1) コア局ごとに、加入者交換機接続回線数に0.5を乗じたもの及び中継交換機接続回線数の合計を当該局のIC接続回線数とし、これをチャンネル切上単位（52M）、伝送装置収容率及びXCM1ユニット当たり52Mパス数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局のXCMユニット数とする。
- (2) (1)のIC接続回線数及びXCMユニット数を基に、XCM局内156Mインタフェース数、XCM局間52Mインタフェース数、XCM局間156Mインタフェース数、XCM増設リンク数、XCM空間スイッチユニット数、XCM基本架数及びXCM接続架数を算定する。
- 6 投資額の算定
- 次の算定式により局ごとPTN投資額、局ごとCWDM投資額及び局ごとXCM投資額を求め、全ての局についてそれら投資額を合算し、PTN投資額、CWDM投資額及びXCM投資額を算定する。
- 局ごとPTN投資額
- $$= (\text{音声系冗長化後PTN低速インタフェース混在ボード数} \times \text{PTN低速混在インタフェースボード単価} \\ + \text{音声系冗長化後PTNユニット数} \times \text{PTNユニット単価} \\ + \text{音声系冗長化後PTN2.4G高速インタフェース数} \times \text{PTN2.4G高速インタフェースポート単価} \\ + \text{音声系冗長化後PTN10G高速インタフェース数} \times \text{PTN10G高速インタフェースポート単価}) \\ \times (1 + \text{クロック供給装置投資額加算率})$$
- 局ごとCWDM投資額

	<p>= (音声系冗長化後CWDMMユニット数×CWDMMユニット単価  + 音声系冗長化後CWDMM低速10Gカード数×CWDMM低速10Gカード単価  + 音声系冗長化後CWDMM10Gインタフェース数×CWDMM10Gインタフェース単価)  × (1 + クロック供給装置投資額加算率)</p> <p>局ごとXCM投資額</p> <p>= XCM基本架数×XCM基本架単価  + XCM接続架数×XCM接続架単価  + XCM局内156Mインタフェース数×XCM局内156Mインタフェース単価  + XCM局間52Mインタフェース数×XCM局間52Mインタフェース単価  + XCM局間156Mインタフェース数×XCM局間156Mインタフェース単価  + XCM増設リンク数×XCM増設リンク単価  + XCM空間スイッチユニット数×XCM空間スイッチユニット単価  + XCMユニット数×XCMユニット単価</p>
<p>中間中継伝送装置</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 収容局とコア局間に設置するCWDMM用中間中継伝送装置の設備量の算定  CWDMMを設置する収容局ごとに、収容局とコア局間の伝送距離をCWDMM用中間中継伝送装置平均距離で除した中間中継伝送装置設置箇所数（1に満たない端数は、切り捨てるものとする。）に、音声系冗長化後CWDMMユニット数を乗じたものを当該局の音声系冗長化後CWDMM用中間中継伝送装置ユニット数とする。</li> <li>2 コア局間に設置するCWDMM用中間中継伝送装置の設備量の算定  CWDMMを設置するコア局間の区間ごとに、コア局間の伝送距離をCWDMM用中間中継伝送装置平均距離で除した中間中継伝送装置設置箇所数（1に満たない端数は、切り捨てるものとする。）に、当該区間の音声系コア局渡りCWDMMユニット数を乗じたものを当該区間の音声系CWDMM用中間中継伝送装置ユニット数とし、当該区間の両端に位置するコア局のうち片側の局に設置するものとみなす。</li> <li>3 PTN用中間中継伝送装置の設備量の算定  PTNを設置するループごとに、ループ延長をPTN用中間中継伝送装置平均距離で除した中間中継伝送装置設置箇所数（1に満たない端数は、切り捨てるものとする。）から当該ループに属するPTN局数を減じ、当該ループのPTNリング心線数（音声系に係るものに限る。）を乗じたものを当該ループの音声系PTN用中間中継伝送装置ユニット数とし、当該ループ内のPTN局のうち収容回線数が最も多い局に設置するものとみなす。</li> <li>4 中間中継伝送装置の設備量の算定  1から3までにより求めた中間中継伝送装置ユニット数の局ごとの合計を当該局の音声系中間中継伝送装置ユニット数とする。</li> <li>5 投資額の算定  次の算定式により局ごと中間中継伝送装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、中間中継伝送装置投資額を算定する。  局ごと中間中継伝送装置投資額</li> </ol>

＝音声系中間中継伝送装置ユニット数×中間中継伝送装置ユニット単価

メタルケーブル

1 配線設備として設置するメタルケーブルの設備量の算定

- (1) き線点から先の配線設備の算定に当たっては、回線需要の分布を基にあらかじめ準備された配線パターンの中から最も適切なものを選択し、配線メタルケーブルの亘長kmを算定する。ケーブルの対数及び条数は、回線需要数を勘案して算定する。当該ケーブル対数及び条数を用いて、必要となるメタルケーブルの延長km及び対kmを算定する。
- (2) 架空メタルケーブル及び地下メタルケーブルの延長km及び対kmは、局ごとに与えられた配線地下比率により算定する。ただし、2(3)において全てのき線架空ケーブルを地中化しても局ごとケーブル地中化率に達しない場合は、配線架空ケーブルの追加地中化処理を行う。
- (3) ビル引込ケーブルについては、回線の需要密度を勘案して算定する。
- (4) 局ごとに、架空メタルケーブル及び地下メタルケーブルの延長km及び対kmのそれぞれの合計からデータ系に係るものを控除したものを当該局の種別ごとの音声系架空メタルケーブル対km、音声系架空メタルケーブル延長km、音声系地下メタルケーブル対km及び音声系地下メタルケーブル延長kmとする。

2 き線設備として設置するメタルケーブルの設備量の算定

- (1) 収容局からき線点までの間のき線設備の算定に当たっては、需要の分布に合わせて適切なき線亘長kmを算定する。
- (2) (1)によりき線亘長kmを算定した後、伝送路ごとに次の組合せの中から設備管理運営費（減価償却費及び施設保全費の合計をいう。以下この項において同じ。）が最も低くなるものを選択する。ただし、ケーブルの荷重制限及び伝送路距離制限により選択不可能なものを除く。
  - ア 架空メタルケーブル及び架空光ケーブルを設置する。
  - イ 架空光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。
  - ウ 地下メタルケーブル及び地下光ケーブルを設置する。
  - エ 地下光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。
- (3) 局ごとケーブル地中化率に達するまで、架空ケーブルを地下ケーブルに置き換える。置換えを行うケーブルは、収容局から近いものであり、かつ、敷設条数が多いものを優先する。
- (4) (3)により、架空ケーブルから地下ケーブルに置き換えられたケーブルについては、当該区間をメタルケーブル又は光ケーブルのいずれを使用する方が設備管理運営費がより低くなるかを比較し、より安価なものを選択する。
- (5) 伝送路の各区間において需要数を勘案して必要対数及び条数を算定し、それらを用いてメタルケーブル延長km及び対kmを算定する。
- (6) 局ごとに、架空メタルケーブル及び地下メタルケーブルの延長km及び対kmのそれぞれの合計からデータ系に係るものを控除したものを当該局の種別ごとの音声系架空メタルケーブル対km、音声系架空メタルケーブル延長km、音声系地下メタルケーブル対km及び音声系地下メタルケーブル延長kmとする。

3 投資額の算定

次の算定式により局ごとのメタルケーブル投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、メタルケーブル投資額を算定する。この場合に使用する単価は、当該局が属する都道府県の値とする。

局ごと種別ごとメタルケーブル投資額

	<p style="text-align: center;">           =当該種別音声系架空メタルケーブル対km×当該種別架空メタルケーブル対km単価            +当該種別音声系架空メタルケーブル延長km×当該種別架空メタルケーブル延長km単価            +当該種別音声系地下メタルケーブル対km×当該種別地下メタルケーブル対km単価            +当該種別音声系地下メタルケーブル延長km×当該種別地下メタルケーブル延長km単価         </p>
<p>加入系光ケーブル</p>	<p>1 配線設備に設置する光ケーブルの設備量の算定</p> <p>(1) き線点から先の配線設備の算定に当たっては、あらかじめ準備された配線パターンを適用し、配線光ケーブルの亘長kmを算定する。ケーブルの心数及び条数は、回線需要数を勘案して算定する。当該ケーブル心数及び条数を用いて、光ケーブルの延長km及び心kmを算定する。</p> <p>(2) 架空光ケーブル及び地下光ケーブルの延長kmは、収容局ごとに与えられた配線地下比率により算定する。ただし、2(3)において全てのき線架空ケーブルを地中化しても局ごとケーブル地中化率に達しない場合は、配線架空ケーブルの追加地中化処理を行う。</p> <p>2 き線設備に設置する光ケーブルの設備量の算定</p> <p>(1) 収容局からき線点までの間のき線設備の算定に当たっては、需要の分布に合わせて適切なき線亘長kmを算定する。</p> <p>(2) (1)によりき線亘長kmを算定した後、伝送路ごとに次の組合せの中から設備管理運営費（減価償却費及び施設保全費の合計をいう。以下この項において同じ。）が最も低くなるものを選択する。ただし、ケーブルの荷重制限及び伝送路距離制限により選択不可能なものを除く。</p> <p>ア 架空メタルケーブル及び架空光ケーブルを設置する。</p> <p>イ 架空光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。</p> <p>ウ 地下メタルケーブル及び地下光ケーブルを設置する。</p> <p>エ 地下光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。</p> <p>(3) 局ごとケーブル地中化率に達するまで、架空ケーブルを地下ケーブルに置き換える。置換えを行うケーブルは、当該局から近いものであり、かつ、敷設条数が多いものを優先する。</p> <p>(4) (3)により、架空ケーブルから地下ケーブルに置き換えられたケーブルについては、当該区間をメタルケーブル又は光ケーブルのいずれを使用する方が設備管理運営費がより低くなるかを比較し、より安価なものを選択する。</p> <p>(5) 伝送路の各区間において需要数を勘案して必要心数及び条数を算定し、それらを用いて光ケーブル延長km及び心kmを算定する。</p> <p>(6) 局ごとに、架空光ケーブル及び地下光ケーブルの延長km及び心kmのそれぞれの合計からデータ系に係るものを控除したものを当該局の種別ごとの音声系架空光ケーブル心km、音声系架空光ケーブル延長km、音声系地下光ケーブル心km及び音声系地下光ケーブル延長kmとする。</p> <p>3 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごとの光ケーブル投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、光ケーブル投資額を算定する。この場合に使用する単価は、当該局が属する都道府県の値とする。</p> <p>局ごと光ケーブル投資額</p> <p style="text-align: center;">=音声系加入系架空光ケーブル心km×加入系架空光ケーブル心km単価</p>

	<p>+音声系加入系架空光ケーブル延長km×加入系架空光ケーブル延長km単価  +音声系加入系地下光ケーブル心km×加入系地下光ケーブル心km単価  +音声系加入系地下光ケーブル延長km×加入系地下光ケーブル延長km単価</p>
中継系光ケーブル	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 収容局ごとに、収容局とコア局間の伝送で経由する全てのループについて、冗長化後CWDmユニット数にCWDm1ユニット当たり心線数及び0.5を乗じた心線数を算定する。</p> <p>(2) コア局渡りごとに、コア局間の伝送で経由する全てのループについて、コア局渡りCWDmユニット数にCWDm1ユニット当たり心線数及び0.5を乗じた心線数を算定する。</p> <p>(3) ループごとに、(1)及び(2)で算定した心線数を合計したものを当該ループのCWDm心線数とする。</p> <p>(4) ループごとに、PTNリング数にPTN高速インタフェース当たり心線数を乗じたものを当該ループのPTNリング心線数とし、これら心線数と、PTNを共有しないデータ系心線数、(3)のCWDm心線数、中継ダークファイバ分の心線数及び光予備心線数を合計したものを当該ループの必要心線数とする。</p> <p>(5) (4)の必要心線数を光ケーブル最大規格心線数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を光ケーブル条数とする。光ケーブル条数から1を減じたものに光ケーブル最大規格心線数を乗じ、これと(4)の必要心線数との差分である余り心線数から選定される直近上位の規格心線数を加えたものを光ケーブル心線数とする。</p> <p>(6) ループごとに、(5)の光ケーブル心線数及び光ケーブル条数にそれぞれループ延長kmを乗じたものを当該ループの光ケーブル心km及び光ケーブル延長kmとする。</p> <p>(7) (6)の光ケーブル心km及び光ケーブル延長kmからそれぞれ離島設備に係るものを控除し、設備中継線路架空比率により架空と地下に割り当てたものを中継系架空光ケーブル心km、中継系架空光ケーブル延長km、中継系地下光ケーブル心km及び中継系地下光ケーブル延長kmとする。</p> <p>(8) ループごとに、(7)の中継系架空光ケーブル心km、中継系架空光ケーブル延長km、中継系地下光ケーブル心km及び中継系地下光ケーブル延長kmからそれぞれデータ系に係るもの（心線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該ループの音声系中継系架空光ケーブル心km、音声系中継系架空光ケーブル延長km、音声系中継系地下光ケーブル心km及び音声系中継系地下光ケーブル延長kmとする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式によりループごと光ケーブル投資額を求め、全てのループについて当該投資額を合算し、光ケーブル投資額を算定する。</p> <p>ループごと光ケーブル投資額</p> <p>= 音声系中継系架空光ケーブル心km×中継系架空光ケーブル心km単価  + 音声系中継系架空光ケーブル延長km×中継系架空光ケーブル延長km単価  + 音声系中継系地下光ケーブル心km×中継系地下光ケーブル心km単価  + 音声系中継系地下光ケーブル延長km×中継系地下光ケーブル延長km単価</p>
海底光ケーブル	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 区間設備として海底光ケーブルが指定されている区間の里程が海底中間中継伝送装置最大中継距離を超える場合には、</p>

当該区間は有中継海底光ケーブルを使用する。当該区間における通信量を勘案して算定した必要心線数を有中継海底光ケーブル最大規格心線数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を有中継海底光ケーブル条数とし、これに有中継海底光ケーブル最大規格心線数を乗じたものを有中継海底光ケーブル心線数とする。

- (2) (1)の有中継海底光ケーブル心線数及び有中継海底光ケーブル条数のそれぞれに区間距離を乗じたものを当該区間の有中継海底光ケーブル心km及び有中継海底光ケーブル延長kmとする。
- (3) 区間の里程が海底中間中継伝送装置最大中継距離以下の場合には、当該区間は無中継海底光ケーブルを使用する。当該区間における通信量を勘案して算定した必要心線数を無中継海底光ケーブル最大規格心線数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を無中継海底光ケーブル条数とする。
- (4) (3)の無中継海底光ケーブル条数から1を減じたものに無中継海底光ケーブル最大規格心線数を乗じ、これと(3)の必要心線数との差分である無中継海底光ケーブル余り心線数から選定される直近上位の規格心線数を加えたものを無中継海底光ケーブル心線数とする。
- (5) (3)及び(4)で算定した無中継海底光ケーブル心線数及び無中継海底光ケーブル条数のそれぞれに区間距離を乗じたものを当該区間の無中継海底光ケーブル心km及び無中継海底光ケーブル延長kmとする。
- (6) ループごとに、(2)及び(5)で算定した有中継海底光ケーブル心km、有中継海底光ケーブル延長km、無中継海底光ケーブル心km及び無中継海底光ケーブル延長km（それぞれ当該ループが属する全ての区間について合計したもの。）からそれぞれデータ系に係るもの（心線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該ループの音声系有中継海底光ケーブル心km、音声系有中継海底光ケーブル延長km、音声系無中継海底光ケーブル心km及び音声系無中継海底光ケーブル延長kmとする。

## 2 投資額の算定

次の算定式によりループごと海底光ケーブル投資額を求め、全てのループについて当該投資額を合算し、海底光ケーブル投資額を算定する。

ループごと海底光ケーブル投資額

= 音声系有中継海底光ケーブル心km

× (有中継海底光ケーブル心km当たり単価+海底光ケーブル心km当たり漁業補償費)

+ 音声系有中継海底光ケーブル延長km

× 有中継海底光ケーブル延長km当たり単価

+ 音声系無中継海底光ケーブル心km

× (無中継海底光ケーブル心km当たり単価+海底光ケーブル心km当たり漁業補償費)

+ 音声系無中継海底光ケーブル延長km × 無中継海底光ケーブル延長km当たり単価

海底中間中継伝送装置

## 1 設備量の算定

(1) 区間設備として海底光ケーブルが指定されている区間で有中継海底光ケーブルを使用する場合には区間里程を海底中間中継伝送装置最大中継距離で除したもの（1に満たない端数は、切り捨てるものとする。）を区間中継数とし、これに有中継海底光ケーブル条数を乗じたものを当該区間の海底中間中継伝送装置数とする。

(2) ループごとに、(1)の海底中間中継伝送装置数（当該ループが属する全ての区間について合計したもの。）からデータ系



	<p>に係るもの（心線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該ループの海底中間中継伝送装置数とする。</p> <p>(3) (1)の場合の区間の両端の局に海底中間中継伝送装置用給電装置を1ずつ設置し、これを当該局の海底中間中継伝送装置用給電装置数とする。</p> <p>(4) 局ごとに、(3)の海底中間中継伝送装置用給電装置数（当該局が属する全てのループについて合計したもの。）からデータ系に係るもの（心線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系海底中間中継伝送装置用給電装置数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式によりループごと海底中間中継伝送装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、海底中間中継伝送装置投資額を算定する。また、局ごと海底中間中継伝送装置用給電装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、海底中間中継伝送装置用給電装置投資額を算定する。</p> <p>ループごと海底中間中継伝送装置投資額  = 音声系海底中間中継伝送装置数×海底中間中継伝送装置単価</p> <p>局ごと海底中間中継伝送装置用給電装置投資額  = 音声系海底中間中継伝送装置用給電装置数×海底中間中継伝送装置用給電装置単価</p>
無線伝送装置	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 区間設備として無線伝送装置が指定されている区間の両端の局ごとに、当該局間の通信量を勘案して求められた52Mパス数を、変復調回線切替装置1ユニット当たり最大収容52Mパス数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を変復調回線切替装置ユニット数、無線送受信装置1ユニット当たり最大収容52Mパス数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を無線送受信装置ユニット数とする。</p> <p>(2) 局ごとに、(1)の変復調回線切替装置ユニット数（それぞれ当該局が属する全てのループについて合計したもの。）を変復調回線切替装置架当たりユニット数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を変復調回線切替装置架数とし、(1)の無線送受信装置ユニット数（それぞれ当該局が属する全てのループについて合計したもの。）を無線送受信装置架当たりユニット数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を無線送受信装置架数とする。</p> <p>(3) 局ごとに、(1)及び(2)で算定した変復調回線切替装置ユニット数、変復調回線切替装置架数、無線送受信装置ユニット数及び無線送受信装置架数からそれぞれデータ系に係るもの（最繁忙呼量帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系変復調回線切替装置ユニット数、音声系変復調回線切替装置架数、音声系無線送受信装置ユニット数及び音声系無線送受信装置架数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと無線伝送装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、無線伝送装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと無線伝送装置投資額  = 音声系変復調回線切替装置ユニット数×変復調回線切替装置ユニット単価  + 音声系変復調回線切替装置架数×変復調回線切替装置架・共通部単価</p>

	<p>+音声系無線送受信装置ユニット数×無線送受信装置ユニット単価 +音声系無線送受信装置架数×無線送受信装置架・共通部単価</p>
インタフェース変換装置	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 区間設備として無線伝送装置又は通信衛星設備が指定されている区間の両端の局ごとに、当該局間の通信量を勘案して求められた52Mパス数をインタフェース変換装置ポート収容率で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）をインタフェース変換装置インタフェース数とする。</p> <p>(2) (1)のインタフェース変換装置インタフェース数をインタフェース変換装置1ユニット当たり最大収容インタフェース数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）をインタフェース変換装置ユニット数とする。</p> <p>(3) 局ごとに、(1)及び(2)で算定したインタフェース変換装置インタフェース数及びインタフェース変換装置ユニット数（それぞれ当該局が属する全てのループについて合計したもの。）からそれぞれデータ系に係るもの（最繁忙呼量帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系インタフェース変換装置ユニット数及び音声系インタフェース変換装置インタフェース数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごとインタフェース変換装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、インタフェース変換装置投資額を算定する。</p> <p>局ごとインタフェース変換装置投資額 =音声系インタフェース変換装置ユニット数×インタフェース変換装置ユニット単価 +音声系インタフェース変換装置インタフェース数×インタフェース変換装置インタフェースポート単価</p>
無線アンテナ	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 区間設備として無線伝送装置が指定されている区間の両端の局ごとに、無線伝送装置が指定されている経路数の合計に1経路当たりアンテナ数を乗じたものを当該局の無線アンテナ数とする。</p> <p>(2) 局ごとに、(1)の無線アンテナ数（当該局が属する全てのループについて合計したもの。）からデータ系に係るもの（最繁忙呼量帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系無線アンテナ数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと無線アンテナ投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、無線アンテナ投資額を算定する。</p> <p>局ごと無線アンテナ投資額=音声系無線アンテナ数×アンテナ単価</p>
無線鉄塔	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 区間設備として無線伝送装置が指定されている区間の両端の局ごとに、無線アンテナ数（当該局が属する全てのループについて合計したもの。）を最大アンテナ搭載数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局が無線単独局に該当する場合は当該局の地上設置用鉄塔数とし、当該局が無線併設局に該当する場合は当該局の屋上設置用鉄塔数とする。</p> <p>(2) (1)の地上設置用無線鉄塔数及び屋上設置用無線鉄塔数からそれぞれデータ系に係るもの（最繁忙呼量帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系地上設置用無線鉄塔数及び音声系屋上設置用無線鉄塔数とする。</p>

	<p>2 投資額の算定 次の算定式により局ごと無線鉄塔投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、無線鉄塔投資額を算定する。</p> <p>局ごと無線鉄塔投資額  <math display="block">= \text{音声系地上設置用無線鉄塔数} \times \text{地上設置用鉄塔単価} \\ + \text{音声系屋上設置用無線鉄塔数} \times \text{屋上設置用鉄塔単価}</math></p>
衛星通信設備	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 区間設備として衛星通信設備が指定されている区間の両端の局ごとに、当該局間の通信量を勘案して求められた52Mパス数にチャンネル切上単位（52M）を乗じたものを地球局必要回線数とする。</p> <p>(2) (1)の地球局必要回線数を、1トランスポンダ当たり最大接続可能回線数で除したものを必要トランスポンダ数、時分割多元接続装置（この項において「TDMA装置」という。）架当たり最大収容回線数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）をTDMA装置架数、衛星送受信装置架当たり最大収容回線数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を衛星送受信装置架数とする。</p> <p>(3) 地球局1局ごとに衛星アンテナ数は1組とし、本土側地球局1局ごとに衛星回線制御装置架数は1組とする。</p> <p>(4) 局ごとに、(1)から(3)までにより求めた必要トランスポンダ数、TDMA装置架数、衛星送受信装置架数、衛星アンテナ数及び衛星回線制御装置架数（それぞれ当該局が属する全てのループについて合計したもの。）からそれぞれデータ系に係るもの（最繁時呼量帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系トランスポンダ数、音声系TDMA装置架数、音声系衛星送受信装置架数、音声系衛星アンテナ数及び音声系衛星回線制御装置架数とする。</p> <p>2 投資額の算定 次の算定式により局ごと衛星通信設備投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、衛星通信設備投資額を算定する。</p> <p>局ごと衛星通信設備投資額  <math display="block">= \text{音声系トランスポンダ数} \times \text{トランスポンダ単価} \\ + \text{音声系TDMA装置架数} \times \text{TDMA装置架単価} \\ + \text{音声系衛星送受信装置架数} \times \text{衛星送受信装置架単価} \\ + \text{音声系衛星アンテナ数} \times \text{衛星アンテナ単価} \\ + \text{音声系衛星回線制御装置架数} \times \text{衛星回線制御装置架単価}</math></p>
加入系電柱	<p>1 設備量の算定 局ごとに、架空メタルケーブル及び架空光ケーブルの敷設区間里程の総和を電柱間隔で除したものを当該局の電柱本数とする。</p> <p>2 投資額の算定 次の算定式により局ごと加入系電柱投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系電柱投資額を算定する。</p> <p>局ごと加入系電柱投資額 = 音声系加入系電柱本数 × 加入系電柱単価 × 電柱共架率</p>
中継系電柱	<p>1 設備量の算定</p>

	<p>ループごとに、中継系管路互長km（離島設備の適用区間を除く。）に中継線路架空比率を乗じて電柱間隔で除したもの（1に満たない端数は、切り捨てるものとする。）を当該ループの中継系電柱本数とし、データ系に係るもの（心線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該ループの音声系中継系電柱本数とする。</p> <p>2 投資額の算定  次の算定式によりループごと中継系電柱投資額を求め、全てのループについて当該投資額を合算し、中継系電柱投資額を算定する。  ループごと中継系電柱投資額＝音声系中継系電柱本数×中継系電柱単価</p>
加入系管路	<p>1 設備量の算定  (1) 局ごとに、地下メタルケーブル及び地下光ケーブルの敷設区間里程の合計を当該局の加入系管路互長kmとする。  (2) (1)の敷設区間ごとに、敷設する地下メタルケーブル及び地下光ケーブルの設備量及び多条敷設の可否を勘案して、管路の敷設条数及びインナーパイプの敷設条数を算定する。地下メタルケーブル及び地下光ケーブルの敷設区間ごとに、それぞれ当該敷設区間の里程に管路の敷設条数及びインナーパイプの敷設条数を乗じたものを当該敷設区間の加入系管路条km及びインナーパイプ延長kmとし、これらを局ごとにそれぞれ合計したものを当該局の加入系管路条km及びインナーパイプ延長kmとする。  (3) 局ごとに、加入系管路条km及び加入系管路互長kmから、中口径管路、共同溝、とう道、電線共同溝、自治体管路及び情報ボックスを適用した区間を控除する。  (4) (3)の加入系管路条km、加入系管路互長km及び(2)のインナーパイプ延長kmからそれぞれデータ系に係るもの（メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系加入系管路条km、音声系加入系管路互長km及び音声系インナーパイプ延長kmとする。</p> <p>2 投資額の算定  次の算定式により局ごと加入系管路投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系管路投資額を算定する。  局ごと加入系管路投資額  ＝音声系加入系管路条km×（加入系管路条km当たり単価＋管路条km当たり災害対策増分単価）  ＋音声系加入系管路互長km×加入系管路互長km当たり単価  ＋音声系インナーパイプ延長km×インナーパイプ延長km当たり単価</p>
中継系管路	<p>1 設備量の算定  (1) ループごとに、ループ延長km（離島設備及び架空設備の適用区間を除く。）を中継系管路互長kmとし、光ケーブル条数を1管路当たり最大ケーブル条数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を管路条数とし、中継系管路互長kmに管路条数を乗じたものを中継系管路条kmとする。  (2) (1)の中継系管路条km及び中継系管路互長kmからそれぞれ中口径管路、共同溝、とう道の適用区間を控除し、データ系に係るもの（心線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該ループの音声系中継系管路条km及び音声系中継系管路互長kmとする。</p> <p>2 投資額の算定</p>

	<p>次の算定式によりループごと中継系管路投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、中継系管路投資額を算定する。この場合に使用する単価は、当該局が属する都道府県の値とする。</p> <p>ループごと中継系管路投資額  <math display="block">= \text{音声系中継系管路条km} \times (\text{中継系管路条kmあたり単価} + \text{管路条kmあたり災害対策増分単価}) + \text{音声系中継系管路亘長km} \times \text{中継系管路亘長kmあたり単価}</math></p>
加入系中口径管路	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路亘長kmにき線中口径管路適用率を乗じたものをき線中口径管路亘長kmとする。</p> <p>(2) 端末系伝送路のき線部分に中口径管路、共同溝及びとう道を適用した後、管路条数が中口径管路適用管路数を超える区間が残っている場合には、中口径管路を追加適用する。</p> <p>(3) 局ごとに、中口径管路亘長kmから、中継系中口径管路亘長kmを控除し、データ系に係るもの（加入系音声比率（電柱本数比率と管路延長比率とのいずれか大きい比率をいう。以下同じ。）により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系加入系中口径管路亘長kmとする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと加入系中口径管路投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系中口径管路投資額を算定する。</p> <p>局ごと加入系中口径管路投資額  <math display="block">= \text{音声系加入系中口径管路亘長km} \times \text{中口径管路亘長kmあたり単価}</math></p>
中継系中口径管路	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 局ごとに算定した中口径管路亘長kmを、条数比率により当該局が属する各ループに案分する。</p> <p>(2) ループごと及び局ごとに、(1)の中口径管路亘長kmに中継系管路条数比率を乗じたものを当該ループに属する全ての局について合計し、データ系に係るもの（心線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該ループの音声系中継系中口径管路亘長kmとする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式によりループごと中継系中口径管路投資額を求め、全てのループについて当該投資額を合算し、中継系中口径管路投資額を算定する。</p> <p>ループごと中継系中口径管路投資額  <math display="block">= \text{音声系中継系中口径管路亘長km} \times \text{中口径管路亘長kmあたり単価}</math></p>
加入系共同溝	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路亘長kmにき線共同溝適用率を乗じたものをき線共同溝亘長kmとする。</p> <p>(2) 局ごとに、共同溝亘長kmから中継系共同溝亘長kmを控除し、データ系に係るもの（加入系音声比率により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系加入系共同溝亘長kmとする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと加入系共同溝投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系共同溝投資額を算定する。</p>

	<p>局ごと加入系共同溝投資額  =音声系加入系共同溝亘長km×共同溝亘長km当たり単価</p>
中継系共同溝	<p>1 設備量の算定  (1) 局ごとに算定した共同溝亘長kmを、条数比率により当該局が属する各ループに案分する。  (2) ループごと及び局ごとに、(1)の共同溝亘長kmに中継系管路条数比率を乗じたものを当該ループに属する全ての局について合計し、データ系に係るもの（心線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該ループの音声系中継系共同溝亘長kmとする。</p> <p>2 投資額の算定  次の算定式によりループごと中継系共同溝投資額を求め、全てのループについて当該投資額を合算し、中継系共同溝投資額を算定する。  ループごと中継系共同溝投資額  =音声系中継系共同溝亘長km×共同溝亘長km当たり単価</p>
加入系とう道	<p>1 設備量の算定  (1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路亘長kmにき線とう道適用率を乗じたものをき線とう道亘長kmとする。  (2) 局ごとに、とう道亘長kmから中継系とう道亘長kmを控除し、データ系に係るもの（加入系音声比率により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系加入系とう道亘長kmとする。</p> <p>2 投資額の算定  次の算定式により局ごと加入系とう道投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系とう道投資額を算定する。  局ごと加入系とう道投資額  =音声系加入系とう道亘長km×（とう道亘長km当たり単価+とう道亘長km当たり災害対策増分単価）</p>
中継系とう道	<p>1 設備量の算定  (1) 局ごとに算定したとう道亘長kmを、条数比率により当該局が属する各ループに案分する。  (2) ループごと及び局ごとに、(1)のとう道亘長kmに中継系管路条数比率を乗じたものを当該ループに属する全ての局について合計し、データ系に係るもの（心線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該ループの音声系中継系とう道亘長kmとする。</p> <p>2 投資額の算定  次の算定式によりループごと中継系とう道投資額を求め、全てのループについて当該投資額を合算し、中継系とう道投資額を算定する。  ループごと中継系とう道投資額  =音声系中継系とう道亘長km×（とう道亘長km当たり単価+とう道亘長km当たり災害対策増分単価）</p>
電線共同溝	<p>1 設備量の算定  (1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路条kmにき線電線共同溝適用率を乗じたものをき線電線共同溝延長kmとする。  (2) 端末系伝送路のうち、配線部分の管路条kmに配線電線共同溝適用率を乗じたものを配線電線共同溝延長kmとする。</p>

	<p>(3) 局ごとに、(1)及び(2)で算定したき線電線共同溝延長km及び配線電線共同溝延長kmの合計を当該局の電線共同溝延長kmとし、データ系に係るもの（メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系電線共同溝延長kmとする。</p> <p>2 投資額の算定 次の算定式により局ごと電線共同溝投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、電線共同溝投資額を算定する。</p> <p>局ごと電線共同溝投資額 ＝音声系電線共同溝延長km×電線共同溝延長km当たり単価</p>
自治体管路	<p>1 設備量の算定 (1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路条kmにき線自治体管路適用率を乗じたものをき線自治体管路延長kmとする。 (2) 端末系伝送路のうち、配線部分の管路条kmに配線自治体管路適用率を乗じたものを配線自治体管路延長kmとする。 (3) 局ごとに、(1)及び(2)で算定したき線自治体管路延長km及び配線自治体管路延長kmの合計を当該局の自治体管路延長kmとし、データ系に係るもの（メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系自治体管路延長kmとする。</p> <p>2 投資額の算定 自治体管路は、自治体の資産であり、投資額は算定しない。</p>
情報ボックス	<p>1 設備量の算定 (1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路条kmにき線情報ボックス適用率を乗じたものをき線情報ボックス延長kmとする。 (2) 端末系伝送路のうち、配線部分の管路条kmに配線情報ボックス適用率を乗じたものを配線情報ボックス延長kmとする。 (3) 局ごとに、(1)及び(2)で算定したき線情報ボックス延長km及び配線情報ボックス延長kmの合計を当該局の情報ボックス延長kmとし、データ系に係るもの（メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系情報ボックス延長kmとする。</p> <p>2 投資額の算定 情報ボックスは、国の資産であり、投資額は算定しない。</p>
空調設備	<p>1 R T－B O X（収容局（音声収容装置架数、総合デジタル通信回線収容交換機架数及び共用架数がそれぞれ1以下のものに限る。）又は陸揚局の場合の局舎種別をいう。以下同じ。）に設置する場合の設備量の算定 空調設備は、R T－B O Xの局舎と一体のものとし、別途設備量の算定は行わない。</p> <p>2 R T－B O X以外の局に設置する場合の設備量の算定 (1) 局ごと及び空調区画ごとに電力容量の合計に発熱量換算係数を乗じ、空調設備の1台当たりの能力で除した値（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）に空調設備予備台数を加えたものを空調設備台数とする。この場合において、投資額が最低となるように空調設備の種別（空調設備（大）又は空調設備（小））を選択する。 (2) 空調区画及び空調設備の種別ごとに、(1)の空調設備台数からデータ系に係るもの（電力容量比により算定するものとする。）を控除し、全ての空調区画について合計したものを当該局の種別ごと音声系空調設備台数とする。</p> <p>3 投資額の算定</p>

	<p>次の算定式により局ごと空調設備投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、空調設備投資額を算定する。</p> <p>局ごと空調設備投資額  = 音声系空調設備（大）台数×空調設備（大）1台あたり単価  + 音声系空調設備（小）台数×空調設備（小）1台あたり単価</p>
電力設備（整流装置）	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 大規模局（コア局及び収容局（緊急通報設備又はオペレーション設備を設置するものに限る。）をいう。以下同じ。）ごとに、当該局に設置される設備（整流装置を要するものに限る。）の所要電流値の合計を整流装置1系統あたり最大電流で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の整流装置系統数とする。</p> <p>(2) (1)の所要電流値の合計を整流装置系統数及び整流器1ユニットあたり最大電流値で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）に整流器予備ユニット数を加えたものを当該局の整流装置1系統あたりユニット数とする。</p> <p>(3) (2)の整流装置1系統あたりユニット数から整流装置基本部収容可能整流装置数を減じ、整流装置増設架収容可能整流器数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の整流装置1系統あたり増設架数とする。</p> <p>(4) (1)の整流装置系統数を当該局の整流装置基本部数とする。(2)及び(3)で算定した整流装置1系統あたり増設架数及び整流装置1系統あたりユニット数のそれぞれに整流装置系統数を乗じたものを当該局の整流装置増設架数及び整流器ユニット数とする。</p> <p>(5) (4)の整流装置基本部数、整流装置増設架数及び整流器ユニット数からそれぞれデータ系に係るもの（電流比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系整流装置基本部数、音声系整流装置増設架数及び音声系整流器ユニット数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと整流装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、整流装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと整流装置投資額  = 音声系整流装置基本部数×整流装置基本部単価  + 音声系整流装置増設架数×整流装置増設架単価  + 音声系整流器ユニット数×整流器ユニット単価</p>
電力設備（直流変換電源装置）	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 大規模局ごとに、消防警察トランク数に警察消防用回線1回線当たりの消費電流を乗じたもの及び警察消防用回線共通部の電流の合計を当該局の警察消防用回線所要電流値とする。</p> <p>(2) (1)の警察消防用回線所要電流値を直流変換電源装置1架最大電流で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の音声系直流変換電源装置架数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと直流変換電源装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、直流変換電源装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと直流変換電源装置投資額  = 音声系直流変換電源装置架数×直流変換電源装置架あたり単価</p>



電力設備（交流無停電電源装置）	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 大規模局ごとに、当該局に設置される交流100Vを要する設備の交流100V所要容量の合計を交流無停電電源装置（100V用最大規格）の規定容量で除したもの（1に満たない端数は、切り捨てるものとする。）を当該局の交流無停電電源装置（100V）台数とする。また、それによって生じた交流100V所要容量の余りから選定される交流無停電電源装置（100V用直近上位規格）台数を交流無停電電源装置（100V）台数に加える。</p> <p>(2) 大規模局ごとに、当該局に設置される交流200Vを要する設備の交流200V所要容量の合計を交流無停電電源装置（200V用最大規格）の規定容量で除したもの（1に満たない端数は、切り捨てるものとする。）を当該局の交流無停電電源装置（200V）台数とする。また、それによって生じた交流200V所要容量の余りから選定される交流無停電電源装置（200V用直近上位規格）台数を交流無停電電源装置（200V）台数に加える。</p> <p>(3) (1)及び(2)で算定した交流無停電電源装置（100V）台数及び交流無停電電源装置（200V）台数からそれぞれデータ系に係るもの（当該局の電力容量比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系交流無停電電源装置（100V）台数及び音声系交流無停電電源装置（200V）台数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごとに種別ごと交流無停電電源装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、交流無停電電源装置投資額を算定する。</p> <p>種別ごと交流無停電電源装置投資額  =当該種別音声系交流無停電電源装置台数×当該種別交流無停電電源装置単価</p>
電力設備（蓄電池）	<p>1 大規模局に設置する場合の設備量の算定</p> <p>(1) 局ごとに、当該局に設置される整流装置の所要電流値の合計に大規模局整流装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを当該局の整流装置用蓄電池容量とする。</p> <p>(2) 局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置（100V）の所要電流値の合計に大規模局交流無停電電源装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを当該局の交流無停電電源装置（100V）用蓄電池容量とする。また、当該局に設置される交流無停電電源装置（200V）の所要電流値の合計に大規模局交流無停電電源装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを当該局の交流無停電電源装置（200V）用蓄電池容量とする。</p> <p>(3) 種別ごとに、(1)及び(2)で算定した蓄電池容量を蓄電池（種別ごと最大規格）の規定容量で除したもの（1に満たない端数は、切り捨てるものとする。）を当該局の種別ごと蓄電池（最大規格）組数とする。また、それによって生じた蓄電池容量の余りから選定される蓄電池（種別ごと直近上位規格）組数を種別ごと蓄電池組数に加える。</p> <p>(4) 種別ごとに、(3)の蓄電池組数からデータ系に係るもの（当該局の電力容量比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の種別ごと音声系蓄電池組数とする。</p> <p>2 小規模局（大規模局以外の局をいう。以下同じ。）に設置する場合の設備量の算定</p> <p>(1) 局ごとに、当該局に設置される小規模局用電源装置用蓄電池の所要電流値の合計に小規模局用電源装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを当該局の小規模局用電源装置用蓄電池容量とする。</p> <p>(2) (1)の小規模局用電源装置用蓄電池容量を整流装置用蓄電池（最大規格）の規定容量で除したもの（1に満たない端数は、切り捨てるものとする。）を当該局の小規模局用電源装置用蓄電池（最大規格）組数とする。また、それによって生じ</p>

	<p>た蓄電池容量の余りから選定される蓄電池（整流装置用直近上位規格）組数を蓄電池組数に加える。</p> <p>(3) (2)の蓄電池組数からデータ系に係るもの（当該局の電流比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系小規模局用電源装置用蓄電池組数とする。</p> <p>3 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごとに種別ごと蓄電池投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、蓄電池投資額を算定する。</p> <p>種別ごと蓄電池投資額  = 当該種別音声系蓄電池組数 × 当該種別蓄電池単価</p>
電力設備（受電装置）	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 大規模局ごとに、当該局に設置される整流装置の所要電流値の合計に整流装置電圧を乗じ、整流装置総合効率で除したものを整流装置受電容量とする。</p> <p>(2) 大規模局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置（100V）の所要容量及び交流無停電電源装置（200V）の所要容量の合計を交流無停電電源装置総合効率で除したものを交流無停電電源装置容量とする。</p> <p>(3) 大規模局ごとに、当該局に設置される空調設備の種別ごと電力容量の合計を空調設備電力容量とする。</p> <p>(4) 大規模局ごとに、当該局の建物付帯設備面積に単位面積当たり建物付帯設備受電容量を乗じたものを建物付帯設備受電容量とする。</p> <p>(5) (1)から(4)までにより求めた電力容量の合計を当該局の受電装置所要容量とし、これを受電装置（最大規格）の規定容量で除したもの（1に満たない端数は、切り捨てるものとする。）を当該局の受電装置（最大規格）台数とする。また、それによって生じた受電装置所要容量の余りから選定される受電装置（直近上位規格）台数を受電装置台数に加える。</p> <p>(6) (1)から(5)までにおいて、音声相当分の所要容量により算定した受電装置所要容量を当該局の音声系受電装置所要容量とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと受電装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、受電装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと受電装置投資額  = 音声系受電装置所要容量 × 受電装置単位容量当たり単価</p>
電力設備（発電装置）	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 大規模局ごとに、当該局に設置される整流装置のユニット数の合計に整流器1ユニット当たり最大電流及び整流装置電圧を乗じ、整流装置総合効率で除したものを整流装置発電容量とする。</p> <p>(2) 大規模局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置（100V）の所要容量及び交流無停電電源装置（200V）の所要容量の合計を交流無停電電源装置総合効率で除したものを交流無停電電源装置容量とする。</p> <p>(3) 大規模局ごとに、当該局に設置される空調設備の種別ごと電力容量の合計を空調設備電力容量とする。</p> <p>(4) 大規模局ごとに、当該局の建物付帯設備面積に単位面積当たり建物付帯設備発電容量を乗じたものを建物付帯設備発電容量とする。</p> <p>(5) (1)から(4)までにより求めた電力容量の合計を当該局の発電装置所要容量とし、これが発電装置（最大規格）の規定容量</p>

	<p>で除したもの（1に満たない端数は、切り捨てるものとする。）を当該局の発電装置（最大規格）台数とする。また、それによって生じた発電装置所要容量の余りから選定される発電装置（直近上位規格）台数を発電装置台数に加える。</p> <p>(6) (1)から(5)までにおいて、音声相当分のユニット数及び所要容量により算定した発電装置所要容量を当該局の音声系発電装置所要容量とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと発電装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、発電装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと発電装置投資額  <math display="block">= \text{音声系発電装置所要容量} \times (\text{発電装置単位容量当たり単価} + \text{発電装置単位容量当たり停電対策増分単価})</math></p>
電力設備（小規模局用電源装置）	<p>1 RT-BOX以外の小規模局に設置する場合の設備量の算定</p> <p>局ごとに、当該局に設置される設備の所要電流値の合計を小規模局用電源装置の1台当たり最大電流で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の小規模局用電源装置台数とし、データ系に係るもの（電流比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系小規模局用電源装置台数とする。</p> <p>2 RT-BOXに設置する場合の設備量の算定</p> <p>局ごとに、当該局に設置される設備の所要電流値の合計を小規模局用電源装置（RT-BOX用最大規格）の1台当たり最大電流で除したもの（1に満たない端数は、切り捨てるものとする。）を当該局の小規模局用電源装置台数とする。また、それによって生じた所要電流値の余りから選定される小規模局用電源装置（RT-BOX用直近上位規格）台数を小規模局用電源装置台数に加え、データ系に係るもの（電流比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系小規模局用電源装置台数とする。</p> <p>3 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごとに種別ごと小規模局用電源装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、小規模局用電源装置投資額を算定する。</p> <p>種別ごと小規模局用電源装置投資額  <math display="block">= \text{当該種別音声系小規模局用電源装置台数} \times \text{当該種別小規模局用電源装置単価}</math></p>
電力設備（可搬型発動発電機）	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 所要電流値ごとに、可搬型発動発電機設置台数に可搬型発動発電機規定容量を乗じ、全ての所要電流値について合計したものを可搬型発動発電機容量とする。</p> <p>(2) 小規模局ごとに、可搬型発動発電機容量を総電流の割合に応じて割り当てたものを当該局の可搬型発動発電機容量とし、データ系に係るもの（当該局の電力容量比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系可搬型発動発電機容量とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごとに可搬型発動発電機投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、可搬型発動発電機投資額を算定する。</p> <p>可搬型発動発電機投資額  <math display="block">= \text{音声系可搬型発動発電機所要容量} \times \text{可搬型発動発電機単位容量当たり単価}</math></p>

機械室建物	<p>1 R T—B O X以外の局の機械室建物の設備量の算定</p> <p>(1) 局ごとに、次のアからエまでにより求めた面積の合計を当該局のネットワーク設備面積とする。</p> <p>ア 専用架搭載設備（音声収容装置、総合デジタル通信回線収容交換機、総合デジタル通信回線収容交換機用DB、CS、MGW、XCM、無線伝送装置、衛星通信設備、消防警察トランク、警察消防回線集約装置及び信号用中継交換機）ごとに当該設備の架数に架当たり面積を乗じたものを全ての設備について合計したもの</p> <p>イ 単独設置設備（主配線盤、光ケーブル成端架、海底中間中継伝送装置及びオペレーション設備）ごとに当該設備のユニット数に1ユニット当たり面積を乗じたものを全ての設備について合計したもの</p> <p>ウ 共用架搭載設備（音声収容装置用L2SW、音声収容ルータ、共用収容ルータ、共用コアルータ、コア局用L2SW、PTN、CWDM、中間中継伝送装置、SGW、MGC及びインタフェース変換装置）ごとに、当該設備のユニット数を共用架当たり最大搭載ユニット数で除し、全ての設備について合計したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の共用架数とし、これに共用架当たり所要面積を乗じたもの</p> <p>エ 音声収容装置、総合デジタル通信回線収容交換機、総合デジタル通信回線収容交換機用DB、CS、MGW、XCM、海底中間中継伝送装置、無線伝送装置、衛星通信設備、消防警察トランク、警察消防回線集約装置、信号用中継交換機及び共用架の各設備の更改面積のうち最大のもの</p> <p>(2) 局ごとに、次のアからクまでにより求めた面積の合計を当該局の電力設備面積とする。</p> <p>ア 整流装置系統数に整流装置基本部面積を乗じたもの及び整流装置増設架数に整流装置増設架面積を乗じたものの合計</p> <p>イ 直流変換電源装置架数に直流変換電源装置架当たり単位面積を乗じたもの</p> <p>ウ 交流無停電電源装置種別ごとに、交流無停電電源装置台数に交流無停電電源装置所要面積を乗じたものの合計</p> <p>エ 蓄電池種別ごとに、蓄電池組数に蓄電池所要面積を乗じたものの合計</p> <p>オ 受電装置種別ごとに、受電装置台数に受電装置所要面積を乗じたものの合計</p> <p>カ 発電装置種別ごとに、発電装置台数に発電装置所要面積を乗じたものの合計</p> <p>キ 小規模局用電源装置種別ごとに、小規模局用電源装置台数に小規模局用電源装置所要面積を乗じたものの合計</p> <p>ク 整流装置、交流無停電電源装置、蓄電池、受電装置及び小規模局用電源装置の各設備の更改面積の合計</p> <p>(3) 局ごとに、種別ごとの空調設備台数に空調設備単位面積を乗じたものの合計を当該局の空調設備面積とする。</p> <p>(4) 局ごとに、(1)の面積のうち主配線盤の所要面積を当該局のケーブル室面積とする。</p> <p>(5) 局ごとに、ネットワーク設備面積、電力設備面積、空調設備面積及びケーブル室面積の合計に、1から建物付帯設備面積付加係数を減じたものを乗じ、建物付帯設備面積付加係数で除したものを当該局の建物付帯設備面積とする。</p> <p>(6) (1)から(5)までにより求めたネットワーク設備面積、電力設備面積、空調設備面積、ケーブル室面積及び建物付帯設備面積の合計を当該局の機械室建物面積とし、データ系に係るものを控除したものを当該局の音声系機械室建物面積とする。</p> <p>2 R T—B O Xの機械室建物の設備量の算定</p> <p>R T—B O X数を1とし、データ系に係るもの（機械室建物面積比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系R T—B O X数とする。</p> <p>3 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと機械室建物投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、機械室建物投資額を算定する</p>
-------	---

	<p>。</p> <p>(1) 局舎種別が複数階局の場合 局ごと機械室建物投資額 ＝音声系機械室建物面積×(機械室建物建設単価＋機械室建物災害対策増分単価)</p> <p>(2) 局舎種別が平屋局であって離島単独局の場合 局ごと機械室建物投資額 ＝音声系機械室建物面積×機械室建物建設単価</p> <p>(3) 局舎種別が平屋局であって(2)以外の場合 局ごと機械室建物投資額 ＝音声系機械室建物面積×(機械室建物建設単価＋機械室建物災害対策増分単価)</p> <p>(4) 局舎種別がR T－B O Xの場合 局ごと機械室建物投資額 ＝音声系R T－B O X数×R T－B O X単価</p>
機械室土地	<p>1 R T－B O X以外の局の機械室土地の設備量の算定</p> <p>(1) 大規模局の局舎種別は、複数階局とする。大規模局以外の収容局の局舎種別は、無線併設局及び衛星通信併設局の場合は複数階局、離島単独局の場合は平屋局とし、その他の場合は建物及び土地に係る年間コストを比較し、複数階局と平屋局のうちより低い方を選択する。</p> <p>(2) 局舎種別が複数階局の場合は、局ごとに、機械室建物面積を当該局の容積率で除したものを当該局の機械室土地面積とする。ただし、当該局の容積率の指定がない場合には、機械室建物面積を複数階局容積率で除したものを当該局の機械室土地面積とする。</p> <p>(3) 局舎種別が平屋局の場合は、局ごとに、機械室建物面積を平屋局容積率で除したものの、駐車スペース等土地面積及び地上鉄塔土地面積（無線伝送装置を設置する場合に限る。）の合計を当該局の機械室土地面積とする。</p> <p>(4) (2)及び(3)で算定した機械室土地面積から駐車スペース面積のうちデータ系に係るもの（回線数比により算定するものとする。）及び駐車スペース以外の土地面積のうちデータ系に係るもの（機械室建物面積比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系機械室土地面積とする。</p> <p>2 R T－B O Xの機械室土地の設備量の算定</p> <p>局ごとに、R T－B O X土地面積を当該局の機械室土地面積とし、駐車スペース面積のうちデータ系に係るもの（回線数比により算定するものとする。）及び駐車スペース以外の土地面積のうちデータ系に係るもの（機械室建物面積比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系機械室土地面積とする。</p> <p>3 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと機械室土地投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、機械室土地投資額を算定する。 この場合に使用する土地単価時点補正係数は、当該局が属する都道府県の値とする。</p> <p>局ごと機械室土地投資額 ＝音声系機械室土地面積×(固定資産評価額÷土地単価時価補正係数)×土地単価時点補正係数</p>

監視設備（総合監視）	<p>監視設備（総合監視）投資額          = ネットワーク設備<sup>(注)</sup>投資額合計×監視設備（総合監視）対投資額比率          注 ネットワーク設備とは、附則別表第2の1に規定する設備区分に係る設備及び附則別表第2の2に規定する附属設備等のうち、空調設備、電力設備、機械室建物及び機械室土地の設備等区分に係る設備等をいう。以下この表において同じ。</p>
監視設備（収容局設備）	<p>監視設備（収容局設備）投資額          =（音声収容ルータ投資額＋共用収容ルータ投資額＋音声収容装置投資額          ＋音声収容装置用L2SW投資額＋総合デジタル通信回線収容交換機投資額          ＋消防警察トランク投資額＋警察消防用回線集約装置投資額）          ×監視設備（収容局設備）対投資額比率</p>
監視設備（コア局設備）	<p>監視設備（コア局設備）投資額          =（共用コアルータ投資額＋コア局用L2SW投資額＋CS投資額          ＋MGW投資額＋MGC投資額＋XCM投資額＋SGW投資額）          ×監視設備（コア局設備）対投資額比率</p>
監視設備（伝送無線機械）	<p>監視設備（伝送無線機械）投資額          =（伝送装置投資額＋中間中継伝送装置投資額＋無線伝送装置投資額          ＋インタフェース変換装置投資額＋無線アンテナ投資額＋無線鉄塔投資額＋衛星通信設備投資額）          ×監視設備（伝送無線機械）対投資額比率</p>
監視設備（市外線路）	<p>監視設備（市外線路）投資額          =市外線路投資額（中継系光ケーブル、海底光ケーブル、海底中間中継伝送装置及び中継系電柱の投資額の合計）          ×監視設備（市外線路）対投資額比率</p>
監視設備（市内線路）	<p>監視設備（市内線路）投資額          =市内線路投資額（加入系光ケーブル、メタルケーブル及び加入系電柱の投資額の合計）          ×監視設備（市内線路）対投資額比率</p>
共通用建物	<p>共通用建物投資額          =ネットワーク設備投資額合計×共通用建物対投資額比率</p>
共通用土地	<p>共通用土地投資額          =ネットワーク設備投資額合計×共通用土地対投資額比率×共通用土地単価補正係数</p>
構築物	<p>構築物投資額          =（機械室建物投資額＋共通用建物投資額）×構築物対投資額比率</p>
機械及び装置	<p>機械及び装置投資額          =ネットワーク設備投資額合計×機械及び装置対投資額比率</p>
車両	<p>車両投資額          =ネットワーク設備投資額合計×車両対投資額比率</p>

工具、器具及び備品	工具、器具及び備品投資額 =ネットワーク設備投資額合計×工具、器具及び備品対投資額比率
無形固定資産	無形固定資産投資額 =ネットワーク設備投資額合計×無形固定資産（ソフトウェア以外）対投資額比率

附則別表第3の2（附則第6条関係） 正味固定資産価額算定に用いる数値

項目	数値	単位
メタルケーブル（小）規格対数(1)	5	対
メタルケーブル（小）規格対数(2)	10	対
メタルケーブル（小）規格対数(3)	20	対
メタルケーブル（小）規格対数(4)	30	対
メタルケーブル（小）規格対数(5)	50	対
メタルケーブル（小）規格対数(6)	100	対
メタルケーブル（小）規格対数(7)	200	対
メタルケーブル（小）規格対数(8)	400	対
メタルケーブル（小）規格対数(9)	600	対
メタルケーブル（小）規格対数(10)	800	対
メタルケーブル（小）規格対数(11)	1,000	対
メタルケーブル（小）規格対数(12)	1,200	対
メタルケーブル（小）規格対数(13)	1,400	対
メタルケーブル（小）規格対数(14)	1,600	対
メタルケーブル（小）規格対数(15)	1,800	対
メタルケーブル（小）規格対数(16)	2,000	対



メタルケーブル（小）規格対数(17)	2,400	対
メタルケーブル（小）規格対数(18)	3,000	対
メタルケーブル（中）規格対数(1)	5	対
メタルケーブル（中）規格対数(2)	10	対
メタルケーブル（中）規格対数(3)	20	対
メタルケーブル（中）規格対数(4)	30	対
メタルケーブル（中）規格対数(5)	50	対
メタルケーブル（中）規格対数(6)	100	対
メタルケーブル（中）規格対数(7)	200	対
メタルケーブル（中）規格対数(8)	400	対
メタルケーブル（中）規格対数(9)	600	対
メタルケーブル（中）規格対数(10)	800	対
メタルケーブル（中）規格対数(11)	1,000	対
メタルケーブル（中）規格対数(12)	1,200	対
メタルケーブル（大）規格対数(1)	5	対
メタルケーブル（大）規格対数(2)	10	対
メタルケーブル（大）規格対数(3)	20	対
メタルケーブル（大）規格対数(4)	30	対

メタルケーブル（大）規格対数(5)	50	対
メタルケーブル（大）規格対数(6)	100	対
メタルケーブル（大）規格対数(7)	200	対
メタルケーブル（大）規格対数(8)	400	対
メタルケーブル（大）規格対数(9)	600	対
メタルケーブル（小）最大規格対数	3,000	対
メタルケーブル（中）最大規格対数	1,200	対
メタルケーブル（大）最大規格対数	600	対
加入系光ケーブル規格心数(1)	8	心
加入系光ケーブル規格心数(2)	16	心
加入系光ケーブル規格心数(3)	24	心
加入系光ケーブル規格心数(4)	32	心
加入系光ケーブル規格心数(5)	40	心
加入系光ケーブル規格心数(6)	60	心
加入系光ケーブル規格心数(7)	80	心
加入系光ケーブル規格心数(8)	100	心
加入系光ケーブル規格心数(9)	120	心
加入系光ケーブル規格心数(10)	160	心

加入系光ケーブル規格心数(11)	200	心
加入系光ケーブル規格心数(12)	300	心
加入系光ケーブル規格心数(13)	400	心
加入系光ケーブル規格心数(14)	500	心
加入系光ケーブル規格心数(15)	600	心
加入系光ケーブル規格心数(16)	800	心
加入系光ケーブル規格心数(17)	1,000	心
加入系電柱間隔	0.035	km
配線回線予備率	0.026	—
加入系光予備心数	4	心
区画戸建最大回線数	31.25	—
メタルケーブル（小）最大伝送距離	2	km
メタルケーブル（中）最大伝送距離	4	km
メタルケーブル（大）最大伝送距離	7	km
メタルケーブル（小）最大規格対数（架空）	400	対
メタルケーブル（中）最大規格対数（架空）	400	対
メタルケーブル（大）最大規格対数（架空）	200	対
加入系光ケーブル最大規格心数	1,000	心

加入系光ケーブル最大規格心数（架空）	200	心
メタルケーブル（小）径(1)	11	mm
メタルケーブル（小）径(2)	11	mm
メタルケーブル（小）径(3)	12	mm
メタルケーブル（小）径(4)	14	mm
メタルケーブル（小）径(5)	16	mm
メタルケーブル（小）径(6)	19	mm
メタルケーブル（小）径(7)	23	mm
メタルケーブル（小）径(8)	30	mm
メタルケーブル（小）径(9)	35	mm
メタルケーブル（小）径(10)	39	mm
メタルケーブル（小）径(11)	43	mm
メタルケーブル（小）径(12)	47	mm
メタルケーブル（小）径(13)	50	mm
メタルケーブル（小）径(14)	53	mm
メタルケーブル（小）径(15)	56	mm
メタルケーブル（小）径(16)	59	mm
メタルケーブル（小）径(17)	63	mm

メタルケーブル (小) 径(18)	70	mm
メタルケーブル (中) 径(1)	13	mm
メタルケーブル (中) 径(2)	14	mm
メタルケーブル (中) 径(3)	16	mm
メタルケーブル (中) 径(4)	18	mm
メタルケーブル (中) 径(5)	21	mm
メタルケーブル (中) 径(6)	28	mm
メタルケーブル (中) 径(7)	33	mm
メタルケーブル (中) 径(8)	44	mm
メタルケーブル (中) 径(9)	53	mm
メタルケーブル (中) 径(10)	60	mm
メタルケーブル (中) 径(11)	67	mm
メタルケーブル (中) 径(12)	70	mm
メタルケーブル (大) 径(1)	14	mm
メタルケーブル (大) 径(2)	18	mm
メタルケーブル (大) 径(3)	23	mm
メタルケーブル (大) 径(4)	27	mm
メタルケーブル (大) 径(5)	34	mm

メタルケーブル（大）径(6)	38	mm
メタルケーブル（大）径(7)	43	mm
メタルケーブル（大）径(8)	59	mm
メタルケーブル（大）径(9)	70	mm
加入系光ファイバケーブル径(1)	11	mm
加入系光ファイバケーブル径(2)	11	mm
加入系光ファイバケーブル径(3)	11	mm
加入系光ファイバケーブル径(4)	11	mm
加入系光ファイバケーブル径(5)	11	mm
加入系光ファイバケーブル径(6)	11	mm
加入系光ファイバケーブル径(7)	13	mm
加入系光ファイバケーブル径(8)	13	mm
加入系光ファイバケーブル径(9)	15	mm
加入系光ファイバケーブル径(10)	15	mm
加入系光ファイバケーブル径(11)	17	mm
加入系光ファイバケーブル径(12)	19	mm
加入系光ファイバケーブル径(13)	19	mm
加入系光ファイバケーブル径(14)	23	mm

加入系光ファイバケーブル径(15)	23	mm
加入系光ファイバケーブル径(16)	23	mm
加入系光ファイバケーブル径(17)	30	mm
インナーパイプ径（外径）(1)	27	mm
インナーパイプ径（外径）(2)	36	mm
インナーパイプ径（外径）(3)	47	mm
インナーパイプ径（外径）(4)	56	mm
インナーパイプ径（内径）(1)	14	mm
インナーパイプ径（内径）(2)	23	mm
インナーパイプ径（内径）(3)	32	mm
インナーパイプ径（内径）(4)	40	mm
インナーパイプ径（空き径）(1)	42	mm
インナーパイプ径（空き径）(2)	33	mm
インナーパイプ径（空き径）(3)	22	mm
インナーパイプ径（空き径）(4)	13	mm
予備管路当たり最大管路数	15	条
き線点遠隔収容装置最大収容電話回線数	512	回線
き線点遠隔収容装置最大収容低速専用回線数	23	回線

き線点遠隔収容装置最大収容高速メタル専用回線数	3	回線
き線点遠隔収容装置当たり必要心数	4	心
き線点遠隔収容装置収容配線最大長	7	km
き線点遠隔収容装置設置最小回線数	400	回線
き線点遠隔収容装置収容率	0.965	—
き線回線予備率	0.116	—
配線光予備心線数	2	心
引込ビル数算定式二次係数	-0.0000007	—
引込ビル数算定式一次係数	0.0319	—
引込ビル数算定式定数	0	—
き線点遠隔収容装置～加入者交換機間中継伝送路年経費	0	円
き線管路総延長	132,069	km
自治体管路総延長	39	km
電線共同溝総延長	1,483	km
情報ボックス総延長	8,122	km
配線自治体管路適用率	0.02275	—
配線電線共同溝適用率	0.10725	—
配線情報ボックス適用率	0	—



き線点遠隔収容装置帰属先局舎種別判別値	15,000	回線
第二種総合デジタル通信サービス換算係数	10	—
時間帯パラメータ（アナログ電話）	1	—
時間帯パラメータ（総合デジタル通信サービス）	1	—
呼完了率（アナログ電話）	0.7	—
呼完了率（総合デジタル通信サービス）	0.7	—
1 接続当たり音声帯域	105	kbps
1 接続 1 秒当たり音声パケット数	100	pps
音声パケット優先係数	1	—
6 Mパス当たり帯域	6	Mbps
I Pデータ系Mbps当たりパケット数	156	pps/Mbps
音声収容装置ラインカード当たり最大収容回線数	32	回線/ラインカード
音声収容装置シェルフ当たり最大収容ラインカード数	16	カード/シェルフ
音声収容装置架当たり最大収容シェルフ数	4	シェルフ/架
音声収容装置回線収容率	1	—
音声収容装置用 L 2 S W 1 ユニット当たり最大インタフェース数	48	I F/ユニット
音声収容装置用 L 2 S W 1 ユニット当たり最大処理Mpps数	714.24	Mpps/ユニット
音声収容装置用 L 2 S W 設置不要最大音声収容装置シェルフ数	2	シェルフ

音声収容装置用 L 2 S W 収容率	0.8	—
音声収容装置用 L 2 S W ポート収容率	1	—
音声収容装置用 L 2 S W 冗長化係数	2	ユニット
総合デジタル通信サービス ( I S D N 64 ) ボード当たり最大収容回線数	4	回線 / ボード
総合デジタル通信サービス ( I S D N 1500 ) ボード当たり最大収容回線数	1	回線 / ボード
総合デジタル通信サービス ( I S D N 64 ) ボード当たり占有スロット数	1	スロット / ボード
総合デジタル通信サービス ( I S D N 1500 ) ボード当たり占有スロット数	3	スロット / ボード
総合デジタル通信回線収容交換機 1 ユニット当たりスロット数	48	スロット / ユニット
架当たり最大収容総合デジタル通信回線収容交換機ユニット数	2	ユニット / 架
総合デジタル通信回線収容交換機回線収容率	1	—
総合デジタル通信回線収容交換機内蔵 L 2 S W 収容率	1	—
総合デジタル通信回線収容交換機内蔵 L 2 S W 当たり最大収容総合デジタル通信回線収容交換機ユニット数	7	ユニット / L 2 S W
総合デジタル通信回線収容交換機用 D B 1 ユニット当たり最大処理最繁時呼数	10,080,000	B H C A / ユニット
総合デジタル通信回線収容交換機用 D B 収容率	0.8	—
総合デジタル通信回線収容交換機用 D B 冗長化係数	2	ユニット
音声収容ルータ 1 ユニット当たり最大インタフェース数	26	I F / ユニット
音声収容ルータ 1 ユニット当たり最大処理 B H Mbps	44,000	Mbps / ユニット
音声収容ルータ 1 ユニット当たり最大処理 B H Mpps	65	Mpps / ユニット

音声収容ルータ収容率	0.9	—
音声収容ルータ冗長化係数	2	ユニット
共用収容ルータ1Gボード当たり最大収容インタフェース数	26	I F / ボード
共用収容ルータ10Gボード当たり最大収容インタフェース数	2	I F / ボード
共用収容ルータ1ユニット当たり最大1Gボード数	1	ボード / ユニット
共用収容ルータ1ユニット当たり最大10Gボード数	1	ボード / ユニット
共用収容ルータ1ユニット当たり最大処理BHMbps	44,000	Mbps / ユニット
共用収容ルータ1ユニット当たり最大処理BHMpps	65	Mpps / ユニット
共用収容ルータ収容率	0.8	—
信号区域間リンク分散数	2	数
信号用中継交換機収容率	1	—
信号用中継交換機当たり最大リンク数	1,056	リンク / S T P
信号用中継交換機対当たり渡りリンク数	8	リンク / S T P 対
信号用中継交換機当たり処理信号数	56,320	信号数 / S T P
専用6Mパス収容回線数(低速)	96	回線 / 6Mパス
専用6Mパス収容回線数(高速メタル)	48	回線 / 6Mパス
専用6Mパス収容回線数(高速光)	4	回線 / 6Mパス
中間中継伝送装置平均距離(CWDM)	80	km

中間中継伝送装置平均距離 (P T N)	80	km
コア局用 L 2 S W 1 ユニット当たり最大収容インタフェース数	48	I F / ユニット
コア局用 L 2 S W 冗長化係数	2	ユニット
共用コアルータ 10G ボード当たり最大収容インタフェース数	18	I F / ボード
共用コアルータ 1 ユニット当たり最大 10G ボード数	4	ボード / ユニット
共用コアルータ 1 ユニット当たり最大処理 B H Mbps	240,000	Mbps / ユニット
共用コアルータ 1 ユニット当たり最大処理 B H Mpps	180	Mpps / ユニット
共用コアルータ収容率	0.8	—
S G W 1 リンク当たり信号数	240	信号数 / リンク
S G W 1 ユニット当たり最大リンク数	128	リンク / ユニット
S G W 1 ユニット当たり最大処理可能ポイントコード数	8	ポイントコード / ユ ニット
S G W 収容率	1	—
S G W 冗長化係数	2	ユニット
C S 1 ユニット当たり最大処理回線数	260,000	回線 / ユニット
C S 収容率	1	—
C S 冗長化係数	2	ユニット
C S 用 D B 1 ユニット当たり最大処理最繁時呼数	2,190,000	B H C A / ユニット

CS用DB収容率	1	—
CS用DB冗長化係数	2	ユニット
MGC1ユニット当たり最大処理最繁時呼数	3,750,000	BHCA/ユニット
MGC収容率	0.8	—
MGC冗長化係数(1)	1	ユニット
MGC冗長化係数(2)	1	ユニット
MGC用DB1ユニット当たり最大処理最繁時呼数	3,750,000	BHCA/ユニット
MGC用DB収容率	1	—
MGC用DB冗長化係数	0	ユニット
MGW STM-1 冗長化係数(1)	1	ポート
MGW STM-1 冗長化係数(2)	1	ポート
MGW1ユニット当たり最大STM-1ポート数	9	ポート/ユニット
MGW収容率	1	—
MGWポート収容率	1	—
IC接続156M接続回線比率	0.5	—
中継系電柱距離	0.035	km
中継系管路当たり最大ケーブル条数	2	ケーブル条数/管路
チャンネル切上単位 (52M)	672	—

チャンネル切上単位 (156M)	2,016	—
クロスコネクト装置1ユニット当たり52Mパス数	18	52Mパス/ユニット
クロスコネクト装置基本架当たりユニット数 (1架構成)	1	ユニット/架
クロスコネクト装置基本架当たりユニット数 (複数架構成)	2	ユニット/架
クロスコネクト装置接続架当たり基本架数	4	基本架/接続架
クロスコネクト装置最大接続架数	2	架
クロスコネクト装置1ユニット当たり増設リンク数	6	J I F/ユニット
クロスコネクト装置冗長構成係数	2	J I F/ユニット
クロスコネクト装置1スイッチユニット当たり増設リンクインタフェース数	16	J I F/S S W U n i t
架当たり回線数 (主配線盤)	150,000	回線/架
架当たり心線数 (光ケーブル成端架大)	2,000	心線/架
架当たり心線数 (光ケーブル成端架中)	389	心線/架
架当たり心線数 (光ケーブル成端架小1)	128	心線/架
架当たり心線数 (光ケーブル成端架小2)	256	心線/架
CWDM低速10Gカード当たり最大収容インタフェース数	1	I F/カード
CWDM低速S T M-1カード当たり最大収容S T M-1インタフェース数	4	I F/カード
CWDM高速インタフェース最大波長数	8	波長/I F

CWDM1ユニット当たり心線数	1	心/ユニット
PTN2.4G高速インタフェース最大容量	2.4	Gbps
PTN10G高速インタフェース最大容量	10	Gbps
PTN1リング当たり高速インタフェース数	2	IF/リング
PTN1ユニット当たり最大高速インタフェース数	4	IF/ユニット
PTN高速インタフェース当たり心線数	2	心/IF
PTN低速混在インタフェースボード最大STM-1ポート数	4	STM-1ポート/ 混在ボード
PTN低速混在インタフェースボード最大1Gポート数	8	1Gポート/混在ボ ード
PTN1ユニット当たり最大低速インタフェースボード数	2	ボード/ユニット
PTN冗長化係数	2	ユニット
データ系高速インタフェース最大容量	10	Gbps
データ系高速インタフェース当たり心線数	2	心/IF
伝送装置収容率	1	—
伝送装置ポート収容率	1	—
1Gポート最大Mbps	1,000	Mbps/ポート
10Gポート最大Mbps	10,000	Mbps/ポート

S T M- 1 ポート最大Mbps	156	Mbps/ポート
回線当たり心線数（第二種総合デジタル通信サービス）	2	心線/回線
回線当たり心線数（高速光専用線）	2	心線/回線
主配線盤回線収容率	0.965	—
光ケーブル成端架収容率	0.965	—
中継系光ケーブル規格心数(1)	8	心
中継系光ケーブル規格心数(2)	16	心
中継系光ケーブル規格心数(3)	24	心
中継系光ケーブル規格心数(4)	32	心
中継系光ケーブル規格心数(5)	40	心
中継系光ケーブル規格心数(6)	60	心
中継系光ケーブル規格心数(7)	80	心
中継系光ケーブル規格心数(8)	100	心
中継系光ケーブル規格心数(9)	120	心
中継系光ケーブル規格心数(10)	160	心
中継系光ケーブル規格心数(11)	200	心
中継系光ケーブル規格心数(12)	300	心
海底用中間中継伝送装置最大中継距離	130	km



有中継光ケーブル最大規格心線数	8	心
無中継光ケーブル最大規格心線数	100	心
無中継光ケーブル規格心線数(1)	16	心
無中継光ケーブル規格心線数(2)	24	心
無中継光ケーブル規格心線数(3)	32	心
無中継光ケーブル規格心線数(4)	40	心
無中継光ケーブル規格心線数(5)	60	心
無中継光ケーブル規格心線数(6)	80	心
無中継光ケーブル規格心線数(7)	100	心
52Mパス当たり帯域	52	Mbps
変復調回線切替装置 1 ユニット当たり最大収容52Mパス数	1	52Mパス/ユニット
架当たりユニット数 (変復調回線切替装置)	4	ユニット/架
無線送受信装置 1 ユニット当たり最大収容52Mパス数	1	52Mパス/ユニット
架当たりユニット数 (無線送受信装置)	5	ユニット/架
ルート当たりアンテナ数	3	個
最大アンテナ搭載数	12	個
中継系最大規格心線数	300	心

トランスポンダ当たり最大接続可能回線数	149	回線／トランスポン ダ
時分割多元接続装置架当たり最大収容回線数	298	回線／架
衛星送受信装置架当たり最大収容回線数	298	回線／架
局当たり衛星通信用アンテナ数	2	個
インタフェース変換装置1ユニット当たり最大収容インタフェース数	6	I F／ユニット
インタフェース変換装置ポート収容率	1	—
R T - B O X最大音声収容装置架数	1	架／R T B O X
R T - B O X最大総合デジタル通信回線収容交換機架数	1	架／R T B O X
R T - B O X最大共用架数	4	架／R T B O X
共用架当たり所要面積	1.5	m <sup>2</sup> ／架
音声収容装置1シェルフ当たりDC電流	22.5	A／シェルフ
音声収容装置架当たり面積	1.5	m <sup>2</sup> ／架
音声収容ルータ1ユニット当たりDC電流	5	A／ユニット
音声収容ルータ1ユニット当たりAC100V電流	0	A／ユニット
音声収容ルータ1ユニット当たりAC200V電流	0	A／ユニット
音声収容ルータ共用架当たり最大搭載ユニット数	11	ユニット／架
音声収容装置用L2SW1ユニット当たりDC電流	0	A／ユニット

音声収容装置用 L 2 S W 1 ユニット当たり A C 100 V 電流	6.6	A / ユニット
音声収容装置用 L 2 S W 共用架当たり最大搭載ユニット数	8	ユニット / 架
共用収容ルータ 1 ユニット当たり D C 電流	5	A / ユニット
共用収容ルータ共用架当たり最大搭載ユニット数	12	ユニット / 架
総合デジタル通信回線収容交換機 1 ユニット当たり D C 電流	27.1	A / ユニット
総合デジタル通信回線収容交換機架当たり面積	2	m <sup>2</sup> / 架
総合デジタル通信回線収容交換機用 D B 1 ユニット当たり D C 電流	36.1	A / ユニット
総合デジタル通信回線収容交換機用 D B 架当たり最大搭載ユニット数	4	ユニット / 架
総合デジタル通信回線収容交換機用 D B 架当たり面積	1.5	m <sup>2</sup> / 架
共用コアルータ 1 ユニット当たり D C 電流	88	A / ユニット
共用コアルータ 1 ユニット当たり A C 200 V 電流	0	A / ユニット
共用コアルータ共用架当たり最大搭載ユニット数	2	ユニット / 架
コア局用 L 2 S W 1 ユニット当たり A C 100 V 電流	6.6	A / ユニット
コア局用 L 2 S W 共用架当たり最大搭載ユニット数	6	ユニット / 架
C S 1 ユニット当たり D C 電流	54.5	A / ユニット
C S 1 ユニット当たり A C 100 V 電流	0	A / ユニット
C S 架当たり最大搭載ユニット数	12	ユニット / 架
C S 架当たり面積	1.5	m <sup>2</sup> / 架

C S用DB架当たり最大搭載ユニット数	2	ユニット/架
C S用DB架当たり面積	3	m <sup>2</sup> /架
MGW1ユニット当たりDC電流	40	A/ユニット
MGW架当たり最大搭載ユニット数	0	ユニット/架
MGW共用架当たり最大搭載ユニット数	4	ユニット/架
MGW架当たり面積	0	m <sup>2</sup> /架
S GW1ユニット当たりDC電流	15.63	A/ユニット
S GW1ユニット当たりAC100V電流	0	A/ユニット
S GW共用架当たり最大搭載ユニット数	7	ユニット/架
MGC1ユニット当たりDC電流	0	A/ユニット
MGC1ユニット当たりAC100V電流	13	A/ユニット
MGC共用架当たり最大搭載ユニット数	11	ユニット/架
クロスコネクタ装置基本架電流	40.3	A/架
クロスコネクタ装置増設架基本部電流	38.2	A/架
クロスコネクタ装置ユニット電流	7.9	A/ユニット
クロスコネクタ装置架面積	1.44	m <sup>2</sup> /架
P TN1ユニット当たりDC電流	3.05	A/ユニット
P TN共用架当たり最大搭載ユニット数	16	ユニット/架

CWDM1ユニット当たりDC電流	4.2	A/ユニット
CWDM1ユニット当たりAC100V電流	2	A/ユニット
CWDM共用架当たり最大搭載ユニット数	8	ユニット/架
中間中継伝送装置1ユニット当たりDC電流	4.2	A/ユニット
中間中継伝送装置1ユニット当たりAC100V電流	2	A/ユニット
中間中継伝送装置共用架当たり最大搭載ユニット数	8	ユニット/架
信号用中継交換機基本部電流	12.7	A/台
信号用中継交換機収容架単位電流	67	A
信号用中継交換機収容架単位電流最大収容リンク数(48K換算)	480	リンク
信号用中継交換機AC電流	0.16	A/台
信号用中継交換機基本部面積	0	m <sup>2</sup> /台
信号用中継交換機収容架単位面積	1.5	m <sup>2</sup>
信号用中継交換機収容架単位面積最大収容リンク数(48K換算)	480	リンク
1万端子当たりの必要主配線盤長	2.52	m
作業スペース込みの主配線盤幅	3.9	m
光ケーブル成端架単位面積(大)	12	m <sup>2</sup>
光ケーブル成端架単位面積最大収容端子数(大)	2,000	端子
光ケーブル成端架単位面積(中)	2	m <sup>2</sup>

光ケーブル成端架単位面積最大収容端子数（中）	389	端子
光ケーブル成端架単位面積（小1）	1	m <sup>2</sup>
光ケーブル成端架単位面積最大収容端子数（小1）	128	端子
光ケーブル成端架単位面積（小2）	2	m <sup>2</sup>
光ケーブル成端架単位面積最大収容端子数（小2）	256	端子
オペレーション設備（総合監視）単位面積当たりAC電流	0.8	A/m <sup>2</sup>
オペレーション設備（試験受付）単位面積当たりAC電流	0.8	A/m <sup>2</sup>
オペレーション設備（総合監視）面積	505	m <sup>2</sup>
オペレーション設備（試験受付）面積	432	m <sup>2</sup>
海底中間中継伝送装置用給電装置単位電流	0.92	A/台
海底中間中継伝送装置用給電装置単位面積	1.44	m <sup>2</sup>
変復調回線切替装置単位電流	1.7	A/台
変復調回線切替装置架面積	1.92	m <sup>2</sup> /架
無線送受信装置単位電流	0.5	A/台
無線送受信装置架面積	1.44	m <sup>2</sup> /架
地上鉄塔土地面積	144	m <sup>2</sup>
発熱量換算係数	860	kcal/kVA
空調設備1台当たりの能力(1)	30,000	kcal/台

空調設備 1 台当たりの能力(2)	13,050	kcal/台
空調設備 1 台当たりの電力容量(1)	11.55	k V A
空調設備 1 台当たりの電力容量(2)	5.4	k V A
空調設備単位面積(1)	5	m <sup>2</sup>
空調設備単位面積(2)	2.2	m <sup>2</sup>
空調設備予備台数	1	台
整流器 1 ユニット当たり最大電流	100	A/ユニット
整流装置 1 系統当たり最大電流	800	A/系統
整流装置基本部収容可能整流器数	4	個/架
整流装置増設架収容可能整流器数	4	個/架
整流装置総合効率	0.87	—
整流装置基本部面積	10	m <sup>2</sup> /架
整流装置増設架面積	2	m <sup>2</sup> /架
整流器予備ユニット数	1	ユニット
直流電圧値	48	V
警察消防用回線 1 回線当たりの消費電流	0.484375	A/回線
直流変換電源装置 1 架最大電流	80	A/架
直流変換電源装置架当たり単位面積	5	m <sup>2</sup> /架

交流無停電電源裝置規定出力容量(1)	1	k V A
交流無停電電源裝置規定出力容量(2)	3	k V A
交流無停電電源裝置規定出力容量(3)	5	k V A
交流無停電電源裝置規定出力容量(4)	7	k V A
交流無停電電源裝置規定出力容量(5)	10	k V A
交流無停電電源裝置規定出力容量(6)	15	k V A
交流無停電電源裝置規定出力容量(7)	20	k V A
交流無停電電源裝置規定出力容量(8)	30	k V A
交流無停電電源裝置規定出力容量(9)	50	k V A
交流無停電電源裝置規定出力容量(10)	75	k V A
交流無停電電源裝置規定出力容量(11)	100	k V A
交流無停電電源裝置規定出力容量(12)	200	k V A
交流無停電電源裝置規定出力容量(13)	250	k V A
交流無停電電源裝置規定出力容量(14)	300	k V A
交流無停電電源裝置規定出力容量(15)	400	k V A
交流無停電電源裝置規定出力容量(16)	500	k V A
交流無停電電源裝置規定出力容量(17)	600	k V A
交流無停電電源裝置規定出力容量(18)	800	k V A



交流無停電電源装置規定出力容量(19)	1, 000	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(20)	1, 200	k V A
交流無停電電源装置規定出力容量(21)	1, 500	k V A
交流無停電電源装置所要面積(1)	4	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積(2)	4	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積(3)	4	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積(4)	4	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積(5)	7	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積(6)	7	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積(7)	8	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積(8)	8	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積(9)	8	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積(10)	10	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積(11)	10	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積(12)	10	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積(13)	10	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積(14)	10	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積(15)	30	m <sup>2</sup>

交流無停電電源装置所要面積(16)	30	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積(17)	20	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積(18)	30	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積(19)	50	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積(20)	40	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置所要面積(21)	50	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置総合効率	0.88	—
蓄電池容量算出係数（大規模局、整流装置用、保持時間：3時間）	5.8	AH/A
蓄電池容量算出係数（大規模局、交流無停電電源装置用、保持時間：3時間）	4.2	AH/A
蓄電池容量算出係数（小規模局（作業員の到着に1.5時間以上を要するもの及び災害対策の強化を目的とするものを除く。）、保持時間：10時間）	12.6	AH/A
蓄電池容量算出係数（小規模局（作業員の到着に1.5時間以上を要するものに限る。）、保持時間：18時間）	21.7	AH/A
蓄電池容量算出係数（小規模局（災害対策の強化を目的とするものに限る。）、保持時間：36時間）	39.7	AH/A
整流装置用蓄電池規定容量(1)	200	AH
整流装置用蓄電池規定容量(2)	300	AH
整流装置用蓄電池規定容量(3)	500	AH
整流装置用蓄電池規定容量(4)	1,000	AH
整流装置用蓄電池規定容量(5)	1,500	AH

整流装置用蓄電池規定容量(6)	2,000	AH
整流装置用蓄電池規定容量(7)	3,000	AH
整流装置用蓄電池規定容量(8)	4,000	AH
整流装置用蓄電池規定容量(9)	5,000	AH
整流装置用蓄電池規定容量(10)	6,000	AH
整流装置用蓄電池所要面積(1)	5	m <sup>2</sup>
整流装置用蓄電池所要面積(2)	6	m <sup>2</sup>
整流装置用蓄電池所要面積(3)	5	m <sup>2</sup>
整流装置用蓄電池所要面積(4)	8	m <sup>2</sup>
整流装置用蓄電池所要面積(5)	11	m <sup>2</sup>
整流装置用蓄電池所要面積(6)	13	m <sup>2</sup>
整流装置用蓄電池所要面積(7)	17	m <sup>2</sup>
整流装置用蓄電池所要面積(8)	18	m <sup>2</sup>
整流装置用蓄電池所要面積(9)	22	m <sup>2</sup>
整流装置用蓄電池所要面積(10)	23	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置 (100V) 用蓄電池規定容量(1)	50	AH
交流無停電電源装置 (100V) 用蓄電池規定容量(2)	100	AH
交流無停電電源装置 (100V) 用蓄電池規定容量(3)	200	AH

交流無停電電源裝置 (100V) 用蓄電池規定容量(4)	300	AH
交流無停電電源裝置 (100V) 用蓄電池規定容量(5)	500	AH
交流無停電電源裝置 (100V) 用蓄電池規定容量(6)	1,000	AH
交流無停電電源裝置 (100V) 用蓄電池規定容量(7)	1,500	AH
交流無停電電源裝置 (100V) 用蓄電池規定容量(8)	2,000	AH
交流無停電電源裝置 (100V) 用蓄電池規定容量(9)	3,000	AH
交流無停電電源裝置 (100V) 用蓄電池所要面積(1)	8	m <sup>2</sup>
交流無停電電源裝置 (100V) 用蓄電池所要面積(2)	8	m <sup>2</sup>
交流無停電電源裝置 (100V) 用蓄電池所要面積(3)	8	m <sup>2</sup>
交流無停電電源裝置 (100V) 用蓄電池所要面積(4)	9	m <sup>2</sup>
交流無停電電源裝置 (100V) 用蓄電池所要面積(5)	8	m <sup>2</sup>
交流無停電電源裝置 (100V) 用蓄電池所要面積(6)	13	m <sup>2</sup>
交流無停電電源裝置 (100V) 用蓄電池所要面積(7)	18	m <sup>2</sup>
交流無停電電源裝置 (100V) 用蓄電池所要面積(8)	21	m <sup>2</sup>
交流無停電電源裝置 (100V) 用蓄電池所要面積(9)	27	m <sup>2</sup>
交流無停電電源裝置 (200V) 用蓄電池規定容量(1)	200	AH
交流無停電電源裝置 (200V) 用蓄電池規定容量(2)	300	AH
交流無停電電源裝置 (200V) 用蓄電池規定容量(3)	500	AH

交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池規定容量(4)	1,000	AH
交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池規定容量(5)	1,500	AH
交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池規定容量(6)	2,000	AH
交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池規定容量(7)	3,000	AH
交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池所要面積(1)	13	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池所要面積(2)	16	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池所要面積(3)	22	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池所要面積(4)	22	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池所要面積(5)	31	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池所要面積(6)	38	m <sup>2</sup>
交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池所要面積(7)	49	m <sup>2</sup>
建物付帯設備面積付加係数 (複数階局舎、オペレーション設備あり)	0.7	—
建物付帯設備面積付加係数 (複数階局舎、オペレーション設備なし)	0.8	—
建物付帯設備面積付加係数 (平屋局舎)	0.9	—
単位面積当たりの建物付帯設備電力容量	0.01	kVA/m <sup>2</sup>
受電装置規定容量(1)	100	kVA
受電装置規定容量(2)	200	kVA
受電装置規定容量(3)	300	kVA

受電装置規定容量(4)	500	k V A
受電装置規定容量(5)	750	k V A
受電装置規定容量(6)	1, 000	k V A
受電装置規定容量(7)	1, 500	k V A
受電装置規定容量(8)	2, 000	k V A
受電装置規定容量(9)	4, 000	k V A
受電装置所要面積(1)	30	m <sup>2</sup>
受電装置所要面積(2)	45	m <sup>2</sup>
受電装置所要面積(3)	45	m <sup>2</sup>
受電装置所要面積(4)	50	m <sup>2</sup>
受電装置所要面積(5)	50	m <sup>2</sup>
受電装置所要面積(6)	50	m <sup>2</sup>
受電装置所要面積(7)	50	m <sup>2</sup>
受電装置所要面積(8)	60	m <sup>2</sup>
受電装置所要面積(9)	162	m <sup>2</sup>
受電装置更改面積(1)	15	m <sup>2</sup>
受電装置更改面積(2)	25	m <sup>2</sup>
受電装置更改面積(3)	25	m <sup>2</sup>

受電装置更改面積(4)	32	m <sup>2</sup>
受電装置更改面積(5)	35	m <sup>2</sup>
受電装置更改面積(6)	37	m <sup>2</sup>
受電装置更改面積(7)	52	m <sup>2</sup>
受電装置更改面積(8)	54	m <sup>2</sup>
受電装置更改面積(9)	212	m <sup>2</sup>
発電装置規定容量(1)	10	k V A
発電装置規定容量(2)	20	k V A
発電装置規定容量(3)	37.5	k V A
発電装置規定容量(4)	50	k V A
発電装置規定容量(5)	75	k V A
発電装置規定容量(6)	100	k V A
発電装置規定容量(7)	150	k V A
発電装置規定容量(8)	200	k V A
発電装置規定容量(9)	250	k V A
発電装置規定容量(10)	300	k V A
発電装置規定容量(11)	375	k V A
発電装置規定容量(12)	500	k V A

発電装置規定容量(13)	625	k V A
発電装置規定容量(14)	750	k V A
発電装置規定容量(15)	1, 000	k V A
発電装置規定容量(16)	1, 500	k V A
発電装置規定容量(17)	1, 750	k V A
発電装置規定容量(18)	2, 000	k V A
発電装置規定容量(19)	3, 125	k V A
発電装置所要面積(1)	36	m <sup>2</sup>
発電装置所要面積(2)	36	m <sup>2</sup>
発電装置所要面積(3)	36	m <sup>2</sup>
発電装置所要面積(4)	36	m <sup>2</sup>
発電装置所要面積(5)	36	m <sup>2</sup>
発電装置所要面積(6)	36	m <sup>2</sup>
発電装置所要面積(7)	54	m <sup>2</sup>
発電装置所要面積(8)	54	m <sup>2</sup>
発電装置所要面積(9)	54	m <sup>2</sup>
発電装置所要面積(10)	72	m <sup>2</sup>
発電装置所要面積(11)	72	m <sup>2</sup>



発電装置所要面積(12)	72	m <sup>2</sup>
発電装置所要面積(13)	72	m <sup>2</sup>
発電装置所要面積(14)	72	m <sup>2</sup>
発電装置所要面積(15)	108	m <sup>2</sup>
発電装置所要面積(16)	108	m <sup>2</sup>
発電装置所要面積(17)	108	m <sup>2</sup>
発電装置所要面積(18)	108	m <sup>2</sup>
発電装置所要面積(19)	108	m <sup>2</sup>
小規模局用電源装置 1 台当たりの最大電流 (小規模局)	150	A
小規模局用電源装置 1 台当たりの最大電流 (R T—B O X) (1)	37.5	A
小規模局用電源装置 1 台当たりの最大電流 (R T—B O X) (2)	50	A
小規模局用電源装置 1 台当たりの最大電流 (R T—B O X) (3)	100	A
小規模局用電源装置 1 台当たりの所要面積 (小規模局)	7	m <sup>2</sup>
小規模局用電源装置 1 台当たりの所要面積 (R T—B O X) (1)	9	m <sup>2</sup>
小規模局用電源装置 1 台当たりの所要面積 (R T—B O X) (2)	9	m <sup>2</sup>
小規模局用電源装置 1 台当たりの所要面積 (R T—B O X) (3)	9	m <sup>2</sup>
可搬型発動発電機規定容量(1)	1	k V A
可搬型発動発電機規定容量(2)	2	k V A

可搬型発動発電機規定容量(3)	3	k V A
可搬型発動発電機規定容量(4)	4	k V A
可搬型発動発電機規定容量(5)	5	k V A
可搬型発動発電機規定容量(6)	6	k V A
可搬型発動発電機規定容量(7)	7	k V A
可搬型発動発電機規定容量(8)	8	k V A
可搬型発動発電機規定容量(9)	9	k V A
可搬型発動発電機規定容量(10)	10	k V A
可搬型発動発電機規定容量(11)	11	k V A
可搬型発動発電機設置台数(1)	0	台
可搬型発動発電機設置台数(2)	29	台
可搬型発動発電機設置台数(3)	6	台
可搬型発動発電機設置台数(4)	0	台
可搬型発動発電機設置台数(5)	2	台
可搬型発動発電機設置台数(6)	2	台
可搬型発動発電機設置台数(7)	0	台
可搬型発動発電機設置台数(8)	0	台
可搬型発動発電機設置台数(9)	0	台

可搬型発動発電機設置台数(10)	0	台
可搬型発動発電機設置台数(11)	1	台
複数階局舎容積率	400	%
平屋局舎容積率	100	%
駐車スペース等土地面積	90	m <sup>2</sup>
R T - B O X 土地面積	75	m <sup>2</sup>
駐車スペース面積	21	m <sup>2</sup>
時分割多元接続装置架単位電流	9.5	A/架
時分割多元接続装置架単位面積	1.44	m <sup>2</sup> /架
衛星送受信装置架単位電流	36.7	A/架
衛星送受信装置架単位面積	1.44	m <sup>2</sup> /架
衛星回線制御装置架単位電流	210.5	A/架
衛星回線制御装置架単位面積	16.38	m <sup>2</sup> /架
インタフェース変換装置1ユニット当たりDC電流	3.125	A/ユニット
インタフェース変換装置共用架当たり最大搭載ユニット数	5	ユニット/架
土地単価時価補正係数	0.7	—
土地単価時点補正係数(北海道)	0.8009	—
土地単価時点補正係数(青森県)	0.6907	—

土地単価時点補正係数（岩手県）	0.7265	—
土地単価時点補正係数（宮城県）	0.9647	—
土地単価時点補正係数（秋田県）	0.6519	—
土地単価時点補正係数（山形県）	0.7589	—
土地単価時点補正係数（福島県）	0.8078	—
土地単価時点補正係数（茨城県）	0.7287	—
土地単価時点補正係数（栃木県）	0.7500	—
土地単価時点補正係数（群馬県）	0.7542	—
土地単価時点補正係数（埼玉県）	0.8701	—
土地単価時点補正係数（千葉県）	0.8862	—
土地単価時点補正係数（東京都）	0.9895	—
土地単価時点補正係数（神奈川県）	0.9184	—
土地単価時点補正係数（新潟県）	0.7829	—
土地単価時点補正係数（富山県）	0.8353	—
土地単価時点補正係数（石川県）	0.7852	—
土地単価時点補正係数（福井県）	0.7356	—
土地単価時点補正係数（山梨県）	0.7724	—
土地単価時点補正係数（長野県）	0.7705	—

土地単価時点補正係数（岐阜県）	0.8238	—
土地単価時点補正係数（静岡県）	0.8509	—
土地単価時点補正係数（愛知県）	0.9716	—
土地単価時点補正係数（三重県）	0.8074	—
土地単価時点補正係数（滋賀県）	0.8770	—
土地単価時点補正係数（京都府）	0.9126	—
土地単価時点補正係数（大阪府）	0.9035	—
土地単価時点補正係数（兵庫県）	0.8828	—
土地単価時点補正係数（奈良県）	0.8512	—
土地単価時点補正係数（和歌山県）	0.7167	—
土地単価時点補正係数（鳥取県）	0.6966	—
土地単価時点補正係数（島根県）	0.7546	—
土地単価時点補正係数（岡山県）	0.8305	—
土地単価時点補正係数（広島県）	0.8273	—
土地単価時点補正係数（山口県）	0.7233	—
土地単価時点補正係数（徳島県）	0.6503	—
土地単価時点補正係数（香川県）	0.7078	—
土地単価時点補正係数（愛媛県）	0.7751	—

土地単価時点補正係数（高知県）	0.6240	—
土地単価時点補正係数（福岡県）	0.8948	—
土地単価時点補正係数（佐賀県）	0.7271	—
土地単価時点補正係数（長崎県）	0.7852	—
土地単価時点補正係数（熊本県）	0.8470	—
土地単価時点補正係数（大分県）	0.7870	—
土地単価時点補正係数（宮崎県）	0.8087	—
土地単価時点補正係数（鹿児島県）	0.7288	—
土地単価時点補正係数（沖縄県）	1.0047	—
監視設備（総合監視） 対投資額比率	0.001417	—
監視設備（収容局設備） 対投資額比率	0.05425	—
監視設備（コア局設備） 対投資額比率	0.07380	—
監視設備（市外線路） 対投資額比率	0.03438	—
監視設備（市内線路） 対投資額比率	0.01151	—
監視設備（伝送無線機械） 対投資額比率	0.14530	—
共通用建物 対投資額比率	0.008702	—
共通用土地 対投資額比率	0.006861	—
共通用土地単価補正係数	1	—

構築物 対投資額比率	0.06732	—
機械及び装置 対投資額比率	0.0006718	—
車両 対投資額比率	0.0001112	—
工具、器具及び備品 対投資額比率	0.004834	—
無形固定資産（ソフトウェアを除く。） 対投資額比率	0.004397	—





無形固定資産		
工具、器具及び備品		
車両		
機械及び装置		
構築物		
共用土地		
共用建物		
監視設備（市内線路）		
監視設備（市外線路）		
監視設備（伝送無線機械）		
監視設備（コア局設備）		
監視設備（収容局設備）		
監視設備（総合監視）		
機械室土地		
機械室建物		
電力設備（可搬型発動発電機）		
電力設備（小規模局用電源装置）		
電力設備（発電装置）		
電力設備（受電装置）		
電力設備（蓄電池）		
電力設備（交流無停電電源装置）		
電力設備（直流変換電源装置）		
電力設備（整流装置）		
空調設備		
信号用中継交換機		
SGW		
アナログ・デジタル回線共通部		
アナログ局内回線収容装置		
総合デジタル通信局内回線終端装置		





附則別表第5の1（附則第6条関係） 費用算定方式

費用区分	算定方式
減価償却費	$( ( (投資額 - 最低残存価額) \div 法定耐用年数) \times 法定耐用年数 + 除去損 ) \div 経済的耐用年数$ 土地は、減価償却しない。除去損＝最低残存価額とする。
通信設備使用料	(1) 伊豆大島と本土中継交換機間及び犬石と中継交換局間の伝送路に係るもの 伝送路数×専用線料金単価 (2) 信号用中継交換機に係るもの 信号用中継交換機伝送路数×信号用中継交換機専用線料金単価
固定資産税	定率法正味固定資産価額×固定資産税率 定率法正味固定資産価額は、附則別表第3の1に定める算出式により算定する。
施設保全費	(1) 加入系線路に係るもの 設備延長km×1km当たりの施設保全費+加入者数×1加入者当たり施設保全費 (2) 中継系架空光ケーブル、中継系地下光ケーブル、海底光ケーブル、電線共同溝、自治体管路、監視設備（市外線路）及び監視設備（市内線路）に係るもの 設備延長km×1km当たりの施設保全費 (3) 管路、中口径管路、共同溝及びびとう道に係るもの 設備亘長km×1km当たりの施設保全費 (4) 上記以外のもの 投資額×施設保全費対投資額比率
道路占用料	(1) 電柱に係るもの 電柱本数×電柱1本当たり道路占用料 (2) 管路、中口径管路及びびとう道に係るもの 設備亘長km×1km当たり道路占用料 (3) 電線共同溝、自治体管路及び情報ボックスに係るもの 設備延長km×1km当たり道路占用料 (4) き線点遠隔収容装置に係るもの き線点遠隔収容装置ユニット数×き線点遠隔収容装置1ユニット当たり道路占用料
撤去費用	投資額×撤去費用対投資額比率
試験研究費	直接費×対直接費比率 直接費＝減価償却費+通信設備使用料+固定資産税+施設保全費+道路占用料+撤去費用
接続関連事務費	音声回線数×1回線当たり接続関連事務費
管理共通費	(施設保全費+試験研究費+接続関連事務費)×管理共通費比率

附則別表第5の2（附則第6条関係） 共通費等の配賦基準

区分		帰属対象設備	配賦基準
試験研究費		附則別表第2の1の設備区分に定める各設備	直接費比
接続関連事務費		附則別表第2の1の設備区分に定める各設備	投資額比
管理共通費		附則別表第2の1の設備区分に定める各設備	施設保全費＋試験研究費＋接続関連事務費の合計額比
監視設備	総合監視	収容局以上の各設備	資本コスト＋保守コストの合計額比
	収容局設備	収容局の各設備	資本コスト＋保守コストの合計額比
	コア局設備	コア局の各設備	資本コスト＋保守コストの合計額比
	伝送無線機械	伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、無線鉄塔、無線アンテナ、衛星通信設備及びインタフェース変換装置	資本コスト＋保守コストの合計額比
	市外線路	中継系光ケーブル、海底光ケーブル及び海底中間中継伝送装置	資本コスト＋保守コストの合計額比
	市内線路	メタルケーブル及び加入系光ケーブル	資本コスト＋保守コストの合計額比
共通用建物		附則別表第2の1の設備区分に定める各設備	施設保全費＋試験研究費＋接続関連事務費の合計額比
共通用土地		附則別表第2の1の設備区分に定める各設備	施設保全費＋試験研究費＋接続関連事務費の合計額比
構築物		附則別表第2の1の設備区分に定める各設備	機械室土地建物及び共通用土地建物の資本コスト＋保守コストの合計額比
機械及び装置		附則別表第2の1の設備区分に定める各設備	施設保全費＋試験研究費＋接続関連事務費の合計額比
車両		附則別表第2の1の設備区分に定める各設備	施設保全費比
工具、器具及び備品		附則別表第2の1の設備区分に定める各設備	施設保全費＋試験研究費＋接続関連事務費の合計額比
無形固定資産		附則別表第2の1の設備区分に定める各設備	ネットワーク設備投資額比
空調設備		音声収容ルータ、共用収容ルータ、音声収容装置、音声収容装置用L2SW、総合デジタル通信回線収容交換機、総合デジタル通信回線収容交換機用DB、消防警察トランク、警察消防用回線集約装置、共用コアルータ、コア局用L2SW、CS、MGW、XCM、MGC、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、インタフェース変換装置、衛星通信設備、信号用中継交換機、SGW及びオペレーション設備	電力容量比
電力設備	整流装置	音声収容ルータ、共用収容ルータ、音声収容装置、音声収容装置用L2SW、総合デジタル通信回線収容交換機、総合デジタル通信回線収容交換機用DB	電流比

	、消防警察トランク、警察消防用回線集約装置、共用コアルータ、CS、MGW、XCM、MGC、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、インタフェース変換装置、衛星通信設備、信号用中継交換機及びSGW	
蓄電池	音声収容ルータ、共用収容ルータ、音声収容装置、音声収容装置用L2SW、総合デジタル通信回線収容交換機、総合デジタル通信回線収容交換機用DB、消防警察トランク、警察消防用回線集約装置、共用コアルータ、コア局用L2SW、CS、MGW、XCM、MGC、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、インタフェース変換装置、衛星通信設備、信号用中継交換機、SGW及びオペレーション設備	電流比
交流無停電電源装置	音声収容装置用L2SW、警察消防用回線集約装置、共用コアルータ、コア局用L2SW、CS、MGC、伝送装置、中間中継伝送装置、信号用中継交換機、SGW及びオペレーション設備	電流比
受電装置	音声収容ルータ、共用収容ルータ、音声収容装置、音声収容装置用L2SW、総合デジタル通信回線収容交換機、総合デジタル通信回線収容交換機用DB、消防警察トランク、警察消防用回線集約装置、共用コアルータ、コア局用L2SW、CS、MGW、XCM、MGC、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、インタフェース変換装置、衛星通信設備、信号用中継交換機、SGW及びオペレーション設備	電力容量比
発電装置	音声収容ルータ、共用収容ルータ、音声収容装置、音声収容装置用L2SW、総合デジタル通信回線収容交換機、総合デジタル通信回線収容交換機用DB、消防警察トランク、警察消防用回線集約装置、共用コアルータ、コア局用L2SW、CS、MGW、XCM、MGC、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、インタフェース変換装置、衛星通信設	電力容量比

	備、信号用中継交換機、SGW及びオペレーション設備	
小規模局用電源装置	音声收容ルータ、共用收容ルータ、音声收容装置、音声收容装置用L2SW、総合デジタル通信回線收容交換機、総合デジタル通信回線收容交換機用DB、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、インタフェース変換装置及び衛星通信設備	電流比
小規模局用蓄電池	音声收容ルータ、共用收容ルータ、音声收容装置、音声收容装置用L2SW、総合デジタル通信回線收容交換機、総合デジタル通信回線收容交換機用DB、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、インタフェース変換装置及び衛星通信設備	電流比
可搬型発動発電機	音声收容ルータ、共用收容ルータ、音声收容装置、音声收容装置用L2SW、総合デジタル通信回線收容交換機、総合デジタル通信回線收容交換機用DB、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、インタフェース変換装置及び衛星通信設備	電流比
直流変換電源装置	消防警察トランク及び警察消防用回線集約装置	電流比
機械室建物	主配線盤、光ケーブル成端架、音声收容ルータ、共用收容ルータ、音声收容装置、音声收容装置用L2SW、総合デジタル通信回線收容交換機、総合デジタル通信回線收容交換機用DB、消防警察トランク、警察消防用回線集約装置、共用コアルータ、コア局用L2SW、CS、MGW、XCM、MGC、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、無線鉄塔、インタフェース変換装置、衛星通信設備、信号用中継交換機、SGW及びオペレーション設備	面積比
機械室土地	主配線盤、光ケーブル成端架、音声收容ルータ、共用收容ルータ、音声收容装置、音声收容装置用L2SW、総合デジタル通信回線收容交換機、総合デジタル通信回線收容交換機用DB、消防警察トランク、警察消防用回線集約装置、共用コアルータ、コア局用L2SW、CS、MGW、XCM、MGC、伝	面積比

送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、無線鉄  
塔、インタフェース変換装置、衛星通信設備、信号  
用中継交換機、S GW及びオペレーション設備



附則別表第5の3（附則第6条関係） 費用算定に用いる数値

項目	数値	単位
加入者交換機施設保全費対投資額比率	0.04436	—
中継交換機施設保全費対投資額比率	0.04164	—
伝送装置施設保全費対投資額比率	0.02873	—
音声収容装置施設保全費対投資額比率	0.0519	—
音声収容装置用L2SW施設保全費対投資額比率	0.0519	—
総合デジタル通信回線収容交換機施設保全費対投資額比率	0.0519	—
音声収容ルータ施設保全費対投資額比率	0.1365	—
共用収容ルータ施設保全費対投資額比率	0.1491	—
共用コアルータ施設保全費対投資額比率	0.1488	—
コア局用L2SW施設保全費対投資額比率	0.0519	—
CS施設保全費対投資額比率	0.0390	—
中継系ソフトスイッチ施設保全費対投資額比率	0.0644	—
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（北海道）	151,648	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（青森県）	143,229	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（岩手県）	148,491	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（宮城県）	155,332	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（秋田県）	146,386	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（山形県）	150,596	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（福島県）	153,227	円/km

メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (茨城県)	154,806	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (栃木県)	153,227	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (群馬県)	151,122	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (埼玉県)	161,647	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (千葉県)	162,699	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (東京都)	173,224	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (神奈川県)	163,225	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (新潟県)	151,648	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (富山県)	156,911	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (石川県)	157,437	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (福井県)	144,807	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (山梨県)	160,594	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (長野県)	153,753	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (岐阜県)	152,701	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (静岡県)	159,015	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (愛知県)	153,227	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (三重県)	153,753	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (滋賀県)	151,122	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (京都府)	148,491	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (大阪府)	152,701	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (兵庫県)	146,912	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (奈良県)	151,122	円/km

メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (和歌山県)	151,648	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (鳥取県)	136,388	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (島根県)	135,861	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (岡山県)	142,176	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (広島県)	141,650	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (山口県)	141,124	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (徳島県)	144,807	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (香川県)	146,912	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (愛媛県)	142,176	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (高知県)	142,176	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (福岡県)	145,860	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (佐賀県)	143,755	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (長崎県)	139,545	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (熊本県)	137,966	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (大分県)	139,019	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (宮崎県)	136,914	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (鹿児島県)	139,545	円/km
メタルケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (沖縄県)	127,968	円/km
メタルケーブル加入者回線当たり施設保全費	210	円/回線
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (北海道)	29,345	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (青森県)	27,716	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (岩手県)	28,734	円/km

加入系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（宮城県）	30,058	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（秋田県）	28,327	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（山形県）	29,142	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（福島県）	29,651	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（茨城県）	29,956	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（栃木県）	29,651	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（群馬県）	29,243	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（埼玉県）	31,280	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（千葉県）	31,484	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（東京都）	33,520	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（神奈川県）	31,586	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（新潟県）	29,345	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（富山県）	30,364	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（石川県）	30,465	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（福井県）	28,021	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（山梨県）	31,076	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（長野県）	29,753	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（岐阜県）	29,549	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（静岡県）	30,771	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（愛知県）	29,651	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（三重県）	29,753	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（滋賀県）	29,243	円/km

加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（京都府）	28,734	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（大阪府）	29,549	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（兵庫県）	28,429	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（奈良県）	29,243	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（和歌山県）	29,345	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（鳥取県）	26,392	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（島根県）	26,290	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（岡山県）	27,512	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（広島県）	27,410	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（山口県）	27,309	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（徳島県）	28,021	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（香川県）	28,429	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（愛媛県）	27,512	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（高知県）	27,512	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（福岡県）	28,225	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（佐賀県）	27,818	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（長崎県）	27,003	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（熊本県）	26,698	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（大分県）	26,901	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（宮崎県）	26,494	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（鹿児島県）	27,003	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（沖縄県）	24,763	円/km

加入系光ケーブル加入者回線当たり施設保全費	210	円／回線
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（北海道）	109,696	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（青森県）	103,561	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（岩手県）	107,395	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（宮城県）	112,380	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（秋田県）	105,861	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（山形県）	108,929	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（福島県）	110,846	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（茨城県）	111,996	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（栃木県）	110,846	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（群馬県）	109,312	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（埼玉県）	116,981	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（千葉県）	117,748	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（東京都）	125,416	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（神奈川県）	118,131	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（新潟県）	109,696	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（富山県）	113,530	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（石川県）	113,913	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（福井県）	104,711	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（山梨県）	116,214	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（長野県）	111,229	円／km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（岐阜県）	110,463	円／km

中継系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（静岡県）	115,064	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（愛知県）	110,846	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（三重県）	111,229	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（滋賀県）	109,312	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（京都府）	107,395	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（大阪府）	110,463	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（兵庫県）	106,245	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（奈良県）	109,312	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（和歌山県）	109,696	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（鳥取県）	98,576	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（島根県）	98,193	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（岡山県）	102,794	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（広島県）	102,411	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（山口県）	102,027	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（徳島県）	104,711	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（香川県）	106,245	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（愛媛県）	102,794	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（高知県）	102,794	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（福岡県）	105,478	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（佐賀県）	103,944	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（長崎県）	100,877	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km当たり施設保全費（熊本県）	99,727	円/km

中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（大分県）	100,494	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（宮崎県）	98,960	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（鹿児島県）	100,877	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（沖縄県）	92,442	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（北海道）	297,895	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（青森県）	280,803	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（岩手県）	291,485	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（宮城県）	305,372	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（秋田県）	287,212	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（山形県）	295,758	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（福島県）	301,099	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（茨城県）	304,304	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（栃木県）	301,099	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（群馬県）	296,826	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（埼玉県）	318,190	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（千葉県）	320,327	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（東京都）	341,691	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（神奈川県）	321,395	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（新潟県）	297,895	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（富山県）	308,577	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（石川県）	309,645	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（福井県）	284,008	円/km



海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (山梨県)	316,054	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (長野県)	302,167	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (岐阜県)	300,031	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (静岡県)	312,849	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (愛知県)	301,099	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (三重県)	302,167	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (滋賀県)	296,826	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (京都府)	291,485	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (大阪府)	300,031	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (兵庫県)	288,281	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (奈良県)	296,826	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (和歌山県)	297,895	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (鳥取県)	266,917	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (島根県)	265,848	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (岡山県)	278,667	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (広島県)	277,599	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (山口県)	276,530	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (徳島県)	284,008	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (香川県)	288,281	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (愛媛県)	278,667	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (高知県)	278,667	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (福岡県)	286,144	円/km

海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（佐賀県）	281,871	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（長崎県）	273,326	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（熊本県）	270,121	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（大分県）	272,258	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（宮崎県）	267,985	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（鹿児島県）	273,326	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費（沖縄県）	249,825	円/km
管路延長 1 km 当たり施設保全費	58,231	円/km
中口径管路亘長 1 km 当たり施設保全費	58,231	円/km
とう道亘長 1 km 当たり施設保全費	58,231	円/km
共同溝亘長 1 km 当たり施設保全費	58,231	円/km
自治体管路延長 1 km 当たり施設保全費	58,231	円/km
電線共同溝延長 1 km 当たり施設保全費	58,231	円/km
電力設備施設保全費対投資額比率	0.04565	—
機械室建物施設保全費対投資額比率	0.01898	—
監視設備（総合監視）施設保全費対投資額比率	0.1674	—
監視設備（収容局設備）施設保全費対投資額比率	0.04430	—
監視設備（コア局設備）施設保全費対投資額比率	0.04161	—
監視設備（市外線路）市外線路延長 1 km 当たり施設保全費	4,176	円/km
監視設備（市内線路）市内線路延長 1 km 当たり施設保全費	1,248	円/km
監視設備（伝送無線機械）施設保全費対投資額比率	0.02873	—
共通用建物施設保全費対投資額比率	0.01898	—

構築物施設保全費対投資額比率	0	—
機械及び装置施設保全費対投資額比率	0	—
車両施設保全費対投資額比率	0.03451	—
工具、器具及び備品施設保全費対投資額比率	0.002161	—
音声収容装置ソフトウェア施設保全費対投資額比率	0.0519	—
総合デジタル通信回線収容交換機ソフトウェア施設保全費対投資額比率	0.0519	—
音声収容ルータソフトウェア施設保全費対投資額比率	0.1365	—
共用収容ルータソフトウェア施設保全費対投資額比率	0.1491	—
共用コアルータソフトウェア施設保全費対投資額比率	0.1488	—
CSソフトウェア施設保全費対投資額比率	0.0390	—
中継系ソフトスイッチソフトウェア施設保全費対投資額比率	0.0644	—
無形固定資産（ソフトウェアを除く。）施設保全費対投資額比率	0	—
電柱1本当たり道路占用料	290	円/本
管路1km当たり道路占用料	33,744	円/km
中口径管路1km当たり道路占用料	337,418	円/km
とう道1km当たり道路占用料	725,935	円/km
情報ボックス1km当たり道路占用料	3,821	円/km
自治体管路1km当たり道路占用料	3,821	円/km
電線共同溝1km当たり道路占用料	3,821	円/km
き線点遠隔収容装置1台当たり道路占用料	57	円/台
機械設備撤去費用対投資額比率	0.003421	—
市外線路撤去費用対投資額比率	0.003766	—

市内線路撤去費用対投資額比率	0.002397	—
土木設備撤去費用対投資額比率	0.001239	—
建物撤去費用対投資額比率	0.002532	—
構築物撤去費用対投資額比率	0.002488	—
機械及び装置撤去費用対投資額比率	0.0006553	—
車両撤去費用対投資額比率	0	—
工具、器具及び備品撤去費用対投資額比率	0.0009559	—
試験研究費対直接費比率	0.02488	—
1回線当たり接続関連事務費	0	円／回線
管理共通費比率	0.1506	—
経済的耐用年数		
交換機	30.9	年
音声収容装置	9	年
音声収容装置用L2SW	9	年
総合デジタル通信回線収容交換機	9	年
音声収容ルータ	9	年
共用収容ルータ	9	年
共用コアルータ	9	年
コア局用L2SW	9	年
CS	9	年
中継系ソフトスイッチ	9	年
伝送装置	9	年

き線点遠隔収容装置	13.5	年
無線伝送装置	9	年
通信衛星設備	9	年
架空メタルケーブル	31.2	年
地下メタルケーブル	40.6	年
陸上架空光ケーブル	17.6	年
陸上地下光ケーブル	23.7	年
海底光ケーブル	26.5	年
電柱	21.2	年
管路	62.7	年
中口径管路	62.7	年
とう道	75	年
共同溝	75	年
電線共同溝	62.7	年
無線アンテナ	24.3	年
無線鉄塔	24.3	年
空調設備	22.8	年
電力設備（整流装置）	15.7	年
電力設備（整流装置用蓄電池）	9.9	年
電力設備（直流変換電源装置）	20.4	年
電力設備（交流無停電電源装置）	12.9	年
電力設備（交流無停電電源装置用蓄電池）	9.4	年

電力設備（小規模局用電源装置）	17.6	年
電力設備（小規模局用電源装置用蓄電池）	9.9	年
電力設備（発電装置）	18.2	年
電力設備（受電装置）	20.9	年
電力設備（可搬型発動発電機）	22.5	年
機械室建物	24.1	年
監視設備（総合監視）	9	年
監視設備（収容局設備）	10.6	年
監視設備（コア局設備）	10.5	年
監視設備（伝送無線機械）	10.8	年
監視設備（市外線路）	14.1	年
監視設備（市内線路）	17.4	年
共通用建物	23.1	年
構築物	15.8	年
機械及び装置	10.7	年
車両	5	年
工具、器具及び備品	5.5	年
音声収容装置ソフトウェア	5	年
総合デジタル通信回線収容交換機ソフトウェア	9	年
音声収容ルータソフトウェア	5	年
共用収容ルータソフトウェア	5	年
共用コアルータソフトウェア	5	年

CSソフトウェア	5	年
中継系ソフトスイッチソフトウェア	5	年
無形固定資産（ソフトウェアを除く。）	5.2	年

附則別表第6（附則第6条関係） 設備区分別費用明細表

	音声収容ルータ	共用収容ルータ	音声収容装置	音声収容装置用L2SW	CS	総合デジタル通信回線収容交換機	総合デジタル通信回線収容交換機用DB	消防警察トランク	警察消防用回線集約装置	き線点遠隔収容装置	主配線盤	光ケーブル成端架	共用コアルータ	コア局用L2SW	MGW	MGC	伝送装置	中間中継伝送装置	メタルケーブル	加入系光ケーブル	中継系光ケーブル	海底光ケーブル	海底中間中継伝送装置	無線伝送装置	インタフェース変換装置	無線アンテナ	無線鉄塔	衛星通信設備	加入系電柱	中継系電柱	加入系管路	中継系管路	加入系中口径管路	中継系中口径管路	加入系共同溝	中継系共同溝	加入系とう道	中継系とう道	
設備区分直接の減価償却費																																							
設備区分直接の通信設備使用料																																							
設備区分直接の固定資産税																																							
設備区分直接の施設保全費																																							
設備区分直接の道路占用料																																							
設備区分直接の撤去費用																																							
附属設備の減価償却費																																							
附属設備の固定資産税																																							
附属設備の施設保全費																																							
附属設備の撤去費用																																							
試験研究費																																							
接続関連事務費																																							
管理共通費																																							
設備区分ごとの費用合計																																							



